

第九十一回国会 農林水産委員会 議 録 第十一号

昭和五十五年三月二十七日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 内海 英男君

理事 片岡 清一君

理事 羽田 孜君

理事 柴田 健治君

理事 和田 一郎君

理事 稲富 稜人君

理事 小里 貞利君

理事 近藤 元次君

理事 佐藤 隆君

理事 田名部匡省君

理事 玉沢徳一郎君

理事 堀島 譲二君

理事 堀之内久男君

理事 小川 国彦君

理事 新村 源雄君

理事 馬場 昇君

理事 細谷 昭雄君

理事 瀬野栄次郎君

理事 中川利三郎君

理事 神田 厚君

出席國務大臣

農林水産大臣 武藤 嘉文君

出席政府委員

農林水産政務次官 近藤 鉄雄君

農林水産省経済局長 松浦 昭君

農林水産省農蚕園芸局長 二瓶 博君

委員外の出席者

農林水産大臣官房審議官 井上 喜一君

農林水産省経済局統計情報部長 柳井 昭司君

通商産業大臣官房調査統計部長 渡辺 全佑君

通商産業省生活産業局総務課長 宇賀 道郎君

通商産業省生活産業局通商課長 村田 文男君

農林水産委員会調査室長 小沼 勇君

委員の異動

三月二十六日

補欠選任

田中 六助君

河本 敏夫君

吉郎君

堀之内久男君

同日

補欠選任

保利 耕輔君

堀之内久男君

同日

補欠選任

河本 敏夫君

田澤 吉郎君

田中 六助君

同日

補欠選任

小川 国彦君

中林 佳子君

同日

補欠選任

竹内 猛君

林 百郎君

三月二十七日

国が行う民有林野の分収造林に関する特別措置法案(芳賀貢君外十名提出、衆法第二六六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第八〇号)

農林水産省の振興に関する件(畜産物及び畜産価格問題)

○内海委員長 これより会議を開きます。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。武藤農林水産大臣。

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○武藤國務大臣 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

この法律案は、恩給制度、国家公務員共済組合制度その他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の引き上げ等を行うことにより、給付水準の引き上げを行おうとするものであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明を申し上げます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。これは、退職年金等の年金額の算定の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年四月分以後、昭和五十四年度の国家公務員の給与の上昇率

を基準として引き上げ、年金額の増額を行おうとするものであります。

第二は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは、恩給制度の改善に準じ、退職年金、遺族年金等に係る絶対最低保障額を引き上げようとするものであります。

第三は、昭和三十九年改正前の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ等であります。これは、六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の旧法による遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算の適用を受ける受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うこととするものであります。

以上のほか、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○内海委員長 引き続き、補足説明を聴取いたします。松浦経済局長。

○松浦(昭)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

第一は、既裁定年金の額の引き上げであります。

第二は、退職年金等についてのいわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。

第三は、昭和三十九年改正前の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる旧法に基づく遺族年金に係る寡婦加算の額の引き上げ等であります。

これは、六十歳以上の寡婦または子がいる寡婦の旧法による遺族年金に加算されるいわゆる寡婦加算の額を引き上げるとともに、寡婦加算の適用を受ける受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合には、必要な調整を行うこととするものであります。

以上のほか、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額の下限及び上限の引き上げ等、所要の改正を行うことといたしております。

以上が、この法律案の提案理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○内海委員長 引き続き、補足説明を聴取いたします。松浦経済局長。

○松浦(昭)政府委員 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を補足して説明申し上げます。

この法律案を提出いたしました理由につきましては、すでに提案理由において申し述べましたので、以下その内容につき若干補足させていただきます。

す。これは、昭和五十四年三月三十一日以前に給付事由が生じた退職年金、減額退職年金、障害年金、遺族年金、通算退職年金及び通算遺族年金につきまして、その年金額の計算の基礎となつた平均標準給与を、昭和五十五年四月分以後、昭和五十四年度の国家公務員の給与の上昇率を基準として、平均三・五%程度引き上げるものであります。

第二は、いわゆる絶対最低保障額の引き上げであります。これは、退職年金、障害年金及び遺族年金につきまして、年齢または組合員期間の区分に応じ、その絶対最低保障額を昭和五十五年四月分から引き上げ、同年六月分からさらに引き上げることとしたしております。たとえば、六十五歳以上の者の退職年金については、絶対最低保障額を昭和五十五年四月分以後六十四万七千円から六十七万一千六百円に、同年六月分以後この額をさらに七十万円に引き上げることとしたしております。

第三は、昭和三十九年改正前の農林漁業団体職員共済組合法、いわゆる旧法に基づく遺族年金に係るいわゆる寡婦加算の額の引き上げ等であり、す。このうち、寡婦加算の額については、六十歳以上の寡婦または子のいる寡婦の旧法に基づく遺族年金について、子の数等に応じて加算される額を、昭和五十五年八月分より引き上げようとするものであります。

たとえば、子供が一人いる場合の寡婦加算額については、昭和五十五年八月分以後六万六千円から十二万六千円に引き上げることとしております。なお、寡婦加算の適用を受ける受給者が同時に退職年金等を受けることとなる場合の調整については、その詳細を政令で定めることとしております。

以上のほか、掛金及び給付の額の算定の基礎となる標準給与の月額につきまして、その下限を農林漁業団体職員の給与の実態等を考慮して六万七千円から六万九千円に引き上げるとともに、その上限を国家公務員共済組合法に準じて三十九万

円から四十一万六千円に引き上げる等の措置を講ずるほか、所要の規定の整備を図ることとしております。以上であります。

○内海委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ることとしたします。

○内海委員長 農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

この際、昭和五十五年の指定食肉の価格算定の説明、昭和五十四年肥育牛・乳用雄肥育牛等の生産費及び畜産業者をめぐる情勢について、政府から説明を聴取いたします。井上審議官。

○井上説明員 それでは、私から、牛肉と豚肉の指定食肉の安定価格につきまして、本日畜産振興審議会の食肉部会に諮問いたしました内容につきまして、ごく簡単に御説明をいたします。

お手元に届いております資料のうちで、「昭和五十五年指定食肉(牛肉)安定価格算定説明参考資料」というのがありと思いますが、それに即しまして御説明をいたします。

まず、第一ページの「指定食肉(牛肉)の安定基準価格及び安定上位価格」という見出しでございまして、その算式は、去勢和牛肉につきまして、 P_0 算式、 P_1 イコール大きな括弧、小さい括弧の P_0 掛ける I 、小さい括弧で閉じまして、掛ける m プラス k 、大きな括弧で閉じまして、括弧一プラス・マイナス v 、こういう算定方式によりまして牛肉の安定価格を求めるわけでございます。

P_0 は求める価格でございます。 P_0 が基準期間。基準期間と言いますのは、牛肉につきましては、過去七年間、昭和四十八年の二月から昭和五十五年の一月までの期間でございますが、その間におきます去勢肥育和牛肉の農家販売価格でございます。 I と言いますのが、基準期間、ただいま申し上げました七年前に對します価格決定年度、つま

り昭和五十五年度でございますが、その去勢若齢肥育和牛肉の生産費指数でございます。生産費の変率でございます。それから、 m と k と言いますのは、生体を枝肉に換算する係数でございます。 v と言いますのが平均価格に對します変動係数でございます。

まず、 P_0 でございますが、 P_0 につきましては、四ページをお開きいただきたいと思ひます。四ページから五ページにかけて、昭和四十八年二月から昭和五十五年の一月までの月別の肉牛の農家販売価格と枝肉の卸売価格を入れてあります。そこで、 P_0 は、四ページの右の方の一番下に「平均」というところがございます。昭和五十五年一月の下「平均」という欄で、実績値が九百十四円二十銭、その右が九百三十四円四十銭というのがあります。これが P_0 でございます。 P_0 の求め方は、牛肉の安定基準価格と安定上位価格の中におさるように肉牛農家販売価格を修正してございまして、その修正値の平均が九百三十四円四十銭でございます。

それから次に、生産費の変率率の I でございますが、これにつきましては七ページをお開きいただきたいと思ひます。生産費指数の計算方法といたしましては、 I イコール $\Sigma q_i P_i$ の $\Sigma q_i P_i$ とありまして、分母になつておりますのが、基準期間七年前の第一次生産費に占める各費目の金額と、それから基準期間における各費目の金額との、それから基準期間における生産費を五十年の価格を 100 として表示したものでございまして、それから分子になつておりますのは、同じく五十年の価格を 100 としていたしまして価格決定年度の推定した生産費でございます。これで計算いたしますと、 I は八万二千二百七十八円分の八万六千九百円になりまして、 100×56 といふことに相なるわけでございます。

次に、 m と k でございますが、これにつきましては十六ページをお開きいただきたいと思ひますが、枝肉と肉牛の農家販売価格との関連は、 Y イコール $16 - 16X$ プラス $19 \cdot 22$ といふことに相なるわけでございます。

それから二ページに参りまして、その他の去勢牛肉といふことで言つております乳用の雄牛の安定価格でございますが、この算定方式といたしましては、去勢和牛肉の安定価格から一定の価格比でもって開く、こういう方式を従来とておりまして、昭和五十五年度につきましてもこの方式を踏襲いたしております。その比がその算式にございまして、 $0 \cdot 814$ でございますので、その他の去勢牛肉の安定基準価格につきましては千四百四十六円六十銭、安定上位価格につきましては千四百三十五円八銭、こういうことに相なるわけでございまして。

以上が牛肉関係でございます。それから豚肉につきましては、豚肉の安定価格の説明参考資料の方で御説明させていただきます。

相なるわけでございます。これらの数値をそれぞれのところに入れます。

それから v でございますが、また一ページに戻りいただきまして、 v につきましては一三%、 $0 \cdot 13$ といふことにいたしております。これは、牛肉の価格安定制度が満足いたしましたしてちやうど五年になるわけでございます。この変動幅の開き方については、各界からの御批判もあつたわけでございますが、最近の数値をとりまして一三%といふことにいたしたわけでございます。それで計算をいたしますと、一ページの一番下にございまして、ように安定基準価格は千三百五十七円三十七銭、安定上位価格につきましては千七百六十三円一銭、こういうことに相なるわけでござい

昭和五十年の二月から昭和五十五年の一月までの期間をとっているわけでございます。そこが違う点でございます。

それから、 α といひますのは、これも牛肉にならぬ点でございますけれども、豚肉の需給調整係数でございます。過剰になる場合あるいは不足をする場合にそれぞれ α を働かせて調整する係数に調整させる、そういう係数でございます。その点が違います。mとkにつきましては枝肉換算係数でございます。牛肉とは違いますけれども、考え方としては同じような考え方方で算定をいたしております。

そこで、算定方法の考え方につきましては牛肉の方で御説明いたしましたので省略させていただきますが、結論だけを申し上げますと、その下にありますP、イコール四百二十七円、これにつきましては、基準期間における農家の肉豚の販売価格が四百二十七円でございます。それから、基準期間に対する価格決定年度の生産費の指数が〇・九八七でございます。それから需給調整係数といひましては、これは一と置いてあります。最近の豚肉の供給状況はかなり供給過多の状況でございますが、生産調整をやっているという状況でございます。また、片や輸入の方の動向も落ちてきています。そういうわけでございます。そういうような点を勘案いたしまして一と置まして、価格に對しましては中立的な数値をとったわけでございます。それを計算いたしますと四百二十一円四十五円でございます。それにmとkを働かせて枝肉に換算いたしますと六百七十六円三十三円に相なります。これに變動係数を掛けてございす。この變動係数につきましては従来の變動係数を三〇大きくしておりますが、これにつきましてはかねがね畜産振興審議会におきまして御批判があったところでございます。最近の動向を勘案いたしまして二三と置まして計算をいたしたものでございます。その結果、安定基準価格は五百八十八円四十一円、安定上位価格は七百六十四円二十五円というぐあいに相なったわけでございます。

第一類第八号 農林水産委員会議録第十二号

す。

それから、牛肉、豚肉ともに算定方式二でもう一つの算定方式を出しておりますが、これはさらに御参考までに従来出しているものでございまして、方式も従来どおりでございます。

簡単にございしますが、以上をもちまして、安定基準価格と安定上位価格についての諮問に出しました試算値についての説明を終わらせていただきます。

○内海委員長 柳井統計情報部長。

○柳井説明員 五十四年度の畜産関係の生産費について御説明申し上げます。

お手元に四つの資料が配付されておると思いますが、まず肥育豚生産費について申し上げます。これは五十三年度の七月から五十四年度の六月までの調査でございます。肥育豚生体百キログラム当たりの生産費でございますが、三万八千四百九十三円というところで前年に比較いたしますと六・八%の減少になっております。それから、一頭当たりの生産費は四万八千八百八十八円というところで六・六%の減少でございます。このように百キログラム当たりあるいは肥育豚一頭当たりの生産費が減少しておりますのは、子豚価格とそれから飼料の主体をなす配合飼料の価格が前年に引き続きまして値下がりいたしました。素畜費と飼料費が減少しているためでございます。

主要費目について御説明申し上げますと、素畜費でございますが、生体百キログラム当たりで二万四千七百七十円というところで七・七%減少しておりますが、肉豚市況の低迷を反映いたしまして、仕入れ時におけるところの子豚の価格が、前年に比較しまして値下がりしたためでございます。

それから飼料費でございますが、これも百キログラム当たりで一万三千五百円ということになっております。八・七%の減少でございますが、これも配合飼料価格が前年に比べて約一割値下がりましたためでございます。

それから労働費につきましては、生体百キログラム当たり三千四百円でございます。一・四%

増加しております。この内訳を見ますと、労働時間が多頭化等の進展によりまして約二・四%減少したわけでございますが、労賃の単価の上昇がそれを上回ったためでございます。

それから飼養規模別の生産費につきましては、時間の関係もございまして詳しい説明は省かしていただきますが、経営規模の拡大につれて、労働費が著しく削減しておるということが特徴でございます。

それから収益性について見ますと、肥育豚一頭当たりの粗収益は、四万二千七百十四円というところで七・五%減少しております。これは豚価の低迷を反映いたしまして生産者の販売価格が前年を下回ったためでございます。一日当たり労働報酬で見ますと、一万二千五百六十六円というところで七・九%の減少でございます。規模別に見ますと、上層階は高くなっておるという特徴がございます。

次に、子豚の生産費でございますが、子豚の一頭当たり生産費は、二万六千三百三十三円というところで前年対比で六・三%の減少でございます。繁殖雌豚の一頭当たり生産費は、十七万三千三百三十三円というところで五・一%の減少でございます。このように減少しておりますのは、費用全体の五割強を占めますところの飼料費が、配合飼料価格の値下がりも反映いたしまして前年に比較しまして約一割減少しておるということが主因でございます。

費用別に見ますと、飼料費は前年に対して一・二%の減少でございます。それから労働費につきましては、五千二百八十五円〇・九%の減少でございます。これは労賃単価は前年に比べて上昇したものの、省力技術等の普及によりまして、投下労働時間が一頭当たり約八%減少いたしまして、賃金水準の上昇の影響を吸収したためでございます。

収益性について見ますと、繁殖雌豚一頭当たりの粗収益は、二十万百十三円というところで七・九%減少しておりますが、これは子豚の販売価格

が前年に比べて一割程度値下がりしたためでございます。それから、一日当たり家族労働報酬は八千四百七十七円というところで、前年対比六・五%の減少でございます。

次に、肥育牛関係について申し上げます。これは五十三年度八月から五十四年度七月までの調査でございます。去勢若齢肥育につきましては、生体百キログラム当たりの生産費が九万六千二百四十三円というところで〇・五%の減少でございます。一頭当たりの生産費は五十八万三千五百円というところで〇・九%の上昇でございます。この差は一頭当たりの販売時の生体重が一・四%増加しておる、こういうことによるものでございます。

主要な構成費目について御説明申し上げます。素畜費でございますが、生体百キログラム当たりの素畜費は四万八千六百六十円というところで六・五%アップしてございます。これは子牛価格が値上がりしたことや、あるいは前年に比べてやや大型のものが導入された、こういうことによるものでございます。

それから飼料費につきましては、生体百キログラム当たり三万一千九百五十九円二・九%減少しております。これは配合飼料やあるいは大麦、ふすま等の価格が値下がりしたこと、若干肥育期間が短縮したということによるものでございます。

それから、労働費につきましては、百キログラム当たり一万六千九百九十円前年比二・四%増加しております。これは飼育労働時間が三・七%減少しましたが、賃金水準の上昇が約六%弱上昇したことによるものでございます。

それから収益性は、一頭当たりの粗収益が六十四万三千九百二十九円というところで、前年対比六・七%増加してございます。それから、一日当たり家族労働報酬は八千七百六十一円というところで六・七・一%の増加になっております。

次に、乳用雄肥育牛の生産費でございますが、生体百キログラム当たりの生産費は六万二千二百二十九円というところで四・七%の減少、一頭当たり

生産費は三十九万二千三百五十円ということで三・六%の減少でございますが、これは飼料費が減少したことが主因でございます。

まず、畜産費でございますが、生体百キログラム当たりの畜産費は二万六千五百七十九円ということで二・四%増加しております。これは子牛価格が値上がりしたためでございます。

それから飼料費につきましては、百キログラム当たりで二万六千七百三十一円ということで前年に比較しまして二・三%減少しておりますが、これは配合飼料、大麦、ふすま等の価格がかなり値下がりしたためでございます。

それから労働費につきましては、百キログラム当たりで四万九百三十四円ということで三・〇%減少しております。これは省力化等の進展によりまして、飼育労働時間が七・一%減少いたしました。賃金水準の上昇を吸収したためでございます。

一頭当たりの粗収益は、四十九万五千二十九円ということで一・八%上昇しておりますが、これはこの期間におきます牛肉価格が堅調であったことによりまして、生産者販売価格が上昇したことによるものでございます。それから一日当たりの家族労働報酬は、二万三千七百四十三円ということで前年に比較しまして二・一%ということになっております。

それから最後に、牛乳生産費につきまして御説明申し上げます。これは五十三年の七月から五十四年の六月の間の調査でございます。

生乳百キログラム当たり生産費でございますが、これは乳脂率三・二%換算でございます。四ページにございますように、その算出の方法が記載してありますが、そのような計算によりまして三・二%換算で算出しております。

百キログラム当たりで八千八百八十円ということで四・二%の減少でございます。それから一頭当たりいたしますと四十六万五千百十九円ということで二・三%の減少でございます。このような生産費の減少の主因は、配合飼料等の値下がりによる流通飼料費が減少した

ことと、子牛価格の高騰によりまして副産物価額が増加したためでございます。

主要費目について見ますと、まず飼料費でございますが、生乳百キログラム当たりの飼料費は四千二百六十九円ということで四・六%減少しております。このうち採草、放牧等の経費につきましては千五百五十二円ということで三・一%上がっております。

飼料費の六三・六%を占める流通飼料費が八・五%減少したためでございます。この流通飼料費の減少は配合飼料の値下がりによるものでございます。

それから労働費でございますが、百キログラム当たり二万四千二百八十八円ということで〇・七%上昇しております。これは労働単価は上昇いたしましたが、飼育労働時間が三・八%減少したということによるものでございます。

それから償却費でございますが、これは百キログラム当たり六百三十円二・三%増加しております。それから飼育規模別に見ますと、やはり労働時間が規模の拡大につれて非常に下がっております。このことが特徴でございます。飼料費につきましてはその規模間の格差というものは小さいというふうな考えられるわけでございます。

それから収益性について見ますと、一頭当たりの粗収益は六十万一千二百五十八円ということで五・一%増加しております。これは搾乳量の増加と副産物価額の上昇によるものでございます。それから一日当たり労働報酬を見ますと、九千八百十三円ということで一九・一%上昇しているという状況でございます。

以上をもって終わります。

○内海委員長 二瓶農芸園芸局長。

○二瓶政府委員 畜産価格安定法に基づきまして、五十五年生糸年度に適用いたします基準糸価等の行政価格につきましては、二十九日に開催予定の蚕糸業振興審議会畜産価格部会の審議を経て適正に決定してまいることとしていたしておりますが、本日は蚕糸業をめぐる最近の諸情勢につきまし

て、お手元に御配付いたしております資料に従いまして御説明を申し上げます。

それで、この資料の二ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、生糸価格及び需給の動向について見ますと、五十三生糸年度、五十三年度の六月から始まりまして五十三生糸年度におきましては中間安定帯のおおむね上方で堅調に推移いたしました。生糸価格は、五十四生糸年度に入りまして中間安定帯の下で推移をいたしたわけでございます。これは一ページの表をごらんいただきますときれいにその辺の關係が読み取れるかと思ひます。

そこで、昨年の七月以降、日本蚕糸事業団によりまして中間買い入れを行つておるところでございます。現在までのところ一万二千六百俵の国産糸の買い入れを行つておるわけでございます。生糸現物価格は、五十三生糸年度、これを平均いたしますと、キロ当たりで一万五千八百十八円ということであったわけですが、五十四生糸年度におきましては、昨年六月から二月の二月までの平均で前年を約五百円下回ります一万四千六百二十円ということになっておまして、現在も一万四千五百円台で推移をいたしておるような状況でございます。

なお、今回の事業団によりまして中間買い入れに当たりましては、この一月、二月、三月にもそれぞれ買い入れを行つておりますが、本年のように基準糸価決定の時期におきましても事業団が中間買い入れを行つておる、そういう事態は、十年ほど前の昭和四十四年以後の出来事でございます。このような情勢に対処いたしまして、生糸、絹製品の輸入につきましては、中国、韓国との間の二国間協定数量の削減なり、あるいは輸入調整措置の強化等に努めてまいつたところでございまして、輸入数量は生糸、絹糸、絹織物、いずれも五十四年度の暦年は五十三年度よりも減少しております。これは二ページをごらんいただきますと輸入数量というのがございまして、上に、左のところに暦年というのがございまして、ここに五十二、

五十三、五十四、この五十四のところをごらんいただきますと、生糸は前年対比七・二%、絹糸が八五・六、それから一つ飛びまして絹織物四九・八というところで、通関ベースでなめまますと五十三年よりは五十四年の輸入数量は減つておる。

さらに、御参考までに三ページに現在の生糸なり絹製品の輸入コントロールの仕組みにつきまして、生糸、絹糸あるいは絹織物等につきまして一覽表に収録をいたしておるわけでございます。

しかしながら、このような措置にもかかわらず、日本蚕糸事業団の在庫は、現在、先ほど申し上げました国産糸の中間買い入れの一萬二千俵強を含め八萬九千俵という事業団設立以来最高の在庫水準になっておまして、さらに今後、相当量五十四年度の発注をいたしました輸入生糸が入着いたしますので、近々さらにこれに上積みされまして、十萬俵を超えるというところは確実でございます。

これは四ページの表をごらんいただきますと、この在庫数量の推移が四十九年の六月以降記録してございますが、一番右のところは五十五年の三月二十日現在がございまして、八萬九千四百八十六俵ということで非常に高い山を形成をいたしております。これがさらに近々じゅうには十萬俵を超えるというのには確実でございます。

それから五ページをちょっとごらんいただきますと、ここに「買入、売渡、在庫状況」というのがございまして、中ごろに五十四年六月というところ線が引いてございまして、まず輸入糸の一般でございます。買入れのところは、六月以来買入れがございまして、三月二十日現在まで九千俵ほど輸入糸の一般糸を買つております。しかし、売り渡しはきれいにゼロが並んでおります。

在庫は六萬七千七百七十五俵という一般糸の在庫。それから次は、実需者売り渡し用の生糸でございますが、これも買入れが一萬六千三百十九俵の買い入れをやっておりますが、売り渡しは昨年の十月でストップをいたしております。わずかに六千五百四十六俵売っただけで、在庫は九千七百七十三俵。それから国産糸の方は、買入れ

は先ほど来申し上げておりますように一万二千六百三十八俵でございますが、これも糸価低迷いたしてありますから、当然売り戻し、売り渡し一切ないわけでございます。そういうことでこれをそろばんに入れますと、計を入れますと、先ほど申し上げましたような最後の在庫が八万九千四百八十六俵というのがこの三月二十日現在の姿でございます。

それから、輸入糸の実需者売り渡しにつきましては、糸価低迷のために、今五十四年度におきましては現在までのところ、昨年度のずれ込み分を含めまして約九千俵を行ったのみでございます。ただし、たゞいまも申し上げましたように、昨年十月以降糸価がいわゆる下ばり価格であります一万四千七百円というのを上回らないため、五カ月間売り渡しを停止した状態となっております。大体このマル実といひますのは瞬間タッチ方式で売るのでございまして、その瞬間タッチで売るのでございまして、五カ月間以上売れずに現在まで続いております。このこととございまして、現在このように需要者に対する引き渡しが行われないまま事業団手持ちとなっておりますものが九千八百俵でございますが、さらに四月から七月にかけて五十四年度分の需要者、実需者売り渡し用の生糸が一萬六千俵が国に到着をいたします。そういう状況でございます。

需要者サイドからは、生糸価格が一萬四千五百円あるいは一萬四千六百円ということで昨年十月以降推移しておるわけでございますので、何らかの措置によりまして需要者売り渡し生糸が実際に実需者の手元に速やかに渡るようにしてくれという要請があるわけでございます。

六ページのところに現在の「繭糸価格安定制度の概要」、金額の方はこれは五十四生糸年度適用の現在の価格、これをはめ込んでおるわけでございますが、中ごろに斜線で、この棒のところに斜線がございまして、これが中間安定帯でございます。この中間安定帯の下限が一萬四千四百円の基

準糸価でございます。上限の方が一萬五千九百円、標準中間売渡価格でございます。この中に実は下ばり価格と上ばり価格という、いわゆるそういうものの設定をいたしております。そこで、この一萬四千七百円という下ばり価格といひますのは、需要者に対して瞬間タッチで売り渡しする場合の一応のめどを一萬四千七百円というふう

に決めておるわけでございますが、糸価がこれの下で低迷いたしますので実需者売り渡しは実際できない、停止しておるということでございます。これまで申し上げてきましたような糸価低迷の要因につきましては、いろいろあるかと思ひますが、基本的には末端需要の停滞によるものと見られております。これは七ページをのぞいていただきますと、「和服等購入状況」というのがござい

ます。全国、全世界一人当たり平均でございますが、右の方に数量がございまして、五十四年はこの下のところに前年比がございまして、婦人の絹着物は九六・二％ということで前年より落ち込んでおる。それから絹着尺地、いわゆる反物でございます。これが、絹の反物が八六％でございます。それから絹地、これは広幅で、いわゆる洋装などいたしますときに、洋服などつくるときに絹地でございますが、これが九一・八ということで、いづれも落ち込んでおる、こういう状況でございます。

生糸年度でございますが、昨年の下のラインを五十四生糸年度では線グラフが走っておる、こういう姿になっておるわけでございます。

そういうことで、絹全体、生糸、絹糸、絹織物の在庫が増加をいたしております。これは十ページの「絹の在庫の推移」というのがございまして、ごらんいただきますと、上のところに暦年、五十二、五十三、五十四とありますが、この五十四年の暦年のところをごらんいただきますと、一番右のところ合計がございまして、そうすると三十三万三千二百一十一俵ということで、絹糸も絹織物等全部生糸に換算をして積み上げますと三十三万三千二百一十一俵の五十四暦年末、十二月末の在庫になるわけでございます。これは前年が二十七万で、すから約三万俵在庫がふえておるということでございます。これは、「生糸」のところ「事業団」という欄が左の方の四欄目ぐらいにございまして、八万二千七百三十六俵、前年が五万俵ということで、全体で三万俵ふえておるのが事業団のところに積み上がったおまして、こゝでたな上げされておるという姿で、昨年十二月末では八万二千俵という姿になっておるわけでございます。そこで、さらに昨今の経済情勢下におきまして、在庫の圧迫感が非常に強まっているという需給事情にございまして。

十一ページに「絹の需給表」というのがございまして、右の方の一番下の欄をごらんいただきますと、内需が八九％ということで、五十四暦年は前年対比八九％方の内需でございます。一番すみのところに「末在庫」というので一〇・四％というところで、先ほど申し上げました二十七万が三十三万俵になっておるわけで三万俵ほどふえておる、そういうことで一割ほど在庫がふえておる、それが一つの圧迫要因にも相なっておりますという厳しい需給情勢でございます。

次に、繭生産の動向についてながめてみたいと思ひます。十二ページをお開きいただきますと「養蚕業の概況」というのがございまして、繭生産は天候に

恵まれたこともありまして、官民挙げての努力により、五十四年は六年ぶりに増加をいたしました。繭生産量」というところの一番右すみにございまして、八万一千トンとなったところであります。この五十四年の繭生産において特徴的なことは、十アル当たりの収量量が六十四・九キロで、対前年比八％ふえてございます。それから、一戸当たりの収量量四百六十一キログラムで一％増加というふうなことで、いづれも大幅に増加を示しております。生産性向上及び規模拡大が見られるということでございまして、このような傾向が継続いたしますよう今後とも努力する必要があります。以上で、最近の養蚕業をめぐる諸情勢についての御説明を終わらせていただきます。

○内海委員長 以上で説明は終わりました。

○内海委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。小里貞利君。

○小里委員 ただいまそれぞれ説明がございましたように、農畜産物政策価格の試算価格の決定あるいは審議もいよいよ大詰めに向つておるようでございます。大臣を初め関係省庁の皆さん御苦労でございますが、また一面、御案内のとおり、それこそはるかに遠い地方の生産地、すなわち農民や生産団体の数多くの諸君が足しげく国会あるいは政府周辺に交渉方々立ち入りをしておられます。このことは、それだけ生産農民あるいは関係団体が畜産物の価格決定に對しまして非常な関心を持っておるということと同時に、それだけ今日の農民や農政にとりましてはきわめて重要な意味を持っていることを象徴しておると私は察するわけです。しかしながら、このようなことが例年どおり行われておるわけでございますが、一面から言いますと、遠いところから生産農民や生産団体の諸君が押しかけてまいりまして、苦しい農村や農民あるいは生産、経営の状況をつぶさに説明しなければ、政府や関係筋がそれにこたえ得られ

ないといういきさつを考えますときに、一体、このような状況をどういうふうに農林政務次官は考えておられるのか、この機会にお聞かせをいただきたいと思うのです。もちろん、民意を農政に反映するという観点から申し上げますと大変好ましいことでもあります、まず一点としてそのことをお伺いいたします。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘のとおり、ただいま畜産振興審議会が開催されておりまして、五十五年度の指定食肉の価格その他についても御審議を願っておるわけですが、小里先生のお話のとおり、私たち農林水産省にも大ぜいの関係者の方々がおいえになって現状についていろいろと御説明があるわけでありまして、そういうことをしなくても、ちゃんと農家の方々の御苦労を踏まえての価格決定をすべきではないかという御指摘のようでございます。私もそう考えますが、同時に、私たち農林水産省で仕事をしておりますと、一生懸命考えておりますが、ときには実際の現場の農家の方々の実情なりお気持ちなりを十分に把握し切れない面もあると思っておりますので、御上京賜るものなかなか大変でございますけれども、私たちのところで現実の問題についていろいろお話を御聞かせいただきますのも適正価格決定に大変参考にもなる、こういうことでございまして、実はいろいろ御説明を承って万全を期している次第であります。

○小里委員 政務次官も心得ておいでになるように、それ相応な時間や経費をかけてあえてそのような場を求めるわけでもない。ただいま政務次官のお話のとおり、わが国の食糧政策の原点に立ち帰りまして、農民の説明を聞くまでもなく、食糧政策の重要性にかんがみて、農民の意思あるいは生産、経営の概況を尊重することを前提にした農畜産物の政策価格の試算価格が決定せられることを、この機会に強く要望を申し上げたいわけなんです。

次に、今次の試算価格の決定をめぐる諸情勢の中で、いろいろあるわけですが、特徴の

一つとして、五十五年度の畜産物価格をめぐる情勢の中で、生乳あるいは豚肉が過剰きみである反面、いわゆる配合飼料価格など生産資材は軒並みに上昇しつつあります。また、電力料金などを初めとした公共料金なども御承知のとおりでありまして、そういうことを端的に申し上げますと、需給均衡とコストアップの両面をどのように調整をするかが一つの大きなポイントであろう、こういうふうにとらえたいわけでありまして、もちろん、見方によりましては、それ以上に外国製品の輸入を、その需給均衡と相照合して日本の生産農民を守る観点からどのように位置づけていくかという問題もあらうかと思うのでございますが、まず、需給均衡と生産コストのアップをどういうふうにとらえておいでになるか、お伺いいたします。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘もございましたように、私たち今年度の畜産物の価格を決定する場合の最大の課題点というのは、まさに、特に豚肉や牛乳にあらわれておりますような需給の不均衡の状態と、片方で、御指摘がございましたように、最近までの飼料の値上がりや、また、これからいろいろ電気料金その他の値上がりからのコストアップの模様もある。率直に言って、生産者価格を上げれば、これは需給の原則でございますから、供給がふえて需要が減退してまいりますし、また、需給均衡だけを考えるとまいりますと、価格というものは理論的には当然下がるざるを得なくなってくる、こういうことでございまして、この二つの相矛盾する問題をどういうふうに調整するかということが最大の課題でございます。現在畜産振興審議会ではいろいろ御審議を賜っておりましても、その点についての諸先生の御意見を参考にいたしたい、こういうことでござい

ます。

○小里委員 言葉を返すわけではないのでございますが、政務次官のおっしゃることもよくうなずけるわけでありまして。ただ、素朴な農民感情から言いますと、需給のバランスがとれてまいりましたから、実は、生産段階において幾らコストアップ

でもありましてそのことについては責任が負えませんが、せめても意味の姿勢は、これはとておいていただかないと、またそのことは慎まなければならぬことだと思っております。ただいまお話しの中にもありますように、あくまで、需給のバランスがとれてきた、あるいは生産、供給過剰でありますからというその理由によって、単純に生産農民の立場というものを軽んずるといふ傾向は、あると申し上げておるわけではございませんが、おおよそ、しよばなで申し上げました日本の食糧政策をより安定的に貫く政府責任という立場から考えましても、十分その点を御配慮いただきたいと思います。

次に、先ほどそれぞれ試算価格の現在段階における推移の概況が説明がございました。それに關連いたしました二、三点お伺いしてみたいと思うのでございますが、まず、政府は需給実勢方式で試算をしておいでになります。牛肉や豚肉の生産方式につきましては、御承知のとおり、生産者団体は生産費所得補償方式で算定しておるのでありますが、政府がこれを採用しない一つの根拠、考え方を示したのだかと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘ございましたように、いわゆる畜安法、畜産物の価格安定等に関する法律の中では、指定食肉さらに原料乳につきましては、「これらの生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とし、決める、こういうふうになつておるわけでありまして。米価におきましては、御案内のように生産費所得補償方式をとっておるわけでございますが、あえて畜安法でこういう規定をしておりますのも、いままいるいろいろお話がございましたが、ある程度の自由市場経済というものを前提にしながら、そういう自由な市場取引に基づくところの価格決定というものを一応前提にしながら、しかし、そういう形でありまして、価格の暴騰、暴落というものは避けることが生産者の方々にとって畜産物の再生産を確保していただける道でもある、こういうふうな考えて、自由価格では

ありますが、安定の幅を決めて、その中で適正な価格形成ができるような措置をとっているわけでありまして。いわゆる一方的にいたしますか、生産費所得補償方式で決めてしましますと、たとえばその額で採算が合う生産者の方々が生産をどんどんされて、逆に需給の均衡が大きく壊れてくるということも考えられますし、また、いまのように畜産また酪農が歴史的にも比較的新しい日本でございますと、どういふものを基準的な畜産経営なり酪農の農家として決めるかということもなかなかむずかしい、そういうことも生産費所得補償方式がとれない一つの理由である、こういうふうな考えております。

そんなことで、先ほど申し上げました一応枠を与えながら、需給の実勢を反映しながら、しかし、なおかつその中で再生産が確保できるような価格を決めるということが実は私たちの最大のねらいでございます。いろいろな方々の御意見を承っておりますのはまさにそこに焦点を置いてやっておりますのでございます。

○小里委員 ただいまのお話の中にも一部出てまいりました変動幅の問題であります。

牛肉、豚肉ともに一三％にこの際調整せられるわけでございますが、豚肉につきましては広げて牛肉については狭めていくという考え方のようでありまして。これは試算過程における一つの体系としてはよくわかりましたが、もっと根本的に、そのような幅を広げたり狭めたりなされた一つの政治的な、生産奨励を含めた、あるいは先ほど私が申し上げました生産農民の立場を食糧政策の一環として原則的には第一に守っていくという背景があるのではないかと、私はこういうふうに期待をいたし、また念願をするわけでありまして、そのような意味における行政効果と申しましようか、一つのねらいは御説明いたしたくないものでしょうか。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘のとおり、これまで牛肉と豚肉は変動幅に若干差をつけておったわけでありまして、今回一三％に統一したわけでございますけれども、御案内のように変動幅を広げて

まいりますと、ある程度需給の変化で暴騰、暴落の変化の度合いが出てまいりますが、逆に縮めてまいりますと、安定はいたしますけれども、しかし実勢から離れるような傾向も往々にしてございます。実は過去の牛肉、豚肉の変動について調べてみますと、牛肉においては実はある程度安定してまいりましたし、また、豚肉の場合にはいささか変動が実際大きかった、こういうような過去の趨勢を踏まえまして、この際実勢に即して大体一三〇ぐらゐが豚肉、牛肉ともに適当ではないか、こういう判断であるわけでございます。

しかし、一方、豚肉の場合に変動幅を広げることが片方では生産調整というものをある程度進める効果を持ちますし、また、そういう形で国際的な環境の中で現在の国内的な豚肉の生産をある程度維持するための効果も同時にあるのではないかと、こういうふうには私に考えておるわけであります。

○小里委員 時間もありませんので、五十五年度の豚肉の需給の見通し、これは事務局でも結構でございますが、さらにまた、ただいまの政務次官の説明の言葉の背景にも感じられるわけでございしますが、外国の豚肉の輸入増加、これはわが国の生産豚肉の品質の問題がうかがわれておるようございしますが、その辺の品質の問題が仮にあるとすれば、それらに対する対応策あるいは指導策をお聞かせいただきたいと思ひます。

○井上説明員 五十五年度におきまして豚肉の需給の見通しでございますが、先生御案内のとおり、豚肉につきましては、ただいま生産がややオーバーしてございまして、生産調整をやっているような現況でございます。そういうことで、当面は過剰でございますけれども、生産調整の浸透もある程度期待いたしまして、生産につきましては、来年度についてはおおむね需要に合った生産をやるのではないかと、いづうあいに見通しているわけでございします。

問題になりますのは輸入見通しでございますが、確かに、昨年一年間の経緯を見ますと、非常

にふえたわけでございます。ただ、十二月以降につきましては、対前年比で見ますと六〇％台に輸入が減少してきているわけでございます。今後の輸入価格の動向等を見ますと、輸入の方もこういった傾向が続いていくのではないかと考えられますので、供給の方については、ほとんどの供給があるのではないかと見通してございします。

片や、需要の方でございますが、過去二年間を見ますと、家庭消費の方は大体三〇ぐらゐの需要の増でございします。そういう意味で、需要が停滞していたわけでございしますが、昨年の秋以降、これは価格が若干低落了たということも関係があるうかと思ひますが、消費が上向いてきております。そういうことで、生産も全体としてはふえるわけでございしますが、需要の方も家庭消費を中心としたしまして増加をしてきているという現況でございします。需要と供給についてはおおむねバランスをするのではないかと見通しを持っています。先ほど御説明いたしました需給調整係数は一というようにしてございします。つまり、需要超過でも供給超過でもない、ちょうど需給がバランスをする、こういうような前提をとっているわけでございします。

輸入につきましては、いろいろな原因がございします。特定の規格のものを国内ではまともになか入手できないとか、あるいは品質の問題もあるわけでございします。

品質の点につきましては、個々の個体については日本の方も豚の改良が進んでまいりまして、非常にいいものが出てきておりますが、なお、全体として見ますと、特に交雑と言ひますが、交配が計画的に行われておりませんのでいろいろな豚が出てくるわけでございします。そういう結果、肉質がいろいろなものが出てまいりまして、その結果品質が低下をしてきている、こういった原因があるわけでございまして、この点、外国の豚肉と競争するためには、どうしても肉質の改良を図っていく必要がございします。そのために、基本は種豚

の改良でございますが、さらにそれを基礎にいたしまして、計画的な交配の推進、それから最近指摘されております飼養管理の改善ということについて、これから重点を置いて指導していく必要があるうかと思ひます。来年度予算につきましても、そういった点に配慮いたしまして、所要の措置をしていくところでございします。

○小里委員 御案内のとおり、いまお話が出ておりますように、養豚農家は最近、特にその顕著な傾向といたしまして、昨年来の低迷価格によりまして負債が顕著な勢いでふえてまいっている、かような状況下にあるわけでございします。また、農水省としても、その辺の実態は十分把握しておいでになると思うのでございしますが、この試算価格決定前後における負債対策というものもあわせて考えられてしかるべきではないかと思うのでございしますが、もしその辺の対応策があると思ひます。お聞かせをいただきたいと思ひます。

なおまた、稲作の転換先作目といたしまして、このように牛乳も豚肉も生産が過剰なものであるような状況なども考へて、この機会に、肉用牛の生産をもっと比重をかけて奨励するべきではないかという声もあるわけでございしますが、もし御意見があればお聞かせいただきたいと思ひます。

○井上説明員 まず養豚農家の負債対策でございます。私どもが現在までに把握しておりますのは、養豚農家の経営概況につきましては、昭和五十三年度まででございます。それによりますと、これは全国平均でございますが、一戸当たり一五〇〇〇〇〇（小里委員「五十四年度はないのですか」と呼ぶ）五十四年度はまだ出ておりませんが、五十三年度まででございますが、五十三年度までに、養豚農家の経営概況については、資産の状況、負債の状況を見ても、まずまず経営内容は健全ではないかと思ひます。ただ、五十四年後半から価格が低迷しておりますので、そういったことが養豚農家の経営にかなりの影響を与えてきているのではないかと、このように考へているわけでございします。

基本的には豚価の低迷にあるわけでございします。現在、畜産物価格安定法に基づく調整保管を中心としたしまして、市場隔離をやっております。また、それと並行いたしまして消費拡大対策、これは、農村あるいは都市、それぞれ重点を置きまして消費の拡大対策をやっております。それに合わせまして、先ほどもお答えいたしましたように、中央、地方を通じて養豚の計画生産を推進しているところでございまして、そういった全体の施策の効果が徐々に出ていっていると思ひます。そういう効果もありまして、豚肉の卸売価格は漸次快方に向かつていっているところでございします。三月に入りまして、最近一週間ぐらゐをとつてみますと、六百元をちょっと上回るような水準で推移をしてきているような状況でございします。

養豚経営の収益性も、そういう意味では漸次快方に向かつていっていると思ひます。が、ただいま御質問ございました資金対策あるいは負債対策等につきましては、いままでやっております対策の効果をさらに見きわめる必要がございしますが、同時に、そういう資金対策が新たに必要であるのかどうかを含めまして慎重に検討してまいり、そういう考へでございします。

それから、稲転に関連しまして肉牛を導入することについてでございます。牛肉につきましましては、畜産関係の作目の中でもこれから一番需要の伸びが見込まれる作目でございますが、他方、生産については、われわれ生産対策あるいは流通対策をやっておりますけれども、なかなか需要に追いつかないのが現状でございます。また、世界的に見ても、牛肉の生産というのは非常にタイトでございますので、そういう意味からも、一層国内の生産をやっていく必要があるわけでございまして、稲転に関連いたしまして肉用牛を導入していくことも非常に重要なことだと思ひます。特に稲転につきましては、飼料作物が重要な作物になっておりまして、それに関連してと言ひますが、さらにその飼料作物を定着させるためにも肉用牛の導入を図っていく必要があるうかと思ひます。

この点につきましても、稲転関連の肉用牛導入事業という予算をお願いしてございまして、そういう予算の執行を中心にしてございまして、稲転に関連した肉用牛の導入を積極的に進めてまいる、こういう考えでございまして。

○小里委員 大変具体的な配慮も措置しておいでになるようでございまして、結構に存じます。さて、この機会に、関連して政務次官に端的に一点だけ伺いたいと思うのでございまして。

輸入牛肉につきましても、需要に対して供給不足を補完する、このことが大きな原則にならないければ、生産農家はなかなか安定的、一つの納得のもとに申し上げようか、概観としても一つの経営方針を立てる上におきまして何となく気持ちが定まらないという状況もあります。この原則について政務次官は一体どういうふうに踏まえておいでになるか。万やむを得ず国外牛肉、いわゆる輸入牛肉を放出する場合でも、その時期なり価格、数量等は厳として適正に対処せられるべきもの、こういうふうな私どもは強く期するのでありますが、その辺について政務次官、どういうふうにお考えでしょう。

○近藤(鉄)政府委員 畜産物価格決定についても、ちょっと私申し上げましたのですが、片方ではある程度生産費と見合うような形の価格決定がなされなければならない反面、片方では需給調整もあって、この二つの矛盾するといえますか、相反するような命題をどういうふうにするか、調整するか、こういうお話を申し上げたわけでありまして。

特に、需給調整と申しましても、日本の畜産、酪農は、率直に言って戦後のこととございまして、ことに最近非常に急速に発展をした分野であります。やはり諸外国、欧米等と比較いたしますと、いろいろなところでおられる面もございまして、したがって、将来にわたって日本の酪農、畜産を振興していくためにはある程度の措置を講じなければならぬ、こういうことで、国際的な関係から完全に切り離しはできませんが、しかし、

ある程度の国際的な影響については緩和措置を講じていく、こういうことは許されてしかるべきだと思われたいと思っております。

そんなことで、実は牛肉につきましても、御案内のように輸入割当て制をとっておりますし、豚肉につきましてもはいわゆる差額関税である程度、その量は規制しませんが、価格政策をとっております。二つ扱い方は違っております。

そこで、お話を牛肉でございしますが、やはり今後国内的にもまた国際的にも牛肉の需要は伸びることが予想されますし、一ころアメリカや豪州が日本に対して牛肉の輸入を強く要請してまいりました。ところが最近、それぞれの国において牛肉の価格が結構上がっておりますので、一ころみないなことがなくなっているという面もございまして。したがって、やはり私たちがとしては、牛肉につきましても、あくまでも国内生産増強をメインにいたしまして、これでできるだけの国内における自給率の達成を図る。しかし、足りない分がございましてこれはその輸入による。しかし、輸入がそう過度にふくれ上がって国内の生産を圧迫しないように、そこは輸入割当て制をとって慎重に行う、こういうことであります。

○小里委員 次に、これもでき得れば政務次官にお答えいただきたいのでございまして、今日の農政事業、施策の中で大変生産農家に喜ばれております、また歓迎されました肉用牛生産奨励事業の問題であります。これは御承知のとおり、肉用牛生産経営の意欲を高めるために、二年前からとり行われておるところでございまして、それこそ事業団の助成で、価格の上昇いたしましたことも手伝っておるわけでございますけれども、これが大変生産意欲が向上しつづけておりますことは御承知のとおりであります。五十四年度の授精頭数などを、見込み数字でありますけれどもお聞き申し上げてみますと、大分増加の傾向にある、こういうようなことでもございまして、徐々にではございますけれども、この施策によりまして生産も低落傾向に歯どめがかかった、こういうふうな申し上

げてほしいかと思うのでございます。そのようなことで肉用牛生産奨励金について、農林政務次官は、行政効果として振り返ってどのように評価をしておいでになるのか、それが一点であります。

もう一つは、ただいま申し上げましたような生産奨励金事業でございましたので、これは当然継続してとり行われるべきものであると判断をしますし、また、それに対応するための準備もと行われておると思うのでございまして、その辺のことについて、概括でよろしくございしますがお聞かせいただきたいと思っております。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘もございましたように、子牛生産に対する子牛生産奨励金につきましては、五十二年ごろの子牛価格の低迷状態がございまして、何とかこの子牛の生産を奨励して肉用牛の生産の拡大を図りたい、こういうことで設けたわけでございしますが、結果としては非常に政策効果が上がった措置であるというふうに私たちは考えております。

(委員長退席、山崎(平)委員長代理着席)
ただ、最近牛肉に対する非常に堅調な需要の伸びに支えられて子牛価格が結構高くなっております。たとえ一ヶ月現在でも和牛の子牛雌が一頭当たり三十八万二千円、雄の場合が三十五万八千円、こうなっております。五十二年当時は大体二十四、五万で推移しておったのが、いま三十八万とか五万、こういう数字になっておりますので、十程度数字が上がったの、こういうことから、現段階においてそういう奨励金交付は一つの役割を終ったのではないかと、こういう御意見も実はいろいろ私の方に入っております。今後この事業の実施の必要性等について少し慎重に検討しなければならぬかな、こういうふうな思っている段階でございまして。

○小里委員 率直に申し上げまして、いままでの答弁では、なるほど頭も鋭敏で歯切れのいい答弁をいただいたのでありますが、この子牛生産奨励金についてはどうも歯切れが悪いような政務次官の説明でございまして、私はいささかがっかりいたしております。これは申し上げるまでもなく、私は単純な一つの次元でもってこの功罪を即断すべきではない性質の事業だ、かように思っております。

その本質的な特徴としては、申し上げるまでもなく、繁殖用の素牛を購入いたしましたから三年たなければ子牛の生産に至らないという、特殊な一つの命題を持った生産事業であります。ただ単純に、五十四年度前後における子牛のあるいは肉の価格の情勢で、農民に歓迎されましたこの素牛奨励事業を、万々そのようなことはないと思っております。先ほど申し上げましたように、せつかく各地方で盛り上がりまして和牛の生産振興意欲に著しい水をかけることになるのじゃないかという憂慮があつてならないわけなんです。ぜひひとつ何らかの方法で、原則的にはこの奨励事業は一貫してとり行う、せつかくこまめに農林省初め関係団体の努力によってその行政効果を上げてまいりました。また生産農家に歓迎されてまいりました事業でありますから、ぜひひとつこの問題には取り組んでいただきたい、前向きで継続して取り組んでいただきたい、かように思うのですが、政務次官、いかがでございましょうか、もう一回御説明いただきたいと思っております。

○近藤(鉄)政府委員 小里先生のお話、よくわかりますし、一頭の肉牛、特に和牛が成牛になりますまでにはなかなか時間のかかることとございしますから、その目先目先のことにとらわれてはならない、こういうお話だと考えます。それは十分にわかります。

ただ、先ほどちょっと申しましたように、あの段階の状況と現在とは、値段一つ考えても相当違っているの、少し検討したらどうだ、こういう御意見も私たちのところにいろいろ入っておりますので、そういう御意見もございしますから、いろいろな角度からひとつ慎重に検討してみなければ

ればならない、こういうふうに考えておるわけでございます。

○小里委員 かなり前向きのお気持ちをお聞かせいただきまして、ぜひひとつこの問題には、政務次官、大臣ともよく御相談いただきまして、農水省の事務当局の知恵もぜひその方向でしぼるといふか、集約をしていただきますよう、強く要請申し上げます。

次に、時間もありませんから、酪農問題についてお尋ね申し上げます。

それこそ、酪農の命運をかけて強力に展開してまいりました生産調整、言葉をかえて言いますと、自主的な計画生産運動は、御案内のとおり、単年度需給均衡の目標達成もほぼ確実になり、さらに五十五年度も実施を予定しておられるようでもあります。この成果を政務次官はどういうふうに評価なさいますか。本当に生産農民が、酪農家が自主的な生産計画をやるということのその実態を、農政の一つの基本姿勢としてまどうふううに感じておられるか、簡単によろしゅうございしますが、お聞かせいただきたいと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 酪農につきましては、これも生産者農民の御努力によりましてその生産は伸びておりますが、同時に、需要が私たちが予想したほどは伸びていないわけでありまして。

私は、諸外国との比較において考えてみましても、将来にわたって今後牛乳及び乳製品の需要は伸びていくと思ひますので、したがって、将来においてはその増産をしていただく必要があると思ひうわけでありまして、ただ、当面の需給のギャップがございまして、それが御案内のような乳製品の過剰在庫という形になっておるわけでございます。そういうことを踏まえて、短期的な措置としては、ある程度需要に見合った生産の調整をお願いしたい、こういうことでございます。

○小里委員 先ほど申し上げましたように、このように、本当に農民は自分の足を切るような気持ち

で生産調整をやっておるのです。事実きのうなども、地方の酪農家の団体の価格要請の集会に出ましたが、ある国会議員がその生産農家に質問をしておられました。生産調整、あなたの県のAクラスの酪農家は何頭削減したのか、こういう質問をしておりました。ところが、生産農家はそれに答えていなく、頭数は削減をいたしておりません、頭数までメスを入れるわけにはいきません、したがって、こういうことなんです。それ以上はもう言わなくてもわかると思うのです。要するに、それならしほった乳はどうしたかという問題なんです。恐らく子牛に飲ませたのでしよう。そういう惨めなほどの生産調整の実態というものは、私は、食糧政策を安定的に貫いて施行していくという基本から言いますと、これは見方によりましてはゆゆしい一面だとも思うわけなんです。

そのようなことから考えてまいりまして、たゞいま政務次官の答弁の中にもありましたように、過剰在庫の問題であります。私は、この過剰在庫の圧力というものをなくするというのが、これはもう一番大事なことだろうと思ひるのであります。この過剰在庫の圧力を払拭するために一体どのような措置をとっておられるのか、また、これからの対応策を、簡潔でよろしゅうございしますが、お聞かせいただきたいと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 実は過剰在庫の対策といたしまして、最近も国産脱脂粉乳約一万トン余りを、飼料用もしくは学校給食用として使っていたるように関係方面に御協力をお願いをしてまいりましたところでございます。

ただ、御案内のように、これは価格問題がございまして、輸入いたしますとトン当たり十五万円ぐらゐのものが国産はトン当たり四十万円いたしますので、政府としてお願いをしておりますが、その辺について、いろいろお使いいただく方々の御協力もないとできないという問題がござい

す。一方、いわゆる乳製品市況の安定を図るために、実はごく最近でございますが、この三月二十

五日に、民間在庫となっておりますバター五千トン、脱脂粉乳二万トンにつきまして、五十五年四月から一年間、その保管に要する費用、金利、倉敷料でございますが、これを畜産振興事業団が助成する措置をとってございまして。また、昨年十二月以来、生乳及び国産の乳製品、カゼインとか乳糖とかそういったものでございまして、それをよりよい使ったただけるように、たとえば菓子業者とかそういった乳製品の実需者の方々に對してお願いをしております。

しかし、こういうことをやっておりましても、やはり最終的には何といつても消費の大宗が飲用牛乳でございますから、この飲用牛乳の消費拡大、そして片っ方で生乳の自主的な計画生産、これもあわせていただかないと、なかなか過剰在庫の処理だけでは問題も最終的な解決にならない、こういうふうには私たちが考えております。

○小里委員 次に、時間もありませんから、飼料価格につきまして端的に二点だけ伺いたした

す。現行九千六百円の補てんが行われておりますが、仄聞するところによりまして、七月ごろからはややもすると農家の直接負担となるのではないかと、かような心配がなされておるところでございます。そこで、二点だけ伺ひ申し上げます。

その一つは、このような異常補てんの発動が、まかり間違ひまして必要なときには即時に臨機応変の対応措置がとられるように、きちんと準備がなされるべきであると思ひ、またそうされておると思ひますが、そのことについてが

一つ。もう一つは、昭和五十四年度の政府方針の決定、これによりまして、いわゆる年次でその年次計画を立てられるべきであるし、また、その計画を立てて即時に正計画の着実な実施を措置せられるべきであると思ひますが、その辺についてお聞かせ願ひます。

○井上説明員 配合飼料の補てんの問題についての御質問でございます。

まず、前提といたしまして、昭和五十五年度の配合飼料価格がどのように推移をしていくのかというのが問題であらうかと思ひます。配合飼料価格は、御案内のとおり主要な穀物価格、円レート動向あるいはフレイト等、そういう各要素によりまして配合飼料価格が決まってくるわけでございますが、現時点におきましては、なかなか確定的なことは申し上げられないわけでございます。今後とも最近時点のいまの価格、こういうものが今後とも続くという前提に立たざるを得ないわけでございます。ただいままでのところ、円レート若干変動しております。また飼料穀物価格等も変動しておりますけれども、まずまずいまの価格水準が大きく動くようなそういう動きはないものとわれわれは見通しておるわけでございます。

そこで、補てんの方をどうするかということでございますが、この四月六月につきましてはすでに補てんの金額が決定したわけでございますが、七月以降の問題につきましては、農家の負担が急激にふえないように、その点十分業界の方の指導をしていくことはもちろんでございますけれども、政府の方といたしまして、昭和五十五年度に四十五億円の異常補てん金の積み立てを予定しているところでございます。わが方としても、今後ともそういう造成については努力をしていく、そういう考えでございます。

それからもう一つは、計画的にそういう異常補てん金を造成すべきではないかというお尋ねでございますが、われわれといたしましては、昭和五十七年度を目標にいたしまして千二百億円を造成するという目的で、毎年計画的に補てん金の積み立てを行っている、そういうような状況でございます。

○小里委員 もうひとつ時間も参つたようでございますが、最後に、久方ぶりに藪の増産がなされました五十四年度、御承知のとおりであります。まず、昨年六月以降米価の低迷が続いているのでありますが、農水省としては、この原因はどうかというふうに判断なさっておられるのかというこ

とが一つであります。

もう一つは、せっかくの増産も糸価の低迷によつて水を差された感があるのでございますが、養蚕振興を今後どのように進めていかれるおつもりなのか、以上二点だけ伺いたいと思ひます。ほかに、それこそ価格の決定をめぐつてお尋ね申し上げるべく質問を準備しておりましたけれども、時間が参りましたので、以上二点だけお尋ね申し上げます。

○二瓶政府委員 まず第一点の、糸価低迷の原因でございますけれども、五十三年度、蚕糸業界は比較的好況に推移した年であります。五十三年度は低迷をいたしております。これの原因をいたしましては、やはり一番大きなものは絹織物の末端消費の伸び悩み、これが一番基本的であらうと思ひます。その他のこともつけ加えますと、前年度在庫の食いつぶし等によりまして生糸消費が減つてゐる。さらに絹織物の在庫増というものがあつた。それからまた、絹織物の卸商等の信用不安、これは京都の室町の卸商等の関係でございますが、そういう問題、あるいは金利高騰による先行き不安等ということもあらうかと思つております。

〔山崎(平)委員長代理退席、委員長着席〕それから第二点の、養蚕振興の進め方の問題でございます。ただいま先生からお話ございましたように、五十四年の産生八万一千トンということで久方ぶりに増産になつたわけでございませう。今後どう進めていくかということでございませうが、養蚕につきましては、農山村なり畑作地帯におきます土地利用型農業ということではやはり重要な複合経営作物の一つでございます。そういうことで非常に農家経済にも大きく寄与してゐるわけでございませう。したがひまして、今後とも桑園の改良整備なり養蚕の近代化を推進していくというところで、一戸当たりの養蚕経営規模の拡大なりあるいは生産性の向上というものを図りました。より収益性の高い養蚕農家の育成、こういうものを図つて、全体的にも養蚕の振興というこ

とが実現しますよう積極的に対処してまいりたい、かように考えておるわけでございませう。

○小里委員 政務次官以下関係局長さんたち、どうも御答弁ありがとうございます。

これで終わります。

午後零時十七分休憩

○内海委員長 この際、午後一時から再開することとし、暫時休憩いたします。

午後一時六分開議

○内海委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。新村源雄君。

○新村(源)委員 いよいよ昭和五十五年度の農畜産物価格のはしりとも言うべき畜産物価格並びに原料乳価の決定を目前に控えておるわけでございませう。すでに次官も御案内のように、北海道を主として畜産主産品の多くの農民団体あるいは農民組織あるいは自治体等の方々が、それぞれ要請書を携えて、非常に厳しい情勢を訴えながら、これから決定される畜産物価格の方向を見守つておるわけでございませう。

そこで、これらの多くの要請書を見てまいりますと、まず第一点に挙げておりますのは、いずれも、外国の農畜産物の膨大な輸入によつて国内の農業が非常に圧迫をされておる、そしてこの輸入規制という問題を第一に挙げてきておるわけでございませう。したがつて、いまの日本の農業を論ずる場合には、外国の農畜産物とのかかわり合いをきつと整理をしなければ、日本の農業の将来は安定し得ないということが明らかになつておるわけでございませう。政務次官、こういう点についてどのように理解をされ、これからどう進めていかれようとしておるか、まずお伺ひしたいと思います。

○近藤(鉄)政府委員 農畜産物につきましては、その生産は、いろいろな条件、それぞれの国の地勢から気候風土、環境条件、また社会的ないろいろ

な仕組み、そういうものもろものが重なつて決まることとございませう。したがひまして、いわゆる国際分業論、自由貿易論に基づいて、安いのを求めて国内で消費するといふような単純なことではいけないので、何といつても国民生活にとつて非常に大事な食糧でございますから、原則としてあくまでも、できるものは国内で生産するといふ基本的な態度でなければならぬと私たちは考えております。したがひまして、できるものは国内生産するといふ基本的な姿勢に立つて、なお足りないものは外国からの輸入に仰ぐことになるわけでございませう。国内の需要供給の動向を踏まえて、仮に輸入に頼らなければならぬにしても、国内の農林水産業の健全な発展を阻害する

ようなことは絶対に避けよう、率直に言つて、当面は場合によつてはそう生産性が高くないでも、将来需要が期待され、そして生産が期待される分野については、むしろ積極的に国内のその種の農業生産を促進していく、こういう姿勢であらなければならぬといふふうに考えている次第でございます。

○新村(源)委員 いままでのこの経過を見てまいりますと、たとえば穀類におきましては、飼料用穀物も含めて二千五百万トン以上も輸入されてゐる、あるいはまたミカンを見ましても、肉畜、酪農を見ましても、現実として膨大な量が国内の農業を圧迫し続けているわけでございませう。したがつて、どうしても日本の農業としては、いま次官のおっしゃつたように、国内において可能な限り自給をしていくんだ、こういう原則に立てば、いま外国から入つてくるそういうものをどこかでいわゆる計画的にチェックをする、そういうところがなければ、いつまでも農業が圧迫されて、そのために国内の農家というのはもう離農のやむなきに至る、あるいはどうしても兼業をしていかなければならぬ、こういう状態に追い込まれるわけなんです。したがつて、そういうことは言葉だけではなくて具体的にどういふようにして輸入をチェックするんだ、こういうことについてどうお考えにな

つておりますか。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘がございましたように、たとえば穀物におきましても二千五百万トンも輸入しているじゃないかというお話でございます。ただ、率直に言つて、輸入している穀物の一つは小麦であり、一つは大麦その他飼料作物でございますけれども、穀物につきましては、国民の需要がそういう小支製品に相当向かつておりますので、これに対して国内の生産が足りない分を輸入せざるを得ない。また、飼料農作物につきましては、これも最近の畜産の伸展に並行いたしました相対的な需要が国内にある、そこでやはり国内的に需要があるからある程度やむを得ず輸入をしておるわけでございませう。

しかし、方向としては、御案内のように最近の水田再編対策なんかでもその方針を持つてゐるわけでございませうが、小麦につきましても、また飼料農作物にいたしましても、ある程度国が助成して生産するといふかっこうで、できるだけ国内農産物に頼る割合をふやしていく、こういうことと

は、足りないものは国民生活を守るという観点からどうしても輸入しなければならぬわけなんです。ところが、そうではなくて、国内で生産されるものを圧迫するくらい膨大な量が入つてくるところに問題があるわけなんです。したがつて、国内の農業を圧迫させないように、このチェックの方法というものは農林省としては今後どう考えていくか、農業再生産と農民の生活を守るという観点からどういふようにしていくか、現実がいまそういう問題があらゆる作目の上であらわれてゐるわけなんです。ですから、どうしていくかということをお伺ひしてゐるわけです。

○近藤(鉄)政府委員 当面具体的にいろいろ御審議をいたしております畜産物について申し上げますと、たとえば、国内の養豚を今後育成していくために、輸入につきましても御案内の差額関税制度をとつておりますので、少なくとも外国から入

つてまいります。豚肉は、国内のいわゆる安定価格帯の真ん中の価格以下では入らない形になっておるわけでありまして、また、牛肉につきましても、これは割り当て制度をとっておりますので、国内の需給の動向を見ながら足りない分を割り当ての中へ取り込んでいく、こういうことであります。また、これもいろいろ御審議いただいております。牛乳につきましても、バター等については一元輸入しておりますし、いま入っておりますのは、脱脂粉乳とかナチュラルチーズにつきましても、国内の価格と輸入価格と相当差がございます。また、国内の価格と輸入価格の程度の使用量の脱脂粉乳とかナチュラルチーズを生産する体制にならざるを得ない、そういうことでやむを得ず輸入をしております。こういう状況でございますので、一つ一つの農産物につきましても慎重に考えながら、国内の農業生産にいたさるる影響を与えるようなことのないようにこれまでもいろいろ措置を講じてまいりましたと思っております。

○新村(源)委員 どうも次官と私の意見とは多少食い違っているわけですが、私がいま言っているのは、もうすでに次官のおっしゃるようなそれぞれの措置をやってみても、ことに酪農乳製品についてはそういう状態ではなくて、いま国内で大体九百万トン近い需要がありながら、国内生産が六百四十万トン程度というところで、バター、脱粉等が大幅に滞貨をしている、そういうことがことの価格あるいは限度数量にも大きく影響しようとしている。すなわち、国内農業をそういう点から圧迫をしている。

ですから、そういうことについて、たとえばこの前も私が要求をしたわけでございますけれども、いま農民団体等では、国内の生産を中心にして不足分は外国から輸入をするという総合需給表をつくってくれ、そしてそういう計画に基づいて輸入をする、あるいはこの中には自由化品目等があります。そういうものについては適切な行政指導を加えながらその計画を遂行していく、こういう輸入乳製品も含めた需給調整表をつくれ、こ

う言っておるわけですが、この点についてはどうですか。

○近藤(鉄)政府委員 先生の御質問につきまして、実は前にも私たちがお答えしておりますけれども、結局、乳製品に限って申しますと、現在日本でも輸入しております乳製品は、ほとんど国内的には生産していないものといえます。価格の面では、たとえば脱脂粉乳などは国内価格と相当差がございまして、輸入が十五万と一相当の差がございまして、えき用の脱脂粉乳などは国内では一応経済的にはとても採算が合わない、こういうものを輸入しておりますし、また、これもまた輸入の大宗を占めますところのナチュラルチーズにいたしまして、これを国内でつくります場合と輸入してまいります場合と、少なくとも三分の一から半分ぐらいの値段の格差がある。したがって、一応これはこれと別におきまして、国内で生産できる牛乳が、具体的にたえば生乳として、市乳として幾ら、あと加工原料として幾ら、そういう形で国内で生産できる牛乳をどういう形で消費するかということについての詰めをする。ことがまず大事であって、そして外国から幾ら入ってきているのか、国内の市場と別に、少なくとも残が現在あるわけでございますから、それはそれとしてまたいろいろ詰めを回していく、こういうことが現実的な施策ではないか、こういうことで総合的な表をつくっての議論というのをこれまでやってこなかったわけでございます。

○新村(源)委員 次官の御意見を聞いてみると、用途によって安く輸入ができるというものは仕方がないのだ、財政上やる考えはないということですが、だから仕方がないのだ、こういう考え方に立たれるわけですね。安いものが入ってくるのであれば、これは国内で幾ら国内の乳製品と競合してもやむを得ないのだ、こういう考え方に立っておられるのですか。

○近藤(鉄)政府委員 現実に、安い脱脂粉乳を飼料として国内の農家の方々が必要とされる、また安いナチュラルチーズを国内の消費者が必要とされるということがあるとすれば、いま私たちが政策として考えなければならぬのは、安い脱脂粉乳ができるための条件をつくっていく、またナチュラルチーズも安いナチュラルチーズができるような条件をつくっていく、こういうことに積極的に取り組まなければならぬし、現実に取り組んでまいりましたつもりでございますが、それが達成できる前に、高くてもいいからひとつ消費者に使ってもらいたいということについては、いろいろな状況がございまして、私たちがとしては慎重にならざるを得ない、こういうことでございます。

○新村(源)委員 私の調査したところによりますと、脱脂粉が国内で一トン約五十万円、ところが輸入されてくるものは大体二十万円そこそこだ。しかし、いろいろ調べますと、これは、そういう輸入輸出では大体二十一万円程度の補給金を出している、そして輸出をしていく、いわゆるダンピング輸出をしているわけですね。そういうものと、国内の正常な価格というものは対抗できるわけはないですね。それを、仕方がないのだという基本的な姿勢であつては、私はいつまでたっても——もし酪農主要国においてそういう乳製品が余った場合には、常に日本の酪農家がそのことによって手痛い打撃を受ける。こういうことでは、安定をしてこれから拡大生産をしていく道というのは閉ざされてくると思うのです。ですから、そういうものに対処するところの措置を政策上明確に打ち出しておかなければ、日本の酪農の安定した発展はあり得ないと思っておりますが、そういう点ではどうなんですか。

○井上説明員 お答えいたします。酪農品についての国際貿易の中で、輸出国が補助金をつかましているいわゆるダンピング輸出等をしてる例があるのじゃないか、これに振り回されて日本に乳製品が輸入されているのではないかと御指摘でございます。確かにECにつきましてもそういうことが言われているわけでございますが、なかなかその実態がつかめない状況でございます。ただ、ECの方はそのようであるにいた

しまして、主要な乳製品輸出国といたしましてはニュージーランドとか豪州があるわけでございます。こういった国は輸出補助金なしに非常な低コストで輸出をしているというような現状でございます。そういう主要な輸出国との関連におきまして恐らくECも輸出補助金を決めていたのではないかと、こういうふうに考えるわけでございます。

確かに、ダンピング輸出というのは輸出国にとつても経済負担であります。同時に、輸入国にとつても非常に迷惑な問題でございます。この点につきましても、先般MTNの場におきまして、そういう安値での輸出を自粛するということや、それが検討されておりました。相互に関係国で監視をする、こういうような体制が整ってきたわけでございます。そういう中におきまして、わが国にいたしましては、輸入品の価格の動向について十分監視をしてまいりたいと思っております。

○新村(源)委員 国際乳製品市場というものは、そういうようにそれぞれの国の事情によつて非常に違うわけですね。しかし、いざいざにしても、そういう違った状況の中でできるだけ安いものが入ってくるというところは、これはもう現実の問題なんです。ですから、先ほどから申し上げておるように、国内の酪農を守ろうということであれば、そういうものに対応するところの施策をきちんとつくって、そして総合需給表によつて国内の生産を伸ばしていく、こういうことはなぜとれないのですか。

○近藤(鉄)政府委員 繰り返しますように、現在の段階で輸入しております乳製品は、脱脂粉にしてもナチュラルチーズにしても非常な価格差がございまして、その価格差を度外視して単純に需給バランスをとろうとしても、現実問題としてなかなか実行不可能である、こういうことだと思っております。したがって、たとえはナチュラルチーズにつきましても、倍半も違うわけでありまして、具体的にナチュラルチーズならナチュラルチーズをとりまして、現在も八、九万ト

ン入っているわけでございますから、これを具体的に国産のナチュラルチーズに代替するためにはどういう措置を講じたいかというところについて、ケース・バイ・ケースで個別に詰めることは非常に意味があるわけでありまして、そういうことで私どもも検討しておりますが、ただ、両側にバランスをとりまして、これだけ入っているからこれだけという形の議論は、どうもそれほど実り多いものでないんじゃないか。具体的問題についてどうしたら国内の乳製品で代替できるか、そちらについての実際的な考慮をいろいろ払うことがより効果的だということではないか、こういうふうにも考えておるわけでありまして。

○新村(源)委員 次官のおっしゃる通りに、総合的にできない、二本立てでやってみようというふうなわけでは、これはどうもなかなか理解できないわけですね。これはもちろんナチュラルチーズのように、国産でまだ十分対応できない、こういうものについては私はやむを得ぬと思うのです。たとえば脱粉あたりは、問題は価格差だけを解消すれば十分対応することができ、こういうものについては、国内で生産されるものと輸入されるものと一定の割合で抱き合せてでも、そしてそれが直接消費者に響かないような形で、多少の財政負担は伴うかもしれないけれども、そういうところでも一歩踏み込んでやることはどうしてできないのですか。

○近藤(鉄)政府委員 脱粉につきましては、御案内のようにそのほとんどが飼料用の脱粉でございますので、これと国内生産の脱粉と競争させることは、私は実際問題むずかしいと思うわけでありまして。ただ、飲料用の脱粉につきましては、ほとんど国産の脱粉を使いまして、これをいろいろな方々に広く利用していただいておりますわけでありまして、先ほど来申し上げておりますように、飼料用脱粉とかナチュラルチーズとか相当価格差があつて、いわば違った商品分野だと言つてもいいくらいのものでございます。繰り返し申しますが、全部一律にしてどうこうする議論よりも、個々の議

論の方がよりフルーツフルではないか、こういうことと考へておるわけでありまして。

○新村(源)委員 いま次官のおっしゃいました学校給食用の脱粉は国内の脱粉に置きかえていた、こういう御発言ですけれども、私が農林省からもらった資料ではそれはなつていませんね。昭和四十二年以降四十四年まで、四十二年と四十三年は多少量は減つてはいますけれども、四十三年対四十四年ではむしろふえてはいる、こういうことになつてはいるわけですね。ですから、これはあくまでも、先ほど次官のおっしゃっているように、輸入は輸入建てた、国内は国内建てた、こういうことでは、私が先ほど申し上げましたように、どうしても総合的な需給対策というものはできないのでしよう。できないところはいまの問題が発生しているわけですね。ですから、そういうものを両方ずつけてみて、輸入と国内生産との間のここにこういう問題があるから政策的にどうしていいか、そこに私は初めて政策が生まれてくると思うのです。あくまでも二本立てにしていくというところについては、これはどうしても納得できないのです。

○井上説明員 先生の御指摘は、牛乳、乳製品全体についての需給表をつくりまして、その中で国内でまずこれだけを生産する、残りは輸入であるというところをはつきりさせろという御指摘でございますが、ただ、ただいま政務次官がお答えいたしましたように、現在IQで入っております飼料用の脱粉でありますとか、あるいは学校給食用の脱粉といふものは、安い価格で入れるということが目的になつております。そのためにこういう過剩状況の中に入れてはいるわけでございますが、なかなかこういういたものに、国産の価格がかなり高いわけでございます。そういう脱粉が置きかわることはむずかしいわけでございます。どうも需給計画を輸入品を含めましてつくりまして、それを基礎に国内の生産なりあるいは限度数量を設定をしていくということは、かなり無理があるの

じゃないかというように考へておるわけでございます。

○新村(源)委員 いま政務次官おっしゃったように、そういう対策を、やはり国内でほとんど余つてくれば、国内のいわゆる酪農家に価格と限度数量でうんと無理をかけていくか、あるいはいま審議官おっしゃったように、何かの形で対策をしていかなければ、この問題は解決できないわけでしょう。ですから、それを私は、前もってそういう一つの方向をつくり得ないか、政策をもう一回前に向ければいいか、こういう要求をしているのです。

○近藤(鉄)政府委員 これからの乳製品の需要が拡大を予想される分野は、先生も御案内のようにナチュラルチーズだと思つておられます。チーズの需要はほとんど伸びておりますので、特にフレッシュタイプのチーズが伸びておる、そういうことでありますから、私は、今後日本の酪農を伸ばしていくために一つの大きな市場分野がチーズの生産だ、かように考へておりますので、一応

国際的に競争できるような形で日本でチーズが国産化できないか、そういうものを内々いろいろ検討もさせているわけでございます。

○新村(源)委員 そうすれば、総合需給計画というものは、いまの段階ではどうしてもできない、こういうことですか。

○近藤(鉄)政府委員 卒直に申しまして、一覧表をつくることはそうむずかしいことじゃございませんけれども、ただ、それで安易に、これだけナチュラルチーズがあるから、脱脂粉乳があるから、したがって、こつちは生産が上がつて余るからこれをぶつけば過剰はなくなる、そういう形の議論になつてしまふというところを、実は私たちが恐れておりました、むしろ具体的な問題について具体的な措置を講ずることの方が、より実りの多いことではないか、こういうことでございます。

○新村(源)委員 いまの政策はきわめて単純な方法でやっておりますわけですね。いわゆる輸入ものは輸入もので安から入れてくる。そして、国内で生産されてきたものは、余つてくれば生産調整をしない、枠を少なくしますよ、こういう単純な方向で、しかも、それを全部生産農民にかぶせていっているわけですね。こんなことで国内の酪農といふのは理論的に成り立つていくと考へておられますか。

○近藤(鉄)政府委員 実は酪農に限らず、私はこれからの日本の農業を考へる場合に、一つ大きな需要開拓分野は、従来輸入品によつて抑えられていた分野だと思つておられます。先生おっしゃったように、たとえばえさはどうだ、小麦はどう

だというお話がありますから、結局、従来そういう外国の農産物が占拠しておった市場を、それをつつと突っ込んでいって日本産の農産物で代替していくことが、日本における農産物市場の拡大の一つの方法だ、かように私は考えております。したがって、乳製品についてももちろんそのことは非常に重要なことであると考えております。ですから、脱脂粉乳も安い、ナチュラルチーズも安い、これでは日本の乳製品は全然太刀打ちできないから、日本は日本で別に考えるんだ、こういうことじゃないに、いずれ脱脂粉乳やナチュラルチーズについても国産ができるような措置を、再三申し上げておきますように考えていかなければならないと思っております。

ただ、単純な需給表では、そういう根本的な問題が表へ出ないでしまうことを恐れるので、個々の問題について取り組んでいきたい、こういうことを再三申し上げている次第でございます。

○新村(源)委員 総合需給の問題につきましてはなかなか意見が一致しないわけです。私は、いまのようなやり方ではなくて、たとえばさき申し上げましたように、あるいは農林省が昨年の暮れ発表したように、昭和六十五年までは九百六十万トンの牛乳、乳製品の需要が見込めるんだ、こういう面から言えば、いま六百四十万トンの程度の生産ですから、酪農民というのは非常に意欲を持ってやっています。ところが、その中で二百五十万トンというシェアが外国の乳製品に食われてしまっている。そうすれば、あいまの状態がもし続いていくとすれば、六十五年までに輸入をこれだけ抑えていったとしても、たった五、六十万トンしか伸びていく幅というのはいないわけですね。こういう状態では日本の酪農というものの将来性、ことに若い世代の人たちに希望を持たせることは私にはできないと思うのです。ですから、先ほど大臣がおっしゃったように、国内で自給できるものはできるだけ自給をして、そして国内の農業の安定と発展を図っていくんだ、こういうような見地から見れば、こういう総合需給、

安いからというのではなくて、安いということであればそこに政策を適切に運用して、そして国内の酪農振興をどうしても図っていただかなければならぬ、このことを強く要望いたします。これに関連をいたしまして、先ほどもちょうと申し上げましたが、こういう輸入乳製品をできるだけ少なくするために、これは学給用その他については国内産に転用していくことは当然ですが、飼料用等においても一定の割合を抱き合わせをしていくという考え方が生まれてきませんで

か。

○井上説明員 いま飼料用あるいは学給用等に使用されます脱粉については、安い価格で入ることが何としても必要でございます。安価な飼料を提供することによりまして畜産物価格を安定させていく、あるいは学校給食に安い脱粉を入れまして父兄負担を少なくしていくということになるわけでございます。そういうような事情にありましますので、国内の脱粉の抱き合わせを一定割合で強制するのは非常にむずかしいことでございます。それなりの政策目的がありまして安い脱粉が輸入されてきているわけですので、やはり関係者の十分な理解のもとに国産脱粉をあわせて引きとつてもらう、こういう努力が必要ではないかと思

います。

○新村(源)委員 さらに、先ほど次官が、これからの国内乳製品の成長部門としてナチュラルチーズということをおっしゃっていたのですが、先般、参考人の御意見をお伺いしたときに、このチーズ工場というのは非常に膨大な金がかかる。山本参考人の話では大体六、七十億はかかる、こう言っておられるわけですね。農林水産省としても、ナチュラルチーズの推進の一環として、北海道の農協乳業あるいは四国乳業、これらにそれぞれ五億円と二億円だったかと思いますが、補助金を出していくことになっておられるわけですか。しかし、参考人の意見によりまして、膨大な施設費がかかる、それから、そこから生産されたものが直ちにいまの流通機構にうまく乗っけて売っていくのかどうかと

いう危険性もある、こういうふうに言っているわけですね。

したがって、これらの両面を政策的に援助をするという形でない、ナチュラルチーズの国産化はなかなかむずかしいと思うのです。国費をさらに大幅にふやして国産化を図ると同時に、流通機構、流通段階等にも適切な行政指導を行いな

ら、速やかにこれを達成することが望ましいと思

うのですが、この点についてどうですか。

○近藤(鉄)政府委員 現在六、七万トンのナチュラルチーズを輸入しているわけですが、これは一トンのナチュラルチーズをつくるためには、大体その十二、三倍ぐらいの生乳が要するといふことでございます。したがって、たとえば七万トンのナチュラルチーズを全部国産化すれば、大体八十万、九十万トンの生乳が要する、こういう計算になるわけでございます。ですから、二、三十万トン、若干余っておつても、切りかえれば十分に国内で消費できる、したがって過剰にならないわけでございます。

最大の問題は、いまお話がございましたように、一つは値段の問題であり、一つは設備投資に膨大な金がかかる、これは参考人からお話があったとおりでございます。ただ、恐らく山本さんがあのときお話しになったのは、ハードなチーズのお話であつたと思いますが、もうちょっとソフトなフレッシュチーズにつきましては、そんなに多額の金がかからなくても生産工場ができるというふうな考えておりました、現に畜産振興事業団から、このようなクリームチーズ、カッテージチーズの生産については助成金を出して生産を推進しているわけであり

ます。

私は、ただ、参考人の御意見に反対するわけではありませんが、日本がこれからチーズをふやしていく場合に、ヨーロッパやアメリカなんかにおけるチーズの発展を考えますと、むしろ酪農家がある程度まとまってチーズをつくっていくというふうな、そういうものとローカルなチーズ生産地がたくさんあるわけですね。ですから、五千トンのチ

ーズをつくるためには、六十億、七十億という大きな金でなしに、もうちょっと分散化して、場合によつては各酪農組合体ごとにチーズをつくっていただくことができれば、もともと国内的なチーズの生産が可能になる。大きく何千トン、何万トンのチーズ工場になると何百億という金がかかりますから、いろいろな意味でなかなか簡単にやれませんけれども、もうちょっと細分化して、しかも国際競争力のあるフレッシュチーズをつくっていくということになれば、比較的これからやれる道はあるのではないかと、いふふうに私は考えております。

○委員長退席、山崎(平)委員長代理着席

○新村(源)委員 チーズの国産化の方向に向けて、現在すでにそれぞれの農業団体から要望が出てきておられるわけです。これらを積極的に受けとめて、ひとつ積極的な姿勢を示していこう、このように確認をしてよろしいですか。

○近藤(鉄)政府委員 そういう方向で今後ナチュラルチーズの生産を助成してまいりたいと考えております。

ただ、先ほどちょっと申しましたように、もう一つの問題は値段の問題でございます。ある程度生乳の値段が安くなないと、つくった製品がそう簡単に市場にはけない、こういうこともござ

いますので、酪農家の方々の御協力を得ながら、いわゆる生乳、加工原料乳価格、そしてそういうチーズについては何か別枠で供給していただけるようなことも実はお考えいただく必要があるのではないかと、こう考えてもおります。

○井上説明員 政務次官の御答弁を少し補足させていただきます。

いまナチュラルチーズの中で要するにソフト系のチーズ、水分が五〇％以上の、ちょうどチーズと牛乳の中間的なものと御理解いただいていいと思うのですが、そういうものににつきましては、昨年、北海道あるいは愛媛に助成をしたところがございます。こういったものにつきましては、輸送コストの問題とか、保存期間に限界があるという

ことを、先ほど申し上げたように、もう一つの問題は値段の問題でございます。ある程度生乳の値段が安くなないと、つくった製品がそう簡単に市場にはけない、こういうこともござ

いますので、酪農家の方々の御協力を得ながら、いわゆる生乳、加工原料乳価格、そしてそういうチーズについては何か別枠で供給していただけるようなことも実はお考えいただく必要があるのではないかと、こう考えてもおります。

○井上説明員 政務次官の御答弁を少し補足させていただきます。

いまナチュラルチーズの中で要するにソフト系のチーズ、水分が五〇％以上の、ちょうどチーズと牛乳の中間的なものと御理解いただいていいと思うのですが、そういうものににつきましては、昨年、北海道あるいは愛媛に助成をしたところがございます。こういったものにつきましては、輸送コストの問題とか、保存期間に限界があるという

ことで、かなり競争力があるのではないかと、うぐあいに考えられているわけでありまして、当面こういったものからチーズの生産振興をやっていくと考えています。

それからハード系のチーズにつきましては、ただいま畜産振興事業団でチーズの研究会を開いております。メーカーからも生産者団体からも専門家に参加をいただきまして、いろいろな角度から検討しているわけでございます。

問題は大きく分けて三つあるかと思いますが、一つは技術の問題です。チーズは非常に多種類のチーズがございます。それをどういふものをつくらせていくのかという技術的な問題。それからもう一つは価格の問題でございます。どの程度のコストでできるのかという問題。それからもう一つ、これは恐らく一番大きな問題は重要な問題かと思ひますが、チーズ工場をつくらします場合に非常に大きな投資を要することは御指摘のとおりでございます。そのためには、チーズの原料乳が安定して出荷をされるという保証がないといけません。わけでございます。そういう点をどうするかという問題もござります。生乳需給状況というのは年によって変わりますので、大体一定の量が出荷をされるという保証をどういふぐあいにしていくのかという問題もござります。これは経営的な問題でありますと同時に、またそういう生産者団体の問題でもあるわけでございます。そういう点についていま種々検討しているところでございます。いずれ結論が出ようかと思ひますので、結論結果を踏まえまして、十分検討してまいりたいと思ひます。

○新村(源)委員 それでは、以上の施策につきましては積極的に取り組んでいただくことを要望しまして、次に、ことしの原料乳の限度数量の問題です。

これは次官すでにおわかりのように、昨年の暮れに大幅な水田の減反、さらにまた第三次酪農近代化計画の推進、こういうことで、米の減反や第三次計画と考慮を合せて、どうしても畜産の

伸びの受けがなければならない農業全体の生産が停滞していくことは明らかでござります。

そこで、昨年百九十三万トンの限度数量を、今年はどうしても二百萬トン以上にしてくれ、またそれだけ生産されていくのだ、こういうことなのですが、あす諸問される諸問の中に、そういうことを強く反映させる意思がござりますか。

○近藤(鉄)政府委員 まさにこの限度数量を含めまして、現在畜産振興審議会ではいろいろ御検討願つていただいておりますが、先生のおっしゃるお気持ちもよくわかります。また同時に、御案内のように、乳製品の相当な過剰在庫のある状況でございますので、その過剰在庫をどういふ形で消化していくかという問題もござります。で、加工原料乳として国が買い入れる限度もその辺も十分に考えながら慎重に決定をしていかなければならないのではないかと、こういう御意見もござります。

○新村(源)委員 そうなつてくるとまた議論が逆に戻つてしまふわけですが、九百萬トンも需要があるわけでしょう。そうすれば、国内生産と外国のものとの差というのは価格の差だけになつてきておるわけですね。全体のものではございません。そうすれば、価格政策さえやればできるわけでしょう。ですから、そういう点については、恐らくも原案はでき上がつてしまつておるわけですが、限度数量二百萬トン以上ぜひとも確保する、こういうことでぜひとも進めていただきたい。

次に、価格の問題でございますが、午前中いただいた生産費調査の中では、去年よりも七円ばかり安くならぬと出ておるわけですね。時間が余りないので詳しく申し上げられませんが、私も先ほどの資料をずっと見てまいりました。たとえば飼料の価格の取り方一つ見ただけでも、おとしの七月から去年の六月までですが、七月にすでに七千五百円の値上げがされておる。十二月にまた九千六百円の値上げがされておる。そういうふうに見ただけでも、この飼料の原価の取り方をちらつと見ただけでも、これだけの矛盾が出ておるわけ

です。したがって、明日諸問される乳価というのは、私はあれとは違つた形のものが出てくるだらうと思ひます。

さらにまた、この前も申し上げたわけですが、これも、酪農主産地等の生産費調査を見てまいりますと、ことに北海道の農民団体が全搾乳牛を平均した搾乳量というものを基本にして、五人以上の製造業の全国の常用労賃を基本にしていけば、百二十六円なかつたらやつていけない、こういうことも明らかになつておるわけですね。したがって、明日諸問される価格の中には恐らく、はつきり申し上げてそんなに期待できるものはないような気がするわけですが、いま申し上げたような点についてどのように理解をされておりますか。

○井上説明員 加工原料乳の保証価格の算定につきましては、加工原料乳の主要な生産地帯における再生産可能な乳価を保証する価格ということでござります。昭和五十五年年度におきましては、北海道地域における生産費を基準にいたしまして、最近のいろいろな諸情勢を織り込みまして、適正に算定をしておるところでございます。明日畜産振興審議会の酪農部会に提出する予定でございます。

○新村(源)委員 次に、飼料問題でございますが、これはただいま申し上げましたように、すでに昨年の七月と十二月に一万七千五百円上がつておるわけですね。しかも、これからは、この前の畜産局長の説明によりますと非常に不安定要素がある。そしていま保証価格が決められる。そういういたすことになると、当然畜産経営というものはそういう点からの不安定さが生まれてくるわけですね。したがって、飼料部会等でも提案されておりました通常基金、異常基金、この運用によつてできるだけ価格を抑えていくということになつておるわけですが、あの中で見ますと、政府の出資が七十一億円となつておるわけですね。あんな程度で、これから価格の変動が大きく予想される状態の中で対応していけるかどうか、そしてもし対応

できなかった場合にどうするかということについて、お答えいただきたいと思ひます。

○井上説明員 配合飼料安定基金につきましては、異常補てんのためのファンドとそれから通常の価格変動に対応するための通常補てんのファンドと二つあるわけでございます。前者につきましては、畜産振興事業団も出資いたしまして民間団体と配合飼料供給安定機構というものを組みまして、その機構を通して補てんをする仕組みになつております。後者につきましては、全農系あるいは商系それから専門農協系と、この三つの系統についてそれぞれ配合飼料の安定基金がございまして、その機構を通して補てんをしていくという仕組みでございます。

最近の配合飼料価格の高騰に伴ひまして、異常補てん、通常補てんともいたしておるわけでございますが、最近のような状況が続きますと、かなり財源も減つてくるわけでございますが、なお、かなりの財源も残る見込みでございます。で、こういった財源状況等にもりながら、また同時に配合飼料価格の今後の動向を見ながら、適切な農家負担が行われるように努力をしてみたい、かように考える次第でございます。

○新村(源)委員 時間がなくなりましたので、特に政務次官に強く要望を申し上げておきますのは、先ほど申し上げましたように、酪農に大きな期待をかけて、そして一生懸命やつてきた、そこに急ブレーキをかけられた、こういうことで、いま主要酪農地帯の農民の不安は極度に高まつておるわけですね。したがって、こういう事態を十分認識をされて、ことしの限度数量並びに価格、あるいは先ほど申し上げましたように総合需給等の上から酪農製品の消費の円滑を図る、あるいは飼料問題、ナチュラルチーズに対する助成の問題、これらについて十分な誠意のある対応をしていただくことを、もう一度決意をお伺ひして終わりたいと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 日本の酪農は戦後に急速に発展した酪農でございますから、したがって、い

るような面でも欧米各国との間にハンディがあると思ひます。そのハンディを乗り越えながら日本の酪農家の方々が努力してこられたわけでありまして、こういふ努力が無にならないように、私たちもいま先生からお話があったいろいろなことについて十分考慮しながら、できるだけその適正な価格の決定に努力をしてまいりたい、さように考えております。

○新村(源)委員 どうもありがとうございます。

○山崎(平)委員長代理 芳賀員君。

○芳賀委員 本日は、午前中に、まず統計情報部長から昭和五十四年度の食肉生産費調査の結果についての報告並びに五十四年度の牛乳生産費調査の内容について概要の説明を受けまして、あわせて畜産局の井上審議官から——きょうちようど並行的に三番町の農林省分庁舎において畜産振興審議会の食肉部会が開かれておりまして、この部会には食肉の価格に関する諮問をして審議が行われておるわけでございます。そういうことで、きょうは農林省においても分散方式ということになっておるので、当委員会にはごく優秀な政府関係者が出席して、あとは審議会会場に行っているというふうな状態でございますので、数は非常にいろいろうまいとしていただきますので、どうかまじめな受けとめをして、明快な答弁とか説明をしてもらいたいと思ひます。

そこで、まず五十四年度の生産費調査の内容についてであります。これはもちろん五十五年度の食肉や加工原料乳の価格算定上の基礎をなすものでございますから、この農林省の生産費調査と価格決定の算式の上で完全なつながりがなければいけません。従来農林省は自民党と共謀いたしまして、とにかくいかなる手段を用いても安くすればいいというふうなことで、算定方式についてもいまだに疑点が解明されないというのが今日の状態でございます。

そこで、数年間かかちまして昨年ようやく統計情報部の生産費の資料の中に「利用上の注意」とい

うことで、特に牛乳の生産費がどのような順序でどのような要素を使って算定されておるかということ、そのできた生産費というものを基礎にしてそれを加工原料乳の価格算定に使う場合、つまり三・二％換算というところでやっておるわけでありまして、その生産費から三・二％換算の算定に移る正確な経路というものが明らかになっていない、単にこれは低価格のためにやっているというふうな非難と疑惑が、国会の中においてもそうでありまして、全国の特に生産農民の間からも不信の声として巻き起こっておるわけでございます。

そこで、まず念のために、午前中に柳井部長から説明がありましたが、この算定の順序について「利用上の注意」のところにある方程式に基づいて、この際畜産局にも政務次官にもわかるような説明をしてもらいたいと思ひます。

○柳井説明員 お答え申し上げます。

乳脂率三・二％換算の生産費を出したその計算の方式と申しますか、これについて申し上げますと、第二次生産費で搾乳牛一頭当たりの経費でございますが、四十六万五千五百九十九円、こういうことでございますが、一頭当たりの実搾乳量は五千八百八十五キログラム、こういうことでございまして、乳脂率が三・二％、一頭当たりの乳脂脂肪量が百八十二キログラム、こういうことでございまして、その百八十二キログラムを三・二％で除します。そうしますと三・二％換算の乳量が出るわけでございます。それが五千六百八十四キログラムでございます。先ほど申し上げました搾乳牛一頭当たりの第二次生産費四十六万五千五百九十九円を三・二％換算乳量五千六百八十四キログラムで割って百倍いたしますと生乳百キログラム当たり三・二％換算の数字が出てくるわけでございます。それが八百八十円、こういうことでございます。

○芳賀委員 それでは私たちはわかるが、政務次官や井上審議官が果たしてよくわかっておるのか不安がありますので、私が能率的に整理して申し上げますから、そのとおりであればそうだ、違う

ならば違うということも答えてもらいたいと思ひます。

そこで、この生産費調査の裏面の方に「利用上の注意」というところがありまして、その中でまず第一方程式としては、生乳百キログラム当たりの生産費は、一頭当たりの搾乳量を分母にして一頭当たりの生産費を分子にして、それに百を乗ずると百キログラム当たりの第二次生産費が生ずることになっておるわけでございます。そこで一頭当たりの生産費というのには——加工原料乳の価格算定は、ことしで三年続きますけれども、畜産物価格安定法に基づき加工原料乳の価格算定は、法律において主要な加工原料乳の生産地域における生産費ということになっておるわけでございます。現在では北海道以外の内地各府県は全部市乳地帯、飲用乳地域ということになっておるので、加工原料乳地域というのは北海道だけということになっておりますので、加工原料乳の保証価格を算定するということになれば、いまでも北海道における生産費、自家労働については北海道における製造業の労働を勘案して決めるということになっております。そこで、昨年から統計情報部長とも相談いたしました。もちろん全国の生産費は公表されるわけでありまして、あわせて北海道における牛乳の生産費の調査結果というものを昨年も今年も提出してもらうことになっておるわけでございます。そこで、北海道につきましましては、五十四年度の牛乳生産費は、搾乳牛一頭当たり四十七万三千八百八十円、実搾乳量が一頭平均で五千三百キログラム、これを分子と分母に分けて百を乗じますと、これが幾らになるのですか、柳井さん。

○柳井説明員 実搾乳量ベースで生乳百キログラム当たり第二次生産費は、北海道の場合には八百八十七円五十五円でございます。

○芳賀委員 ですから、八百八十七円五十五円というのは、これは一キロに直しますと、一キロ当たりの第二次生産費が八十八円七十五銭ということになるわけでございます。これはあくまでも第二次生産費であり、五十四年度の生産費ですから、これを基礎

にして五十五年の加工原料乳の推定生産費というものを算定して、明日当委員会並びに畜産振興審議会に試算として提出されるわけですが、これに對して、一年間の物価修正、それをどのように行うかという点と、この物価修正した百キログラム当りの生産費に第二次生産費以外の、つまり合算すべき租税公課並びに諸負担金、これは法律で許容されているものは合算する、それに生乳の集送乳経費、生産者の庭先から工場まで搬入する経費ですね、それから指定集荷団体等の取り扱い手数料、つまり租税公課、諸負担、集送乳経費、それから手数料というものは第二次生産費に合算して、そこで初めて保証価格というものが生まれるわけですから、その点は井上審議官に尋ねますが、実乳量でいくとこれはキロ当たり八十八円七十五銭、これに今回の程度の修正、たとえば率にすれば何%でもいいですが、第二次生産費に對してどの程度の物価修正を行う、それに合算すべき諸経費が幾らになるというふうなものがついておれば、ここで述べてもらいたいと思ひます。

○井上説明員 保証乳価を算定いたします場合に対象といたします牛乳でございますが、従来から脂肪率三・二％のものの価格を決めていたわけでございます。来年度におきましても、従来方針と同様に、そういった方針で考えてまいりたいと思ひます。したがって、統計情報部の調査の三・二％換算の生産費が基準になるわけでございます。そういう基準にいたしました、最近時点の物価、これは従来昨年の十一月からことしの一月までの物価指数を用いておりますが、原則的にそれを用いまして算定いたします。ただ、四月以降価格がはつきりしているものにつきましては、そういう価格を利用してまいりたいと思ひます。その数字につきましては現在鋭意検討中でございます。

○芳賀委員 あしたを前にして、まだ物価修正率をどのくらいにするかわからぬわけですね。それから租税公課とか算入すべき各経費は固まっておりますか。

○井上説明員 それを含めまして、現在鋭意詰めている段階でございます。

○芳賀委員 これは第二次生産費に足す分は別個にわかるはずですね。それもわからないですか。

○井上説明員 算定の方法につきましては、租税公課につきましては従来方法を踏襲するわけでございまして、これにつきましては物価修正が要りますので、検討中でございます。

○芳賀委員 それじゃ、これはあす再度農林委員会を開いて、あすの午前に政府の試算の結果についての報告をもらって、午後二時から農林大臣が出席して、そこで畜産物価格全体の詰めの質疑を行って、それが終わったら後で委員会として畜産物価格に関する決議をする、そういう予定をわれわれ理事会としては立てておるわけですね。

そこで次に、井上審議員、それじゃ第一方程式の関係はいいですね、これは約束事で去年できておるわけだから。だから、あす委員会において提出する算定の内容については、まず搾乳牛一頭当たりの生産費が幾らであるか、これは当然出してもらわなければならぬわけですね。それから実搾乳量がどれだけの量か。これに対して乳脂防率が幾らであるか。昨年のときは三・五九%、これは午前の報告だと三・六%ということになってますから、実乳量に三・六%を乗じたものが、つまり乳脂防量ということになるわけですね。これはもう直しようがないので、北海道の一頭当たりの乳脂防量が百九十キロ、だから三・二%に換算する場合は、この百九十キロの乳脂防量を三・二%で割れば、三・二換算の換算乳量の五千九百八十二キロということになるわけですね。これはもう毎年出ていることですが、前段の大事なものが出ておらないのですよ。一頭当たりの生産費が、従来は金額が出ていないでしよう。それから、それによつて実乳量で割った百キロ当たりあるいは一キロ当たりの実乳量生産費というものが全然表面に出てきていないですからね。統計資料の中にも、これはこの内容の生産概況の中を見ると載っているのです。去年から載せることになっておるの

す。そういうものを順序立てて、あす提出される価格算定資料にはちゃんと載せてもらわなければならぬ。毎年毎年同じような議論を繰り返して、お互いに頭にくる、けしからぬじゃないかというようなことを繰り返さぬように、きょうはまだわからぬというわけですから、あす委員会開会までにぜひこの点は明確にしたいという事です。必要であれば、この点は委員会として資料要求という形で提出するようにかたく申しとおきます。

そこで、先ほど統計情報部長も言われましたが、北海道の生産費の場合、実乳量一キログラムの第二次生産費は八十八円七十五銭である。それから三・二%換算の第二次生産費は、乳量が五千九百八十二キロにふえるわけでありまして、それを使って計算をいたしますと、一キロ当たり七十八円六十三銭ということになるわけですね。これは北海道の生産費調査の中に出てくる数字です。それから、もう言わないでも出てくるわけですね。そうしますと、計算方法によつて、実際の乳量で算定したキロ八十八円七十五銭と、三・二%で換算したキロ当たりの生産費七十八円六十三銭では、比較いたしますとちよど一キログラム当たりにして十円十二銭の差が出るわけですね。これは物価修正はもちろんでない。これに租税公課等の経費も合算する前の統計情報部の昭和五十四年度の生産費というものを使得って計算した場合に、キロ当たり十円十二銭の開きが出る。なぜ開きが出るかという、八十八円七十五銭の場合には、加工原料乳ですから乳脂率は三・六%ものは脂肪の量も多いわけなんです。だから、実乳量あるいは脂肪量から計算をしますと、生産費としてキロ当たり三・二%にすれば八十八円七十五銭になる。それから三・二%に薄めると、これは水増しをして薄めるわけだから、薄めた生乳の場合には脂肪率は三・二%に低下してあるのだ。実乳量と比べると〇・四%の開きが出るわけですから、百九十キロの脂肪を生乳するといふ場合は、三・二%の乳脂率の低い生乳の場合は、当然五千九百八十二キロ使わなければ

百九十キロの脂肪量を回収することはできない、当然のことが出てくるわけです。

そこで、私の明確にしておきたいのは、いまの加工原料乳の不足払い法の運用の中に、生産者に対しては保証価格を決定して、昨年現在までの期間内ですけれども、キロ当たり八十八円八十七銭。ところが指定団体が集荷をして乳業業者に配分をする場合は、この金額から事業団が支出する二十四円五十七銭の補給金を引いた残りの六十四円三十銭という非常に低廉な価格で乳業会社に提供をしてある。その場合の生乳の取引条件というものは、長年の慣習でありまして、三・二%の生乳というものを取引の基準にする、そういうことになっておるわけですね。だから農林省が三・二%にわざわざ水増し換算をすることは、従来の慣行によるところの三・二%基準で生乳の取引をするために、三・二%の場合の取引の基準というものは価格上どうあらなければならないかというところでわざわざ換算をしておるわけですね。しかし、それだけを決めておけばいいというわけではないでしよう。実乳量で言えば十円十二銭高い三・六%の生乳は最高の乳脂率ではないでしよう。北海道における一年間に生産された生乳の平均乳脂率というものが三・六%です。中には三・八というものもあるし、三・二というものもある。それを総平均したものが三・六%の平均乳脂率ということになるわけだから、実際問題としては、出荷される生乳の中に乳脂率三・二%などという乳は探してもほとんどないのですが、これを最低の取引上の基準というにすれば、三・二%の生乳と実際の三・六%の生乳の場合において、当然十円十二銭の格差というものが生ずるわけでしょう。だから、この格差というものは、取引上完全に適正に取引条件の中で運用されておるかという、これが行われていないわけでしょう。だから、三・二%を決める場合はこの点の解明を、政府として保証価格とあるいは取引基準価格を決める場合に、取引条件というものは、乳脂率格差というものはどうしなければならぬと

いうことを正確に算出して、農林大臣が畜産物の価格を決定してこれを告示するわけですから、告示の際にこれは価格あるいは条件の中にちゃんと明示して、それを基礎にして生産者あるいは集荷団体あるいは乳業業者等が相互に適正な取引ができるようにしなければならぬではないかというところを毎年指摘しておるわけですね。その点、これはちゃんと改善してやる考えであるかどうか、その点はどうか。これもきょうは事務的な答弁でいいです、あした農林大臣に対して締めくくりに質問をするわけですから。

○井上説明員 牛乳の取引基準につきましては、昭和七年以来三・二%基準というところで長い間取引してきているわけでございます。したがって乳脂防格差というものについて売り手と買い手双方が協議をして決めていく、こういうルールをとっているわけでございます。

ただいまの御指摘は、乳脂防格差についても一定の指導を農林省がすべきではないかという趣旨の御質問だと思いますけれども、この乳脂防格差についてはどういふような単価をつけていくのかということは、取引両当事者それぞれの意思がございまして、また、地域的あるいは時期的な条件によつても違うわけでございます。一律にこういう基準を決めていくのは非常にむづかしい実情でございまして、われわれといたしましては、こういった点については、従来どおり取引両当事者の判断に任せた方が適當ではないだろうか、こういったように考えているわけでございます。

○芳賀委員 それでは全然何もやってないのじゃないですか。これは何らのめどがなくやれというのではないですよ。三・二%はわれわれが黙っていても毎年やっているし、またやるでしよう。ところが、もう一つ肝心の、実乳量による統計情報部の生産費のこれはイロハでなければ、三・二%第一方程式というものを使わなければ、三・二%の水増し換算はできないのですよ。第一方程式でやれば、当然実乳量ですから、三・六%の乳脂率の

二銭ということになるのですよ。そういう格差というものを正確に農林省が設定をして、これを基礎にして、生産者として生乳団体それから指定集

める。でん粉原料のバレイショ、カンショについては、これは基準取引価格というものが決定されて告示されるわけです。その告示の際に、でん粉

それをいまの質問事項とあわせてあすの開会までにぜひ取りそろえて提出してもらいたいと思います。すが、その点はよろしいですか。

待にこたえる、そういうものになるように望みながら若干質問をしたいと思うわけであります。

まず最初に、一番関心はやはり生産農家の経営

の安定という問題でございますが、そのことにつきましてはやはり価格の決定というのが非常な注目でございます。やはり畜産物の決定に当たりましては、畜産農家が再生産を確保できるという一つの大きな観点がございますし、また、畜産経営の将来が展望できるようなそうした配慮がなされなければならぬというのを考えますと、生産者団体から要求されている価格につきましては、政府としては十分にその価格の決定の中に取り入れるべきであらうということを強く要求するわけでありまして、政府の御見解をまず最初に伺いたい。政務次官にお願いしたいと思います。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘のとおり、今後畜産農家の経営の安定をしてみたいと思います。いろいろな施策が必要でございますが、その非常に重要な措置は価格の安定であり、そしてその価格が再生産を可能にするようなものに維持できるかどうか、こういうことだと思います。したがって、ただいま畜産振興審議会においていろいろ御審議を賜っておりますが、先ほど統計情報部の部長からも御説明いたしましたけれども、生産費の調査を十分踏まえながら、しかし、これはあくまでも過去のデータでございますので、それを最近時点まで引き伸ばしまして適正な価格の決定をこれからしてまいりたい、かように考えています。

○武田委員 御承知のとおり、最近の原油の値上がり、これは生産資材の値上がりというふうにながらまして、肥料あるいは農薬、配合飼料、特に飼料が昨年の七月ですか、今年の一月と合わせましてトン当たり一万六千五百円、こうした上昇がある。さらに配合飼料につきましては、私は、世界的な食糧需給の關係から非常に厳しいというふうに見た方がいいんじゃないか。さらにまたもう一つは、最近電力料金の値上げ、聞くとところによると鉄鋼料金の値上げがこの後に続く等々、こうしたものも値上げの要素があるわけですから、こういうものがやはり生産農家の家計を相当圧迫するんじゃないか。これはもう想像にかたく

ないわけでありまして。調べたところによりますと、これは新聞等でも報じられておりますが、農業生産資材の総合指数が五十三年度平均の一〇四・四から五十四年度の十二月に一一四・四に急騰している。さらにまた、今年二月の卸売物価指数が年率換算で三六・一%、これは言うなれば四十九年の石油危機以来の大変な暴騰だ、こういうふうに思うわけですが。

ですから、こういうことを考えますと、農家の皆さん方が出してきた要求というのは相当覚悟したぎりぎりの線であるというのじゃないか。豚などを例にとりますと、かなりの過剰でもあるという心にも十分に踏まえて相当吟味しての要求だと思ひますし、恐らく農家の皆さん方、団体の皆さん方としても、これはもう一歩も引けないというぎりぎりの線だということを十分に認識して、生産農家の意欲を失わしめないような配慮を今回の価格決定においてはぜひお願いしたいと思うし、そうあるべきだと思ひます。それから、そういう点の御配慮をいま政務次官の話の中から受け取ったわけでありまして、重ねてひとつよろしくお願いしたい、こう思うわけでございます。

それで、私はいままでずっと見ていますと、過剰だから価格を抑制しようという動きが、米の場合なんかありますが、しかしながら、それだけで果たしていいものかどうかというのを考えなくてはいいけないという反面があるのじゃないか。たとえば米の場合なんか考えますと、要するに生産調整された分は増産をするという傾向があるわけですが、いままで手を七分通りしか入れてなかったのを、八分通り、九分通りして収穫を上げています。過剰の一つの原因にはそうした原因も私はあると思ひます。ですから、豚なんか一つ例にとりましても、もし収入が、去年のように据え置き、あるいはもし万が一が下がるといふようなことがあれば、農家の方々の対応の仕方としては、その収入の減った分をでは数をふやしてそれで見合わせるだけのものを獲得しよう、そういう対応の仕方もあるかならぬんじゃないか。これ

は政府にとっても大変なことになるのじゃないかと思ひますので、そうした実情もよく考えた上で対応をさせていただきたいと思ひます。この点もどうでしょう。

○近藤(鉄)政府委員 価格につきましてはいろいろなお話があったわけでありまして、一応農林統計で調べたものを基礎にいたしまして最近時点までの引き伸ばしをいたすわけでございますが、それから、いま御指摘ございましたように、これからえさがどうなるか、これはなかなか確定できません。また、その他資材の高騰をどう見るか、これは議論のあるところでございますが、一応これまでのあり方としては、最近時点まで引き伸ばした形で価格を決めるかっこうになっておりますので、その後の問題につきましては、これは確かに御指摘の問題がございまして、一応従来とも最近時点まで伸ばした形で決めているということをやまず御了解いただきたいわけでありまして、同時に、いわば需給調整が必要なんだが、その需給調整をするために価格だけでは逆効果もあるんじゃないか、こういうような御指摘でございます。これも確かにございまして、面もよくわかりますので、実は私たちが、養豚につきましても、最近までも計画生産という形で生産者の方々の団体の方々の御協力を得ながら、ある程度計画的にこれを処理して、さらに調整保管も、従来は団体の方にお願いしておたわけでありまして、最近も、最近御案内のように畜産振興事業団で融資をいたすというふうな調整保管もいたしました。そういう形で、価格だけじゃなしにいろいろな方策を講じながら何とか需給調整をして、それが逆にえさとして価格の安定をもたらすようにいろいろ努力してまいっている次第でございます。

○武田委員 いままでのケースを見ておきますと、たとえば、五十四年度の政策価格算定資料の政府試算と、農協の要求価格算定の生産費あるいは五十三年度農林水産省の生産費調査結果の三つを比較してみますと、いずれも低政策価格をねらいとした行き方をとっているように思えてならないわけですが、たとえば政府試算は、農協の要求に比べて五十三年度の生産費調査に比べても四千百円弱低いのです。それから、内容別にそれを見ますと、労働費がいつも評価がされないと言つて生産者の方が非常に不満限りのわけでありまして、この労働費を見ましても、農協要求に比べて三千三百円、それから、飼料費が二千四百八十八円、素畜費が五十三年度の生産費調査に比べて三千二百八十円、さらに副産物が千七百三十円と、いずれも低いわけですが、ですから、こういう決定の要素の中に、政府の豚肉の算定方式が需給実勢方式をとっている、これがいつも問題にされて、要するにわれわれの要求と反対の低い方向に農林省は価格を決めていくのではないかと、これを依然として根強く持っているわけですが、こういう不信をぬぐい切れないようでは相ならぬと思うわけですが、ですから、この実勢方式についてもいろいろ問題として提起されている、たとえば安定価格が、肉豚の生産費でなくとも肉豚農家の販売価格過去五年間をとっているが、これは畜安法からいう再生産確保ということにはならないのじゃないかという、要するに農家が自家消費を犠牲にして肉豚を販売している例が多いということを政府当局はどのようにとっているのかという不安と不信があるわけですが、また、過去五十年の肉豚農家販売価格の平均を求めると、農家販売価格の実際値を、枝肉卸価格の安定価格を、肉豚農家販売価格に置きかえて修正価格としていこうという、低くなっているんじゃないか。そしてもう一つ、決定年の推定生産費の計算の仕方が、基準年の生産費を五十年基準に一人修正し、これから価格決定年の実質生産費を推定、さらに五十年基準の物価上昇率を掛け基準年、価格決定年の名目生産費を求める方式をとっている。だから、この場合、賃金あるいは物価指数を最近のものを使つて、いわゆる飼育労働時間の短縮による労働費の低下など、生産費向上のメリットが全部吸い上げ

られる結果になっているというような問題点を抱えて、やはりこれに対する相当な不満というのがあります。これは改めるべきではないかということも言われておるわけです。

ですから、こうした問題を考えたときに、私は、この価格政策というのは、いずれも農家の皆さん方のためにつくられたものでなくて、何か政府自体の一つの政策として意識的に低政策価格をつくっていくのじゃないかというふうな受けとめをしているということは、まことに残念であるし、もしそういうことが本当であるとすれば、これはまことに、いづれのとくにおいても価格がで上がったときに生産農家の期待を裏切るような結果になってしまふ。この点は十分に検討しながら価格の決定をして、こうした大変なときほど私は生産農家を守るための決意を価格の中に込めてほしいと思うのです。この点、政務次官、どうでしょう。

○井上説明員 畜産物、とりわけ指定食肉の安定価格の決定につきましては、生産費の動向とか物価その他需給事情等を考慮いたしまして適正に決めるわけでございますが、ただいま生産者団体の要求しております価格と政府が試算いたします価格の違いについて指摘がございました。確かに生産者団体の要求の価格が政府の試算値より高うございまして、最近の数年間をとって見ますと、だんだん政府の試算値と要求価格が近づいてきているような傾向があると思ひます。ただ、計算の根拠にいたしましては生産費調査が、生産者団体と当方とは違つてございまして、生産者団体は独自の調査を実施いたしております。それに基つて要求価格を決めておられるわけでございしますが、私どもは統計情報部が実施しております生産費調査を基準にいたしまして、所要の修正を加へまして最近の物価等に置きかへまして生産費をはじめているわけでございます。そういう違いがございまして、費目によりまして若干見方が違つてございしますが、全体としては非常に大きな違いというのはいないのじゃないかという感じが

ございます。そもそも生産費調査の対象が違つてから違つては当然でございますけれども、考え方としてはそんなに大きな違いはないのじゃないかと思ひます。

ただ一点、非常に違ひますのは、自家労働の評價の問題でございます。生産者団体の方は全国の製造業の賃金をとっておりまして、私どもの方は農村労働賃金というのを基本にして考えておりますので、その辺のところが大きく出ているのじゃないかと思ひます。

それからもう一つ、農家販売価格につきまして若干の修正を私も行っておりますが、この修正は、安定上位価格を突破したときには安定上位価格に引き戻して修正をいたします。しかし、たとえば豚肉のように、昨年安定基準価格を下回つて推移したわけでございまして、それらにつきましては安定基準価格にまで引き上げた数字でもって計算をしているわけでございまして、それぞれ安定基準価格、安定上位価格の中に実際の実勢価格がはまるように計算をしているところでござい

ます。それから、合理化が非常に進んでおるわけでございまして、合理化メトリットを全部吸い上げてしまふというふうな算定はおかしいのじゃないかという御指摘でございます。確かに非常な合理化が進んでおりますので、そういった合理化の効果を算定の基礎に使うというところは、現在の養豚の実態からいたしましては必ずしも不当とは言へないのではないかと思ひます。また、安定基準価格の性格は、それを下回つて豚価が推移することを防止するということから価格でございますので、そういった点から見ても、合理化を織り込んだ価格を見込んでそれを基礎に安定価格を算定していくということは必ずしも不当とは言へないのじゃないか、このように考えておるわけでござい

ます。

○武田委員 それでは、ちょっとお尋ねします

が、畜安法の運用です。

内での畜産物価格の運用ということがあつたわけですね、どうですか。

○井上説明員 畜産物価格安定法の目的は、「主要な畜産物の価格の安定を図るとともに」「畜産及びその関連産業の健全な発達を促進し、あわせて国民の食生活の改善に資することを目的とする」ということでございまして、価格の安定を図るということが基本になつておるわけでござい

ます。

○武田委員 農家の皆さんも、最近の、去年の七月以降ですか、特に豚価の低迷それから飼料の値上がりなどで経営が非常に圧迫されて、危機的な状況の中で、やはり非常に現況の厳しさを受けておられて、生産調整に協力してきておるわけですが、しかし、農家の人々にとりましては、豚肉が安定基準価格を大きく割つて低迷しているときに政府はなぜこの畜安法の発動をして買い上げ、調整保管をしたのか、こういう非常な不信を持つておることは否めないわけですか。この点はどういうことか、やはり農家の方々の不信に答えてほしいと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 畜安法の目的は、いわゆる安定上位価格と安定基準価格の間に現実の畜産物価格、この場合には豚肉価格を何とかこの枠の中で安定させることであると思ひます。であります。最近の事例は、率直に言ひましてやはり全体としての需給のアンバランスがある、いわば供給過剰である、そういうことでございまして、実はその需給のアンバランスがまず第一点である。したがひまして、先ほど申しましたように、片一方で消費の拡大をお願いし、さらに計画生産をお願いする、さらに余つた分につきましては調整保管をお願いする、こういう形で全体の需給調整をまず最初お願いをして、その後で国としてもある程度の価格安定のための措置を講じよう、こういうことで、最近はお案内のように調整保管についての利子補給を事業団が考えておる、こういうことでございまして、したがつて、あくまでも需給調整というものが価格安定政策の原則なんだ、こういう

ことでこれまでいろいろ措置をしてまいつたわけでございます。

○武田委員 三十六年にこの畜安法が制定をされましてもう十九年になるわけですが、この十九年を迎える過程をずっと見てみますと、豚の枝肉卸価格の年平均価格が安定上位価格を上回つた年は十九年、七七年、それから上位価格に近い年は五年、これに對しまして基準価格に近い年は一年、中心価格に近い年はわずか四年にすぎない。この事実は何を意味するわけですか。私は、これは要するに上限価格にへばりついているということ、価格を抑制しているというふうなことになると思います。また暴落したときは買い支えをしないということであつたわけではございませんか。だつたら何のた

「カー」が輸入豚肉に頼る、こういうことになってくると思われたいです。

○武田委員　そこで、そうした豚の問題、これはビッグサイクルなんであるけれども、最近はそのようなサイクルも多少狂ってきているのじゃないかと思う、いまの天気予報みたいに、いままでのような感じでいかなければならないという心配をしていますが、いつまたおかしくなるかわからない。そのための調整機関といいますが、そういう対策に対する職員がどうなっているのか、私もちょっと気になるわけです。農林省関係の豚肉の係、担当者はどのくらいいるのかとちょっと見てみましたら、直接の担当者は二十人しかいない。これは少ないのじゃないかと思うのです。なぜかと言いますと、蚕糸の方と関係して申しわけないですが、いずれも重要なものであります。規模的に言うと戸数は大体同じくらいなんです。五十四年度の養豚農家数が十五万六千、養蚕農家が十七万六千で六十六人、大変な数です。しかしながら、生産額から言いますと、養豚の方は何と五十三年概算で七千八百六十億です。養蚕の方は千六百四十六億。こういうことで比較するのはまずいかもしれないけれども、こういういろいろな問題を抱えているところがこの人数ではすごく少ないのじゃないか。この点の中身をもう少し考えまして充実すべきじゃないか、あらゆる問題に対応できるような方向性を検討すべきじゃないか、私はそう思うのですが、この点どうでしょうか。

○近藤(鉄)政府委員　先生から大変われわれの畜産行政、特に養豚行政に対して御激励を賜って感謝申し上げますが、数は少なくとも精鋭をそろえております。また御案内のように畜産振興事業団がございまして、実際の調整保管とかその他いろいろな養豚関係の各般の施策の実施につきましましては、事業団がこれまたいろいろな職員を抱えております。そういう人たちが相当末端の方はやっておりますので、現在のスタッフで必要最小限度のことはさせていたいただいております。こう思っておりますわけですが、先生の御発言、十分に参考

にさせていただきますと思います。

○武田委員　最後に、時間の関係で、配合飼料の価格の高騰が今後どうなるのだと心配だと思いがすが、やはり養豚農家の経営が不安定な一つの要素は、非常に上がった下がり下がりするのが多いわけですね。過去の例を見てみましても、配合飼料というのは四十八年に三回値上げしているわけですね。四十九年には二回下がり三回上がっている。五十年には二回上がって二回値下がり、五十一年は二回値下がり一回値上げ、五十二年には二回値下がり、こういうように激しいわけですね。ですから、去年上がったこととまた上がった。そうすると、この調子でいくと下がるのか。ところが、下げ幅を見てみますと、どうも上げ幅よりは下げ幅の方が全般的に少ないわけですね。ということは、全体的には飼料というものが経営の安定、不安定の相当深刻な要素になっていることは間違いないわけですから、今後、飼料の値上げ抑制と価格安定についての指導をきちっとしていかなければならぬのじゃないかと私は思うのですが、この点についての政府の取り組みを伺っておきたいと思うのです。

○井上説明員　飼料価格の主要な構成要素になりますのは飼料穀物、トウモロコシとかコーウリヤン、大豆とか、それから、いまの円の為替レートの問題、フレート等でございます。こういうものが錯綜して原料価格を構成しております。それが基礎になりまして配合飼料価格が形成されるわけでございます。

将来の見通しについては、これは何とも言えないわけでございます。確定的にこうなるというのではありません。これは大体い程度の価格水準が続くのではないかと考えておるわけでございます。御指摘のように、配合飼料は畜産の基礎的な資材でございますので、安定した価格で畜産物を供給するためには安い配合飼料が必要でございます。これをただ業界の自由に任せるだけではなしに、価格については十分実態を反映した価格になるよう

指導してまいりたいと考えております。

○武田委員　最後に、基金の問題です。これは非常に心配しているわけです。残っているのが百三十五億とかで、六月までは何とかがいいわけですが、七月以降どうなるのかということですが、これは、飼料安定基金の補てんもやはりいまから真剣に考えておかなければならないのじゃないかと思いがすが、この点についての政府の考え方を聞きまして、私の質問を終わりたいと思いがす。

○井上説明員　現在のような補てんを続けておりますと、この六月末には百数十億の財源しかなくなるわけでございます。われわれといたしましては、財源の充実には十分配慮してまいります。その点には十分配慮して業界を指導していくつもりでございます。

○武田委員　時間が来ましたので、終わります。

○内海委員長　中川利三郎君。

○中川(利)委員　政府は今日の畜産物の価格決定に当たりまして、実勢市場の状態、つまり安定基準価格を大きく下回って、豚一頭出荷すれば一万円おしりにつけてやらなければならない、そういうことを含めた市況相場に大きなウェイトを置いて算出をしているわけですが、このような市況相場がなぜ起こったのかということを考えてみますならば、たとえば昨年あれだけ大きく下がっても畜安法の買い出動はしない。いまも大筋では基準価格より低いわけですね。そういう問題について手をこまねいてきた、その中で起こった市況だということを考えてみますならば、つまり人為的につくられた市況としてああいう値段があるわけではあります。価格算定のスタート台がこういうことでは、畜産農家がどんなにがんばっても、再生産どころか赤字たつぷりで、しかも離農がどんどん続く、こういうことにならざるを得ないと思われたいですね。

先ほど来問題になっております再生産確保という、これは法の条文にあるわけでありまして、それが

であるならば、生産に要するコストを償うのが当然だと私は思われたいです。その観点から、せんだって大臣にも、まず労働報酬について言うならば、都市並み労賃を織り込んだ再生産でざる価格にせよということをお願いしたわけですが、いま政府がやっておるような算定方式でいままでも本意の意味で再生産できてきたとあな方はまじめに思っているのですか、これからもああいう価格でできるとお考えですか、この点、簡単に答えてください。

○近藤(鉄)政府委員　確かに畜安法においては再生産を確保する価格ということになっておりますけれども、それはむしろ人為的に決めるというよりも維持するよりも、ある程度の枠の中で市場の力関係、需給関係で適正価格に落ちつくような措置を講ずることが畜安法の基本的な考えだと思われたいです。したがって、今般も確かに、御指摘がございましたように、安定基準価格を下回っておるような場合もあつたわけでございますけれども、あえて最近まで積極的に事業団が入ってまいりませんでしたのは、前にもお答えいたしましたように、何としても需給のバランスが大事である、そのためにはここで事業団によるところの安易な買い出動に入ってしまうと、結局は生産調整が遅くなってしまう、こういうことで、まず消費の拡大に並行して計画生産を養豚農家の方々にお願いする。そうした上で、調整保管については、民間のお力によって、さらに最近になって事業団がその後押しをする、こういうところで、需給調整を通じて安定価格帯の中に自然に実勢値段が入っていくようなことを基本として考えているような次第でございます。

その値段で再生産が確保できるかという御指摘につきましましては、率直に申しまして、養豚農家もいろいろ幅がございまして、したがって、どの辺の農家の方を基準にとるかというところによつて、まさに再生産を確保するかどうかという議論が出てまいるわけでございますが、一応、私たちが、いまの値段の真ん中ぐらいで安定する農家の方を

標準として考えていいのではないかと考えておるわけであります。

○中川(利)委員 市場の力関係、つまり需給関係が主に考慮されるのは当然だ。それは畜安法の第三条にも書いてあるわけですね。「経済事情を考慮し、これらの再生産を確保することを旨とする」。つまり、経済事情は考慮する部分なのだ。しかし、再生産を確保するということは主体となる旨なんだ、旨とするということですからね。指定乳製品については再生産を確保するという文言は法律には一つもない。しかし、あなた方はその点を全然お考えにならないままの決め方ですね。この中で農家の方がどれだけの打撃を受けてきたか。あなたは先ほど、どのラインにあればこの値段で再生産できるかというところは幅があると言いましたけれども、昭和五十四年度の農家の減少率を見ますと、これは皆さんの資料です。よ、千頭以上の農家の減り方が一番多いですよ。マイナス一九・二%。五百頭から九百九十九頭がマイナス一四・五%。それ以下ずっと下がっている。この状態を見るならば答えは明白だと思えます。こういう中で昨年一年間における畜産農家戸数の減り方は、乳用牛農家が六千戸、肉用牛農家が二万戸、養豚農家が九千戸減っているという事実。ここでもまたこれをやりとりする時間的余裕がありませんから次に進みますが、私はこのことを強く指摘しておきたいと思えます。

次は、配合飼料の問題であります。あなたの答弁で、七月以降弱含みに推移するだろう、急激な値上げは考えられないというふうなお話が午前中にもありましたね。問題は、現在異常補てん部分としてこれが発動中でありまして、四千二百九十円が補てんになっているわけでありまして。しかし、これは四月、五月、六月分まででありまして、七月以降どうなるか、政府のいまのような認識では当然異常補てんの発動がストップして、政府はそれで済むかもしれないけれども、農民の立場になってみますならば四千二百九十円、これを農家がかぶるという事態が出てこ

ざるを得ないわけですね、そういう状態になってまた上がれば、先のことはだれにもわからないですよ。しかし、私の聞きたいのはその準備があるかどうかということですね。つまり、そういう状態を目の前にしておいてこのまま放置しておいていいのかどうかということ、万一飼料が値上がりした場合に直ちに財源的に対応できるかどうか、この点をしっかりお答えいただきたいと思えます。

○近藤(鉄)政府委員 この六月まではともかくとして、七月から一体どうなるんだ、こういう御指摘でございますが、前にお話ししましたように、将来時点における飼料の値の動きにつきましてはいまなかなか確定しにくいわけでございます。しかし、よしんば上がらないにしても、現状で推移をいたしまして、いわゆる補てん分が七月以降はなくなってくるわけでございますから、その分については何か配慮をしなければならぬかなというところで、実は内部でいま検討を進めているところでございます。

○中川(利)委員 ならないかなということではない、検討しているね、前向きで直ちに対応できるように。この点をもう一回確認しておきます。

○近藤(鉄)政府委員 ただいまお答えいたしましたように、七月以降どういう状況になるか、まだ現時点ではとやかく言えないわけでございますけれども、その時点で必要な場合には考えなければならぬ、こういうことで検討をしておる、こういうことでございます。

○中川(利)委員 次に、需要見合いの生産調整についてお聞きしたいのでありますが、大がかりな母豚つづし、それを主にならねとして先ごろ養豚経営安定推進会議というものがつづけられましたね。あれを見ますと、養豚生産を行っているすべての生産者の参加が前提になっているわけでありまして、ですね。ですから、私がお聞きしたいことは、俗にインテグレーションと言われる大企業による企業養豚も当然のことですが参加しているはずだと思えます。そうだとすれば、これらの企業養豚の実

態、たとえば商社が直接飼養している状況だとか頭数だとか会社の名前だとか、飼料会社がダミーに飼養をやらしている状況もあるわけでありまして、そういう状況、頭数だとか、商社、飼料会社が農家に委託している状況なんかもあると思うのですが、これらの資料はいただけますか。

○井上説明員 豚のインテグレーションの実態についてはでございますが、いわゆる企業養豚といふのはどういう養豚をいうのかというところは非常にむずかしいわけでございますが、畜産局といたしまして、われわれの業務に必要な資料として、都道府県に照会をいたしまして調査した資料がございます。その場合に、企業養豚という定義を次のようにいたしております。契約飼養タイプ、つまり企業が農家との間に生産物価格とか数量とか規格等について契約をいたしまして、農家が生産した豚を買い取る、そういうようなタイプを契約飼養タイプとしてこれを企業養豚の一つと考えております。それからもう一つは、直営農場タイプでございます。いわゆる会社自身が農場を直営するといふタイプでございます。これは……(中川(利)委員「資料を出せるのか出せないのか聞いていますので」と呼ぶ)そういうことでございまして、全体の頭数といたしましては、これは昭和五十四年度でございますが、それでは総飼養頭数に占める割合は約七%弱になっております。これらの資料については後ほど提出いたします。

○中川(利)委員 養豚経営における豚肉の生産出荷組織の現状を拝見いたしますと、農協系統はわずかに三〇%しか占めておらないですね。今度の母豚つづしの割り当て、現在やっていることは非常に不公平だと思っております。当然、そういうシェアの分野から言いますと、大企業養豚が大きな役割を担っているはずだと私は思うのですけれども、そのチェック、押さえ、こういうものが具体的に何割くらいになっているのか、この辺についての御回答をいただければありがたいと思えます。

○近藤(鉄)政府委員 具体的な全体の養豚生産の中に占める企業養豚の割合につきましては、いま審議官にちょっと調べてもらっておりますけれども、現段階では必ずしも企業養豚がそんなに大きなパーセンテージではないと思うわけであります。現実企業養豚をどういうふうにして今後規制するかという御指摘でございますけれども、これも豚肉になつてしましますと、あれは企業のものでこれは農家のものだといふようになかなか仕分けがつかないものでございまして、その点は私たちが非常に苦労しているわけでございまして。ただ、先ほど申しましたように、全体の割合がいまの段階ではまだその多くないし、むしろ農家の方が経営する養豚の飼養頭数が、いま御指摘がございましたが、だんだん大型化していく、こういうことであらうと思えます。

○中川(利)委員 いまの答弁は、どうも私まだあれでは困ると思うのですけれども、農協の系統出荷組織のシェアは三〇%しかないのですね。しかも、その具体的な企業との関係の大型の実態はつかみにくいとおっしゃっているわけですが、少なくともいま零細な養豚農家でさえもぎりぎりとして協力させられているわけでございますので、この点ははっきりしていただかなければならぬと思っております。

それと同時に、私はお聞きしたいことは、この養豚経営安定推進会議に商社系を代表すると見られる団体もメンバーとして入っているわけでありまして、たとえば日本飼料工業会あるいは全日本畜産経営安定基金協会、これがそれだと思っております。しかし私は、このような団体がメンバーとして加わっていても、各県ごとや市町村ごとの末端に一体組織があるのかどうかということが非常に心配なんです。私の見るところでは、各末端までそれがずっと伝わる団体はこれは農協しかないのですね。ですから、母豚はつづした、しかし結果として企業養豚は犯罪されておるといふようなことになりまして、これは大変な不公平なことになると思っております。この点についても実態に

うなことは日本では無理だ、そういう手当てはできないということです。あるいは国内では枝肉

取引のためにはほかの部分肉も買わなければならぬ、こういうことで輸入するのだというようなお話がありましたね。そうであるならば、先ほどもちょっと問題になっておったようでありすが、流通形態を日本でも整理して加工用品ぞろえする、そういうものは当然やればやれるはずだと思ふのです。コース以外のほかの部分も加工の仕方がいろいろあるわけでありすが、そうした研究は、日本では大企業やそういう大きい連中だけではやっておるようでありすが、農業団体や農協あたりではこういう問題についての指導をいまだに本腰を入れてやられなかつたというところに、私は大変問題があると思ふのです。豚肉というものは、御承知のとおり、生産量のわずかに二割くらいしか国際的に見ても輸出入されてないですね。どの国も自給することを基本にしておるわけでありすが、当然、加工用もそういう面で賄えるように何とかセンターをつくれればいい、それも一つの方法ですけれども、根本的な考え方をそういう方向に改めるべきじゃないかと思ふのですが、この点、政務次官はいかがですか。

○近藤(鉄)政府委員 先ほど御答弁を申し上げたわけでありすが、いまの豚肉の輸入はほとんどがハム・ソーセージ・メーカーでございまして、日本の豚肉市場が、先ほど申ししたのであります。個人消費、家庭消費を中心としておつたために、そういうハム・ソーセージ・メーカーに合うような形のいろいろな製品の仕方だとか、また流通体制をとっていない、こういうことでございまして、いま川崎に食肉センターを建設中でございまして、そういうところで今度部分肉を中心に取りが行われるようにしてまいりたい、こう思つておるわけでございますが、生産者農家の方もその辺を十分考慮いただきまして、従来の枝肉で売る形から一歩進んで、その部分肉でハム・ソーセージ・メーカーが欲するような形で販売する、そういうことに流通の改善をしてまいれば、いま豚肉輸入の非常に大きな問題が解決されて、むしろ

る国産豚肉によつてますます多くのハム・ソーセージが生産される状況になる、私はかように考えている次第であります。

○中川(利)委員 最後に、やはり輸入の問題は、大変重要な問題になっていまして、国内的に政府があれこれ手先でいろいろなことをしたり、農民が必死になって自主規制しても、輸入の問題で土台を掘り崩される。さきの河原の石積みみたいな状態になっていまして、この輸入は自由化品目だといながら、アメリカは日本に対して、たとえば自動車の場合、自由化品目でありすが、あれだけ文句をつけているのです。あるいは電気製品、カラーテレビなんかについてもあれだけ文句をつけて、もし日本が言うことを聞かなければ制裁を加える程度のことば言うておるんですよ。これだけ日本でいま過剰基調で大変だといふときに、自由化品目でございましてというだけで何ら手を尽くさないといふことは、私はおかしいと思ふのです。おまけに関税が一〇%から五%東京ラウンドで引き下がるわけでありまして、たとえそこに差額関税の歯どめがあるといひながら、それだつて状況の中では本当に守られるかどうか、わからないのです。安定基準価格を下回つたら買い入れ出動すると畜安法にありますが、それさえ守らない政府だと言へば言い過ぎかも知れませんが、そういう状況でありますので、この際、やはり道理を尽くしたかつたところで、輸入の問題について対外的にもわかるようになつて、発言すべきであると思ふのですが、この点、次官、いかがでありますか。

○近藤(鉄)政府委員 一応自由化品目になっておりますと、なかなか国が入りまして輸入規制することについてはいろいろな抵抗もございまして、ただ、アメリカの自動車なんかの場合も、自動車業界がやつておるわけでございますが、また、わが方の豚肉につきましては、実は生産者団体から輸入業者及び加工業者、加工団体に要請いたしまして、まさに民間ベースによるところの自主的輸入抑制の措置がとられる。結果として、最近、た

とえば豚肉輸入量の推移を見てまいりますと、五十四年十二月に前年同月比六八%、ことしになつて一月は六二%、二月は六九%、そういうことで、民間団体の自主的な努力によつて相当大幅な豚肉の輸入の削減が実際に行われておるわけでございます。そういう措置を含めまして、まさに国内の農業を守るための具体的な、実質的な措置を今後ますますとていかなければならぬ、かように考えております。

○中川(利)委員 終わります。

○内海(長)委員 神田厚君。

○神田(厚)委員 きょう畜審部会に對しまして政府の試算が出されたわけでありすが、この問題を中心にいろいろ御質問を申し上げたいと思ひます。まず最初に、この試算によりまして、牛肉の価格の問題につきましては、若干中心価格の引き上げ、それから豚肉につきましてはほんの少しでございまして、さらに安定基準価格の変動幅が一〇%から一三%程度に拡大するだらう、こういうふうに言われております。

ところで、まず最初に、安定基準価格の変動の問題であります、これが一三%になつていきまして問題につきましては、その意図するところが輸入の豚肉に対する対応を考えたのだというところが、これが言われておるわけでありすが、現実にはこれを一三%に上げるといふことで、どの程度輸入の豚肉に對して対応ができるのか、その辺はいかがでございませうか。

○近藤(鉄)政府委員 実は今度の安定上位価格または安定基準価格の決定に当たつて、必ずしもこれによつて輸入をどうしようといふことではなかつたわけでございますが、いろいろ過去のデータ、積み上げ、また、それを最近伸ばして、いま御指摘のような基準価格をいま畜産振興審議会に諮問していただいております。

ので、実はこの委員会でもたびたび御説明しておりますように、豚肉の輸入は必ずしも価格だけじゃなしに、むしろ品質の問題とか規格化の問題とか、そういう問題で非常に大きく左右されているわけでございますが、しかし、一%にもせよ、その分だけ高くなるというところは、結果としてある程度輸入抑制措置になるのじゃないか。さらに、安定上位価格が四%に上がるわけでございますので、したがって、安定上位価格を超えた場合にはいづゆる関税減免の措置が考えられるわけでございますので、そういう両面から考えて、一応結果として今度の措置は輸入を抑制する効果を持つてあらう、かように考えておるわけでありまして。

○神田(厚)委員 審議官にお尋ねします。具体的に一三%になることで、これから先の問題であります、輸入問題との関係で、現在の輸入量の何%くらいはこういう形でそれを乗り越えてこないだらうというふうな判断をお持ちになりますか。

○井上(説明員) 豚肉の輸入が行われますのは、やはり一定の規格のものがまゝ買入るということが基本だと思ひます。特に日本の豚肉需要の形態を見ますと、加工需要の場合はコースなりあるいはその他特定の部位が非常に多いわけでございます。そういうことがございまして、基本的に輸入があるわけでございますが、ただ、価格条件も非常に重要なファクターにならうかと思ひます。価格については、最近為替レートが円安に推移しておりますので、豚肉輸入価格も上がつておるわけでございます。そういうことも影響があるかと思ひますが、そのことの結果、昨年の十一月、十二月、それから一月の状況を見てまいりますと、かなり輸入が減つております。六〇%台に減つておるわけでございます。今回中心価格を一%強上げるわけでございますが、仮にこれが輸入基準価格になりましてせきどめ価格になりますれば、その分だけ上がるわけでございますが、た

だいま申し上げましたような日本の需要の動向なりあるいは輸入品価格の動向とも絡みましますので、見通しはなかなかむずかしいわけでございます。ただ、言えますことは、昨年のような輸入量にはならないのじゃないか、これを幾分下回るような輸入量になるのじゃないかということでございます。計数的にこの結果がどうなるかということとは算定といえますか、推定が非常にむずかしいと思います。

○神田委員 いずれにしても、上位価格の引き上げというのは一つの要請でありましたから、これが果たされたということはそれなりの評価はできるわけでございますが、同時に、基準価格を引き上げて、しかもその基準価格での事業団の介入というものを明らかにしてほしいという要望が引き続いて出ているわけでありまます。基準価格を卸売価格が割ったならば即時買い上げというように要請もありまます、これにつきましましては、どういうふうに考えていますか。

○井上説明員 現在の豚肉価格は、大体六百五円を中心にして推移をしておりますところでございます。まして、われわれといたしましては、仮にこの諸問価格のとおりに決定されたいといたしましても、直ちに買い入れになるとは考えていないわけでございます。

買い入れにつきましては、現在調整保管をやっておりますし、この調整保管措置につきましても、さらに期間を若干延長したいと考えております。そういう調整保管の状況なり、あるいは消費拡大を積極的にやっておりますけれども、そういう事業の効果を見ながら検討してまいることになるわけでございますが、こういってことをやりましても、なおかつ安定基準価格を下回る状態が出るというような状況では、畜安法に基づきます買い入れ措置等についても検討する必要がありますのではないか、そういうぐあいに考えているわけでございます。

ただ、畜安法に基づく措置につきましても、計画的な生産といえますか、需要に見合いました生産が行われる体制がつくられるというのが大前提であろうかと考えております。

○神田委員 時間がありませんので、余り話できませんが、輸入の問題にしろ、この畜安法の発動の問題にしろ、やはり国内生産者の立場をある程度守っていくということが前提であります。そういうことから考えてみますと、豚肉もそうでありまます、輸入問題に対する行政指導をもう少ししっかりとやってもらいたい、こういう要望が非常に強いわけでありまます。豚肉そのものもそうでありまます、たとえばマトンとか非常に多くの食肉が輸入されているわけでありまます。豚肉を初めとする食肉輸入に対する対策といえますか、対応といえますか、これを少し考えていただかないと、豚肉だけに目を奪われているうちに、マトンや何かが急激に入ってきてしまふ。食肉ですから、いろいろな形で利用の方面等同じものもあるわけでありまますから、そういうものが非常に大きな問題になってくるわけでありまます。したがって、この輸入問題につきましましては、適切な業界指導といふものを農林省は考えているのかどうか。それから、豚肉以外の、非常に多く日本に入ってきている食肉にはどんなものがあるのか。これらの問題について、ひとつお答えをいただきたい。

○井上説明員 お答えいたします。馬肉の輸入量でございますが、ここ数年間の推移を見ますと、そんなに大きな変動はないわけでございます。昭和五十年以降の数字をとってみますと、五十年が五万五千トン、五十一年が五万三千トン、五十二年が五万五千トン、五十三年が五万五千トン、五十四年が五万五千トン弱でございます。それからマトン、羊肉でございますが、同期間と比べてみますと、五十年が十四万五千トン強、五十一年が十三万九千トン、五十二年が十五万二千トン弱、五十三年が十二万五千トン弱、こういう状況でございます。馬肉なりマトンの輸入につきましましては、余り大きな増加というのは見られないわけでございます。

これは御案内のとおり、馬肉にいたしましても

羊の肉にいたしましても、大部分が食肉加工品になるわけでございます。最近の食肉加工品は豚の単味品、豚の原料を主体に使うという形になっておりまして、馬肉なり羊肉なりを使うものは、どちらかと言えば中級品あるいはそれ以下という状況でございます。今後の加工品の需要の動向からいたしましても、馬肉とか羊肉というのはふえていくような状況にあるとは思いません。

それから、供給側を見ましても、馬肉生産のために馬を飼育するとか、あるいはマトンにしましても、これは羊毛を取った後のマトンでございます。やはり供給の方にそういった限界がございますので、これが急激にふえていくような状況はないかと考えている次第でございます。

それから、それ以外の肉の輸入状況を申し上げますと、牛肉について言いますと、これは昭和五十二年だけの数字を申し上げますが、十萬二千トンでございます。豚肉が十萬八千トン、それから家禽肉が六萬五千トン、これらが主要な食肉の輸入状況でございます。

○神田委員 食肉輸入がこれからどんどん多くなるだろうというのはわれわれの予測でございますが、そういう中で、輸入食肉への対策あるいは行政指導の明確化ということがこれから大変必要になってくる、こう考えているわけでありまます。そういう点で、現在のところ、マトンにしろ馬肉にしろ、大した輸入量ではない、前年に比べてそんなにふえてないということでありまますから、それはそれで結構であります。自由化されているこれらの食肉に対する対応もきちんとしておかなければ、豚肉の問題を幾らやっても、全体的な肉類、たん白の輸入ということにつながるわけでありまますから、その辺のところを指摘しておきたい、こういうことでございます。

なお、輸入豚肉の凍結期間、これは現在凍結されているわけでありまます、これをどうするのかわ。それからもう一つは、調整保管されている豚肉の放出の時期を、価格の問題も含めて、いつごろ、どんなふうに考えているのか。このようなところをお聞かせいただきたいのであります。少なくともこれらの問題については、生産者団体等との協議も踏まえまして、せっかくこのように上向いてきている市場に悪い影響が出ないように配慮をしていくべきだと考えるわけですから、その辺いかであります。

○井上説明員 現在凍結保管をしております一万トン、あるいは調整保管、これは自主調整保管、それに畜安法に基づく調整保管を含めまして三十五、六万頭くらいの規模に達しておりますが、これらの放出の仕方いかんでは、市況に影響が出るわけでございますので、慎重に行うことは当然でございます。まして、私どもといたしましては、ただいまのところ、どういう状況になったら放出するかというのを決めていくわけではございません。いづれそういう時期になりましたら、生産者団体とも十分協議をいたしまして、現実の市況に悪影響が出ないような形で放出をいたしたい、このように考えている次第でございます。

○神田委員 次に、肉用牛の問題であります。これも、中心価格が三割の引き上げということでありまして、生産者団体等の要求からはかなりかけ離れたものになっているわけでありまます。価格の問題は後でまともにお聞きするといいたしまして、こういう状況の中で、一つは、全体的な生産振興の問題が言われているわけでありまます、この中で素牛の生産振興をどうしても図ってほしい、そのためには、現行の奨励措置があるわけでありまます、この奨励金の措置を継続してほしいという要望が強く出ておりますけれども、この辺につきましましてはどういうふうにお考えでありますか。

○近藤(鉄)政府委員 いわゆる子牛生産奨励金が、五十一年、二年の子牛価格が低迷の時期に、何とか子牛の生産を振興して牛肉生産の増大を図りたい、こういうことで始まったわけでございます。その結果、相当の実績を得たと私たちは考えておるわけでございますが、御案内のように、最近の子牛の価格も結構高くなっております、和

ちよつとおっしゃってください。

○近藤(鉄)政府委員 酪農も非常にむずかしい問題がございまして、特に、御指摘のとおり、現在相当過剰乳製品を抱えて苦慮しております。したが、いまして、この値段につきましても、生産刺激的な形になることは相当慎重にしなければならぬ、かように考えておるわけであります。したが、いまして、この限度数量につきましても、実は昨年百九十三万トン、これがいま相当過剰乳製品という形で残っておりますので、五十五年度はこれの処分しなければならぬのであらう。現実にはこの国内乳製品、脱脂粉乳なりバターなりを学校給食その他国内の関係者にお話をいたしましてお願いをして御協力を願って消費を促進しているような事情もございまして、そういう状況も考えてまいりますと、限度数量の額につきましても相当慎重にならざるを得ない。これはあす審議会にお諮りするわけでございすけれども、私どもとしてはこのように考えている次第でございす。

○神田委員 乳製品の問題は、輸入の問題がきちんと非常にしっかり把握されて、それでどうして国内で生産調整をさせながら輸入をたくさんしているんだという明確な論点がはっきりしているわけでありまして、輸入問題についてきちんとした態度をとって、それで限度数量等の枠の設定もそれに合ったものにしていくようにしなければ、生産調整はやらせる、輸入は野放しにするという形では、これは生産農家に対して非常に酷なことですね。ですから、そういうようなことをよく考えた上でその数字を出してほしい、このように考えております。

時間がありませんので、次に、蕨糸価格の問題に移りますが、まず最初に、これに関連しまして、過日、矢野通産事務次官が京都におきまして、養蚕の問題につきまして非常に重大発言をしている、こういうようなことが言われておりますが、政務次官はその事実を御存じでありますか。

○近藤(鉄)政府委員 矢野次官の京都における発言につきましては、私も新聞では知っておりますが、その真意については那邊にあるか、むしろ御本人なり通産省の方から承りたい、かように考えているわけであります。

ただ、私どももいたしましては、日本の絹織物業界が使用する原料のすべてを外国に依存するということ、果たして絹織物業界にとってもいいかどうかと考えておりますし、高い生糸を使わされて困るという業界のお気持ちはわからないわけではございませんけれども、やはりこの際、ある程度必要な生糸につきましては国内生産をお互い歩み寄って考えていくべきではないか、かように考えております。

○神田委員 政務次官の見解は事実関係ははっきりしてからまたお聞きしますけれども、通産省から来ていただいていると思っておりますが、通産省では、この矢野通産事務次官が京都におきまして、養蚕問題につきまして、つまり、絹織物業界が二年間これをストップしてしまえば二元輸入制度は吹っ飛んで安いものが買えるんだというようなことを言ったというふうな報道がありますが、こういうことにつきましては、これを確認されておりますか。

○宇賀説明員 三月十四日の京都におきまして京都財界人と矢野次官との懇談会の席上におきまして、ただいま御指摘のとおり、絹織物業界の代表の方から、絹織物業界の窮状を訴えまして、このままでは非常に困る、安楽死もできない、われわれとしては減産をする以外にない、それから一元輸入も問題であるというふうな発言がございました。私どもの記録によりまして、これに對しましては、矢野次官より、減産資金の問題につきましては、政府系金融機関の各種制度融資というふうなものを活用して前向きに対処していきたい。ただ、一元輸入というのには非常にむずかしい問題であつて、簡単に更改することができないような問題である。したがって、これは非常に純粋な私見ではあるけれども、仮に絹織物業界としてもたとえは、

たとえはでございますが、二年間絹織物の生産を休止して、この間高い生糸を使わない。もちろんその間どうしても養蚕をやめられないという農家は所得補償をするというわけでございますが、ともかくそれくらい強い決意を持って事に当たるというくらい強い決意がなければ事態の前進はないのではないかと、ううううな感じでお答えになってまして、われわれの趣旨としては、むしろ、そういう問題の困難性を次官としては強調され、絹織物業界にそこまでの決意があるかどうかという、決意をただすという趣旨で発言されたものと理解しております。

○神田委員 そうしますと、そういう大変な発言があったことは事実なんですね。そして、いま後半おっしゃっておりますけれども、せめて二年間生産を全面ストップさせる、そうすれば養蚕農家は生糸が売れなくなり全滅する、その上で国際相場の中を生糸などを使って生産を再開したらどうか。さらには、生産ストップ中の休業補償については通産省でめんどう見てもよい、こういうふうに言ったと言われておりますが、その点はどうですか。

○宇賀説明員 私どもの記録では、全滅という言葉は使っておりません。どうして養蚕をやめられないという農家については所得補償をすればいいという言い方をされたというふうに聞いております。それから減産の期間について所得補償と、もう一つは、絹織物業界が減産をして休業しているその間の減産資金については、先ほど申し上げたように、中小企業金融機関、各種の政府系金融機関を使っている前向きに対処したい、このように言われたというふうに理解しております。

○神田委員 ちよつとはつきり聞きたいのですが、この生産ストップ中の休業補償は通産省でめんどう見る、こういうふうに言ったというのです。これは本当でございすか。

○宇賀説明員 先ほど申し上げましたように、事の始まりが、絹織物業界としてはこのままでは安楽死もできない、減産しなければならぬ、しかし減産をするにしても非常に大きな減産資金が必要、これを何とかしてほしいという形で絹織物業界から提起があったものでございすから、そういう絹織物の減産資金については、政府系金融機関等を通じて前向きに対処したいということをお願いしたいというふうに聞いております。

○神田委員 これは矢野通産事務次官の個人の発言だというふうにとお答えになるものでありましようが、通産事務次官ですからね。通産事務次官として呼ばれて、言っている発言でありますね。その点確認してよろしくございすか。

○宇賀説明員 次官のお話の中でも、それから各種の新聞にも全部伝えられておりますように、純粋な私見であるがというふうに前置きをされた上での発言というふうに聞いております。

○神田委員 そうしますと、通産省としては、その後この問題についてどういうふうな考えか、これを追認しているのか、黙認しているのか、否定しているのか、その辺はどうでございすか。

○宇賀説明員 一元輸入自体は、法律にも「当分の間」というふうに書かれております。したが、いまして、絶えず養蚕、製糸あるいは絹業の実情に即して、長期的な観点から検討を加えていかなければならないことは当然でございすけれども、ともかく現在一元輸入という制度があるわけでございますから、われわれ行政面といたしまして、当然それを前提といたしまして、農林省とも御相談しつつ、養蚕、製糸がこの制度のもとでできるだけ繁榮していける方法を考える、そのための必要な施策を講じるというのがわれわれの現在とるべき方策ではないかと、ううううに考えております。

○神田委員 ぼくが聞いていますのは、この矢野次官の発言が、その後省内でどういうふうな処理されたのか、そういうことです。

○宇賀説明員 繰り返し申し上げますように、純粋な私見であるがというふうに言われておりますので、われわれ行政的な考え方としては、昔から先ほど申し上げましたような形で対処しており、

その点については何ら変更もございません。

○神田委員 事務次官というのには非常に大きな責任を持った方ですね。しかも、その人が日本の養蚕農家を壊滅させるようなことを、私見であると断りながらも、半ば公的な場所を話している。ですから、私はこのままこの問題は見過ごしにすべきではないと思っています。

本日は時間ありませんから、この問題につきまして通産省の方とあれをしても、そういう時間がないから、質問を留保して、さらに後で農林大臣等を通じて通産省に対する正式な見解を求めたい、こういうふうに考えております。

その前に、まず、近藤政務次官は、いまこの発言の問題を聞きまして、農林省の政務次官としてどういうふうにお考えになっておりますか。

○近藤(鉄)政府委員 ただいま通産省総務課長から話を聞いたばかりであります、織物業界が二年間全面ストップをするんだ、しなければだめだ、というぐらいい、むしろいかに問題が困難であるかということを言った。言いかえすと、とてもそんなことはできっこないことは百も承知でありますから、したがって、日本の絹織物業界と、そして日本の養蚕農家がいろいろ密接不可分の関係があるので、お互い助け合っているわけにはならないのだ、ということの裏を言ったというふうに、むしろ私は好意的にこの際解釈をいたしたいと思っております。

○神田委員 ちょっとおかしいですね。そんな裏のことまで考える必要はないんじゃないですか。やはり養蚕を振興させていかなければならない、さらには、この絹織物業界と養蚕農家だ、うまいやうにいかねばならないわけですから、農林と通産は相談しながら結構協力体制もつてきたわけですよ。ですから、むしろ、相手のそういう立場を想像してかばうようなことではなくて、農林省としての態度をきちんと表明して、そして抗議すべきところはきちんと抗議をしなければ、いつまでもそんなもたれ合いみたいなことでやっていたのでは、日本の養蚕農家はつぶれてしま

いますよ。あなたはやはり責任がある立場ですから、政務次官としてこの問題について発言をする場合には、自分の後ろに養蚕によって生活をしている多くの農家があることをきちんともう少し考えて慎重に答弁してください。

○近藤(鉄)政府委員 矢野事務次官は、私個人的にもよく知っている人でありまして、大変物事をまじめに考えている方でありまして、いま日本の養蚕農家を全部だめにしてしまふなんていうことを本気で考えているとは思えない。ですから、まさに一つの抽象的な仮説としてそういう話をしたというふうには私は考えるわけでございますが、ひとつ本人に直接確かめまして、もしもそういうようなことが真意だとすれば、これはもう神田先生の御指摘をまつまでもなく、農林省の政務次官としては厳重に抗議をしなければならぬ、かように考えております。

○神田委員 真意を確かめることというよりも、むしろ、そういうふうに報道されて、しかもそういう場所ですういふことを言っているというところは事実なんですからね。いまやはりきちんとして、そういう態度は好ましくないし、まずいというぐらいいのことは言わなければだめですよ。近藤政務次官というのは、求めて農林政務次官になったというところで、就任当時から農政に対する理解は非常に大きいということで、農民からも大変評価がよかったわけでありまして、この問題では、株で言えば暴落ですね。これはやはりこれから後まで尾を引く問題ですから、引き続きこの問題については追及することを申し上げておきまして、きょうはこれ以上答弁を求めもしようがありませんから、基準報酬格の引き上げについてその分一生懸命がんばるように、ひとつ要望いたします。

終ります。

○内海委員長 竹内猛君。

○竹内(猛)委員 私は、近藤政務次官にお尋ねしますが、現在養蚕業を取り巻く諸問題、養蚕業並びに生糸の生産者、そして織物、これについての最大の困難な問題は、どういふ問題がまずお尋ねし

ます。

○近藤(鉄)政府委員 日本の織物業界も、養蚕業も、また関係業界も非常に危機的な状況の中にいまあるわけでございますが、やはり最大の問題は、何といつても生糸の消費が伸びていない、絹織物の消費が伸びない、それを原因といたしまして、現在生糸の段階またはその織物の段階においても相当な過剰が存在している、これが私は最大の問題である、かように考えております。

○竹内(猛)委員 滞貨があるということは、輸入が野放しにどんどん入ってきたということにならないですか。その辺はどうですか。

○近藤(鉄)政府委員 実は生糸につきましては、もともとこれは自由化品目でございますので、御案内のように、ごく最近まで日本は生糸を輸出しておったわけでありまして、この生糸が外国から入ってくるなんというところは、実は最近まで考えていなかった。それがまさに諸般の状況が逆転しております。これがその過剰の原因であることは私は認めるわけでありますけれども、ただ根本に、その絹織物の消費がいろいろな状況から伸び悩んでいるというところが過剰在庫の大きな原因であつて、実はいま自由化したと申しましたけれども、しかし、御案内のように、二国間の取り決めで、生糸の輸入また絹織物の輸入につきましては、相当な規制を行っている現状でございます。

○竹内(猛)委員 農林水産省は養蚕業というものを日本の産業の中でどういふ位置づけにしているか、そのことについてちょっと聞きたいと思ひます。

○二瓶政府委員 養蚕業でございますが、この位置づけというところで農業総産出額に占める比率を最近ながめてみますと、五十三年は一・六％というところでございます。したがって、近年相対的な位置づけがやや低下をしているということは否めないかと思ひます。

ただ、問題は、この養蚕といふのは、農山村なり畑作地域におきます土地利用型農業とい

しまして、農業経営上重要な複合作目の一つでございます。したがって、地域農業の発展という見地に大いに寄与するといふ面もございまして、それから、その生産物であります繭につきましては、最終的にはいわゆる絹織物という形で、日本国民の民族衣装として定着しておるという問題もあるわけでございます。したがって、この養蚕業につきましましては、今後ともより収益性の高い養蚕農家の育成を図りながら、全体的にもこの養蚕業の振興というものを前向きに図っていき

たい、こう考えております。

○竹内(猛)委員 六十年を展望した農林水産省の長期計画、これによると非常に見通しが狂っているというところについて気がつきませんか。その点はどうですか。数字の上でちょっと説明してください。その点はもしできなければこちからしますけれども、一応説明してください。

○二瓶政府委員 六十年年度を目標年度といたしまして長期見通し、これを五十年に策定、公表をいたしております。その際は桑園面積十七万六千ヘクタール、繭生産量十三万七千トンというのを目標にいたしたわけでございます。こういう目標を一応立ててこれに向かって推進を図ってきたわけでございます。

ただ、問題は、なかなか現実には厳しゅうございまして、都市化、兼業化の進展なり労働力の不足なり、他作物との競合ということもございまして、減少傾向が続いております。五十四年にやや増産になったという関係はございすけれども、先生おっしゃいますとおり、意欲的に立てましたこの見通しに対しては、最近の傾向からすれば必ずしも傾向としてはそれに沿ったような姿になつてないらうかと思ひます。現在農林水産省におきましては、六十五年を目標年度にいたしまして農産物の長期見通しの改定作業をやっております。したがって、最近の養蚕の動向なりあるいは農業全体の動向、さらには経済の動きというものも踏まえて、六十五年を目標年度にする新しい養蚕関係についての長期見通しも策定をい

先河と神田委員から、通産省の矢野事務次官の京都における暴言が出された。わが党としては、これは仮に個人の提案であらうと公的なものでせうと、少なくとも京都の商工会議所という正統

の場所を発言をしたことであるから、これはもう許すことはできないわけですね。だから、この委員会ではできない。これは政治の問題だから国会対策委員会でもっとも大きな問題にこれを発展させていかなければならない。いやしくも通産省の事務次官という重要な位置にある者が、二年間生産をやめれば養蚕農家が参つてしまふだろう、そして機業もとまるだろう。そうすると、まったく機業に働いている百社の皆さん、それから、百七の機業がありますけれども九千四百人の働く労働者がいますね。こういう人たちに手当てを出さなければならぬ。そういうところまで言っているのでしょうか。これはかなり背景があつて物言っていることであつて、思ひつきで言っていることじゃないですよ。これは冗談じゃない。しかも前にいるのは機織り屋でしょう。そういう人の前で言つておるのだから、この発言というものは重要なものですね。だから、ここでは本人もいらないから責めるわけにはいかないけれども、しかし、この問題はここで物を言つたからこれで正しいものになる、ここで答弁を聞いたから黙つておらうというものではない。私たちはこれは大きな政治課題としてこれから取り上げていかなければならない。

この背景にあるものは、つまり二十五日に自由民主党では二つの会議が持たれたでしょう。一つは、赤坂プリンスホテルで八時半から会合をされた。これは養蚕懇話会というものがあつた。これは亀岡さんが座長でやられていた。この方面では、農家の立場に立つて、非常に滞貨は困るけれども農民の心理を考えれば何とかしてあげなければならぬ、こういう生産農民にや思いやりのある考え方をしているのですね、ここでは。ところが、一方の長谷川四郎さんを代表とする自由民主党の繊維対策特別委員会、これが矢野発言と表裏一体なんだ。これは実もふたもないですよ。ここであつてと読むけれども。

政府は、昭和五十五年生糸年度に適用する安定帯価格の決定に際し、我が国の地域経済社会の

消長を左右する重要な産業である絹業が危殆に瀕している現況にかんがみ、次の事項の実現に努めるべきである。

一、生糸の一元輸入制度下における大幅な内外生糸価格差の存在及び最近における絹製品の高騰消費の動向にかんがみ、昭和五十五年生糸年度に適用する基準糸価等の安定帯価格は昭和五十四年生糸年度の水準に据え置くこととし、絶対にその引上げを行わないこと。

これは第一の重要なことですね。
二、日本蚕糸事業団が行う輸入生糸の実需者売渡しについては、いわゆる下べソ価格のため実需者売渡し制度導入の趣旨が有名無実化している現況にかんがみ、対象生糸が円滑かつ速やかに実需者に渡るよう下べソ価格条項を撤廃するとともに、実需者売渡し停止措置の発動を慎重に行うこと。

三、生糸の一元輸入制度が大幅な内外生糸価格差をもたらし絹業の経営を大きく圧迫している事実及び昭和五十四年法律改正の際の経緯にかんがみ、生糸一元輸入制度の在り方について、その撤廃を含め抜本的な検討を進めること。

右決議する。

こうなっている。この繊維特別委員会の考え方と矢野発言は一緒じゃないですか。

こういふふうな考えでくると、通産省の物の考え方というものがつまり自民党の中の繊維のこの仲間の中に反映をして、それを代表して事務次官が京都でしゃべつたということになるのだ、こういうふうになりませんか。どうです、通産省、これと違ふということになりますか。

○宇賀説明員 矢野次官の発言は、先ほども繰り返して申し上げましたとおり純粋に私見であるというところでござります。

〔片岡委員長代理退席、委員長着席〕
ただいま繊維特別委員会の決議について引用があったわけですが、われわれといたしましては、一元輸入自体について、これは長期的視野

からいろいろ検討していかなければいけないという問題ではあるとは思つておりますが、現在とはかく一元輸入制度というのがあるわけではございませう。それで、それを前提に、そのもとで養蚕、養蠶あるいは絹業、共存していけるような方法をいろいろ考えるというふうなことであれしているわけではございませう。ただ、生糸の価格が国際的に非常に高いということが需要の減退を招いて縮小均衡にきまらなっていることは事実でございますが、ともかく現在は一元輸入制度というものがあつたわけではございませう。それで、それを前提に、その中で共存の道をいろいろ施策の上で探つておるといふのが実情でございませう。

○竹内(猛)委員 事務次官の言つておることの中で、これをもう少し具体的にすれば、十七万六千戸の農家が全滅してもよろしい、そして百社で百七工場に九千四百人の働く労働者がいます、こういう方々に対しては離職に対して手当を出す、こう言つておる。これは通産省、そういうことでございませう。仮にこれが私語であつたとしても、そういう措置がございませう。どういふ手法でやりませうか。通産省あるいは労働省も含めてそういうことでございませう。

○宇賀説明員 先ほど申し上げましたように、矢野次官の発言は、たとえそれくらいは決意を持つてやらなければならぬほど問題は困難な問題であるという意味で、問題の困難性を指摘するということ、それだけの決意が繊維業界にあるかという決意をただすという、むしろ問題の困難性を指摘するといふ形で行われておりました。したがひまして、われわれとして、その先の補償等につきましてまだ検討したことはございませう。

○竹内(猛)委員 この問題は、本人がいなければならぬ以上追及することはあるいは無理かもしれなけれども、しかし、問題としては軽々しい問題ではないと思つておる。これはこれからのいろいろな場所政治的な課題になつてくるだろうし、事もあるうに、日本の伝統的な養蚕をつぶして、そし

て今度は生糸生産者の生産工場にしても、これも伝統的な、長い間日本の産業の中で、あるときには花形の輸出をやり努力をしてきた、こういうところにいる者に対してこのような発言をされるということは、いやしくも通産省の事務次官の資格を持つておる者としては許しがたいことである。その責任を追及するといふことをここで明らかにしながら、次の問題に移ります。

通産省の統計によると、養蚕業界は通産省の織物統計等をきわめて有力な判断材料としておるわけでありませうけれども、生糸の生産市場で価格が決定されているわけですが、この問題について一般誤報があつたことについて通産省は知つておると思つても、どういふ誤りがあつたかということについて明らかにしてもらいたい。

○渡辺説明員 お答えをいたします。
先般、昨年の十一月分の絹織物の在庫の数値を発表いたす準備をしております。一昨年、五十三年の一月分からの絹織物の在庫数値の一部につきまして誤りがあつたことを発見いたしました。これを訂正公表した次第でございませう。

○竹内(猛)委員 その誤りの具体的な内容について報告してください。

○渡辺説明員 お答えをいたします。
一部の事業所の申告に、私どもと呼んでおりますが、つまり単位は平方メートルになつておるものでございませうが、これを平方メートルというところで三けた間違えまして書いておる事業所が一部にございまして、これが発見をできませんでした。県、私どもと、こういうことでこの二年間来ておるものがあつたわけではございませう。これが原因の根幹になつておるわけではございませう。

○竹内(猛)委員 五十四年十一月現在の通産統計において一億三千四百四十七万七千平米、これに対して実態が八千三百四十四万七千で二千万平米の誤差があつた。この誤差によつて生ずるものを換算すると約四万四千六百俵、これを生繭で換算すると一万四千四百六十六トン、こういう誤差があつた

ということについて、これを認めますか。

○渡辺説明員 お答えいたします。

単位を千平米にいたしますと、二万、つまり二千万平米の誤差があったわけでございます。

○竹内(猛)委員 この誤差によって生じた被害についてどのような責任をとりますか。

○渡辺説明員 お答えさせていただきます。

先ほど申し上げましたように、この十一月の分につきましては、先月の半ばの発表に際し、直ちに統計法の趣旨のつとりまして訂正発表をいたしましたわけでございます。事態の発見と同時に直ちに内部的には上司の方にも報告をいたしまして、大臣からは私も厳重注意をお受けしたわけでございます。また同時に、再発防止のための総点検、あるいは再発防止対策につきましてもその実施方指示を受けまして、現在その実施の途についておるわけでございます。

また、これらの数値は第一次には関係の都道府県で集計をいたすわけでございますが、関係の府県につきましても私どもから、これを上京させまして厳重注意をいたし、かかることのないように申し渡した次第でございます。また、これらの県を通じまして、関係の申告に係ります事業所につきましても厳重な注意をいたしたわけでございます。

いずれにいたしましても、本件が社会的に与えた影響はまことに少なからざるものがある、こういうことを十分私ども念頭に置いております。そういう趣旨からいたしまして、今後こういうことが二度と起こらないように十分万全を期してまいりたい、かように存じておる次第でございます。

○竹内(猛)委員 この問題も、確かに報告によると厳重注意ということでかなり厳しい注意を受けたというのを聞いておりますが、それだけで与えた被害に対する償いにはならないと思う。これは団体の方からそれぞれしかるべき処置をとられると思いますが、これはぜひひとつ受けて立ってほしいと思います。

続いて、蚕糸事業団の問題について伺いをし

ますが、先般本委員会で蚕糸価格安定法の一部を改正をして、輸入差益金の利益というものを養蚕団体やあるいは蚕糸業者の団体にその振興のために渡すことになっておりましたが、これはその後どのように扱われ、どういうように運用をされているか、これについて報告を願いたい。

○二瓶政府委員 日本蚕糸事業団の助成事業を拡充強化するという目的に立ちまして、蚕糸価格安定法の一部改正の法律が議員提案によりまして五十四年五月可決成立、そして七月二十日に施行の運びとなったわけでございます。

そこで、この法改正の趣旨に沿いまして、蚕糸業振興資金に約四十五億円の繰り入れをいたしました。それで、これを財源として蚕糸、絹業の安定的発展を推進するという角度から、五十四年度につきましては、この助成事業の規模を十億円ということになっております。五十三年度が三億六千万でございましたので、その約三倍の規模になるわけでございますが、そういうことで実施をしておるところでございます。

○竹内(猛)委員 これから行政改革の一環として、日本蚕糸事業団と糖価安定事業団が統合するということのようなことが世に伝えられているけれども、これは事実かどうか、そういうふうになっているかどうか。

○二瓶政府委員 日本蚕糸事業団と糖価安定事業団の統合の問題につきましては、昨年十二月二十八日の閣議決定におきまして、五十六年十月を目途に統合するという一応の決定を見ております。その統合のやり方といえますか、これは今後具体的にさらに詰めていきたいというふうに考えておりますが、方針としてはそういう線が閣議で決まっております。

○竹内(猛)委員 もう時間がないから、最後に近藤政務次官にお尋ねします。

さっき言ったように、自民党の中に二つのグループが、一方においては、農家をつぶしてもいいは会社をつぶしても、もういまままでのものを撤廃しろという強い、それを支える組織のグループ

がある。もう一つの方では、やはり物価がいろいろ上がつておる中だから繭の値上げを考えなければならぬじゃないかという、同じ政党の中で全く違った二つのものがある。(各党とも)と呼ぶ者あり)与党の方にある。そういう中でこれをどういうように扱っていくのか。そして、一番先に質問したように、現状のままで養蚕農家を殺してしまふのか、それとも、やはり将来農民にも希望を与え、同時に生糸を生産する工場で働いている皆さんにも生活の安定を進めていくのか、こういうことについて最終的には農林水産省が決めるわけだから、それについての決意をひとつ聞かしてもらいたい。

○近藤(鉄)政府委員 御指摘のとおり、自民党の中にもいろいろ御意見がございます。やはりいろいろな選挙区の事情だとか立場の違いがございますから、この生糸の扱い方につきましても、御指摘のように、大ざっぱに言って二つの意見があることは事実でございます。これはそれぞれの立場立場、理由があつてのことでございますが、しかし、私が先ほど申しておりましたように、大事なことは、長い間日本の農業の中で大きな役割を占めておった養蚕業でございますし、また、特に最近の生産調整についても、山間地帯では大きな役割を担っている養蚕業でございます。また、技術的に考えましても、日本の養蚕業ぐらいうすぐれた技術を持つていて養蚕業は世界にない。そういうことを考えてまいりますと、非常にむずかしい状況ではございますが、何としても養蚕業を安定的に発展させて、同時に、それを基礎にして日本の絹織物業が発展できるという、二者が立っていくような立場を何とか苦勞しながらも考えていくのが私たちの役割じゃないか、かように考えております。そういうことで、いよいよ近くに迫りました生糸価格の決定をめぐる、また、いろいろな機会に、この二つの問題を何とか調和して発展させるためにひとつ努力を尽くしてまいりたい、かように考えております。

○竹内(猛)委員 そこに座っている内海委員長のところも、近藤政務次官の出身の山形も、羽田委員のところの長野県も、日本では十本の指に入る繭の生産地区だ。そこで農家がどういうことをやっているかということとはよく知っているはずなんだ。一銭も値を上げないなんというふうなことで、これはどうしようもないでしょう。それでは矢野事務次官の言葉のとおりになつてしまふ、つぶされてしまふ。自民党の中で大いにがんばつてもらわなければ困りますよ。そのことをまず要求します。

それから、最後に、農林水産省は六十年の展望において見通しを誤つたということだ。それで、近く六十五年の新しい展望を出すわけでしょう。その中で、米の減反というものを、現在五十三万ヘクタール、やがて八十万にもしようということになるのじゃないですか。そのようなことになつていたら、一体あいてる土地は何にするんだ。それは大豆をつくれ、麦をつくれ、えさをつくれ、野菜をつくれ、いろんなことを言うけれども、どれもこれも生産過剰になつてしまつて、みんな生産調整、それで価格が高からだめだといって大蔵省にしかられる、こういうようなことばかりやつておつてはどうにもならない話であつて、国内における自給度というものを高めていくと同時に、特に養蚕において、苗木を植えてもつと繭をつくっていくという方向も一部に考えられている。そのときの手当てとして、いままでは果樹については三年間の補助をくれていた。桑園には三年で打ち切りでしょう。だから、これを五年にする、あるいは三年で打ち切つたらあと二年は追加するようにして、養蚕農家に少し生産面でも温かくやつてもらいたいと思う。そして、国内において八三%の自給をやるといふんだから、それならその八三%の自給に向かって養蚕家をふるい立たせるような努力をしなければまずいじゃないですか。

それと同時に、通産省との間では十分に連絡をとつて、矢野次官のようなああいう暴言を吐かないように厳重に注意をしてもらいたいと思う。

そういうことを申し上げて、私は終わります。

○内海委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 蚕糸振興対策について、農林水産省当局並びに通産省関係当局に質問いたします。

まず最初に申し上げたいことは、いよいよ二十九日には政府において基準糸価及び基準繭価等が決定をするということで、蚕糸業関係生産者は重大な注目をしている見守っておるところでございます。そういう意味で、きょうは農林水産省の考えを含めて、時間の範囲内で質問をしてみたい、かように思います。

まず最初に、政務次官にお伺いしますけれども、日本の養蚕業の位置づけと将来の見通しについてはどういふふうに農林水産省はお考えであるか、その辺から明らかにしていただきたい。

○近藤(鉄)政府委員 日本における養蚕業は、古くは日本の農業の中で非常に大きな役割りを果たしてまいりましたし、また、かつては花形の輸出産業として、近代日本の経済発展の中で外貨獲得に非常に大きな役割りを担ってまいりましたと思っております。

最近総体的に絹の需要が伸び悩んでおりまして、化学繊維そういったものの進出が激しくて、いわば養蚕業押しきれぎみでございますし、また日本の農業も、従来の米とか養蚕に加えて果樹とか畜産と多角化してまいっております。

したがって、日本の農業全体に占める養蚕業のウェイトというのは総体的には減少をしております。こういうことを認めざるを得ないわけでありまして、しかし、所によりましては山間地帯の振興などには依然として養蚕業が重要な役割りを担っておりますし、したがって、山間地帯の水田再編対策等におきましてもやはり養蚕業に今後大いに期待をしていかなければならない、かように考えているわけでありまして。

技術的なことを言えば、この日本の養蚕業は世界最高の技術を持っているわけでございますから、したがって、世界最高の技術を持っている日本の養蚕業がこれだけなくなるようなことになれば、人類の農業技術においても大きな損失だとす

ら私は考えているわけでありまして。ただ、先ほど来お話ございましたが、いわゆる養蚕業を基礎にして発展しております日本の絹織物業が、これが国際的な割り高ということである議論をしているようにございまして、しかし、日本の絹織物業界にとりまして、大事な生糸を全部海外に依存してしまふということが、果たしてこの業界の将来の安定発展にとつていかにどうかというところは深刻に考えていかなければならない、かように思っているわけでありまして。

そういう意味で、農村においても農業においても重要な役割りを担っておりますと同時に、日本の絹織物業界のこれから発展にとつてもやはり大事な足場を提供している分野だ、かように考えて、できるだけの助成について今後意を尽くしてまいりたいと思つております次第でございます。

○瀬野委員 養蚕業に対する位置づけと将来の見通しについては、一応政府の考えを伺いたいと思いますが、養蚕業の動向についてお伺いしてみたいと思つております。

近年における繭生産量の推移を見てみますと、昭和四十年代は十万吨台でありましたけれども、昭和五十年以降急激に減少しております。すなわち五十二年には七万九千トンとなつたわけでありまして。しかし、昨年、昭和五十四年には前年対比一〇五%と伸びてまいりまして八万一千トンとなりまして、政府に言わせれば四十八年以来六年ぶりに増産となつた、こういうふうに出ておられるわけですが、果たして真の意味の増産になつていくのかどうか、いろいろ議論の分かれるところでございますが、養蚕業のいわゆる動向についてどういふふうに認識をしておられるか、その点も冒頭お伺いしておきたいと思つております。

○二瓶政府委員 最近におきます養蚕業の動向でございますけれども、都市化、兼業化の進展なり、労働力の不足なり、他作物との競合激化とか、いろいろ厳しい情勢がございまして、ただいま先生からお話ございましたように、養蚕農家数

なり桑園面積が減つたりいたしております。特に繭の生産量、これが四十九年までは十万吨以上でございましたが、五十年から十万吨を切つて推移をするというふうな姿に相なつております。ただ、この五十四年につきましては、ただいまもお話ございましたように、気象にも恵まれたというところもございまして養蚕農家を初め関係者の努力によりまして八万一千トンということで、六年ぶりの増産になつたわけでございます。

そこで、問題は、今後どうこれを展開していくかということになりますけれども、五十五年度におきましては一応農蚕園芸局といたしましては八万六千トンという線に持つていきたいということと、いま各県等にもいろいろ働きかけをやつておるわけでございます。そういうことで、この生産はなおふやしていきたいというふうに考えております。ただ、問題は、やはり内外価格差の問題等もございまして、生産性の高い姿でもつてしかも増産をしていくということに力を注いでいきたいというふうに考えておるわけでございます。

○瀬野委員 二瓶局長からただいま答弁ございましたが、気象条件に恵まれたとか作柄がよかったとかいろいろ理由があるにせよ、最大の理由として、今年度、五十四年度八万一千トンに若干回復してきたということは、やはり五十三年度の繭糸価格が一応堅調に推移してきた、このことが一番最大の理由である、私はこういうふうに思つておるのですけれども、その辺の認識は農林水産省はどうでございますか。

○二瓶政府委員 ただいま私から申し上げましたように、気象条件なり関係者の努力という問題なり、あるいは生産対策の問題等もあったかと思つております。ただ、確かに先生おっしゃいますように価格がよかつたという問題は、これは非常に大きな影響があつたかと思つております。

問題は、五十三生糸年度の場合は、基準糸価もさることながら、非常に旺盛な仮需要等に支えられまして、実勢糸価が非常によかつたということに言えるかと思つております。そういう意味で、今後も

何とか実勢糸価をこの糸価低迷の姿から立ち直らせるということが一番の課題であらう、こう考えております。

○瀬野委員 農林水産省は四十八年以来六年ぶりに昭和五十四年度は繭生産量が八万一千トンであるというところで、ずいぶん回復してきたというふうなことがしばしば聞かれるわけですが、養蚕業の現状をずっと見てみますと、御承知のように、養蚕農家数の場合は昭和四十二年が四十六万七千戸に対して、昭和四十六年が三十七万三千戸、五十三年度が十八万七千戸、五十四年度が十七万六千戸とずっと減つてきております。さらに桑園面積を見ますと、四十二年が十六万一千ヘクタールに対して、昭和四十六年が十六万六千ヘクタール、五十三年度が十三万ヘクタール、五十四年度は十二万五千ヘクタールと減つてきております。もちろん一戸当たりの収量は若干ふえてきていますことも事実であります。問題は、この桑園面積が減つていくということ、これは幻の産業になるというところがよく言われますように、私はこれは大変問題である、かように思つております。繭生産量が若千五十四年度伸びたといふものの、そのもとになる桑園面積がぐっと減少しつつあります。これらについてはどういふふうに認識をし、どういふふうにお考えであるか、また、対策を講じようと思つておられるか、お答えいただきたい。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、養蚕農家戸数あるいは桑園面積等全体としての数字は減少傾向をたどつております。一戸当たりの方は確かに規模拡大なり生産性の向上が見られる、こういう姿で推移をいたしておるわけでございます。したがって、私たちがいたしましては日本の生糸そのものが二十七万俵ぐらゐしか生産できませんが、所要量といたしましては、生糸そのものとしてはやはり六万俵前後不足をいたしておるわけです。したがって、やはり自給率を高めていきたいという考え方を持っております。したがって、先ほど来申し上げておりますように、内外価格差の問題等もご

ざいますので、生産性の高い角度の養蚕経営をつくりながら、桑園面積というようなものも確保しつつ、総量としての繭生産量、生糸生産量、こういうものをふやしていきたい、そのための施策を今後とも積極的に展開していきたい、かように考えておるわけでございます。

○瀬野委員 声が小さくて余り聞き取れぬところが多いですから、もう少し声を大きくして答弁していただきたいと思ひます。

いずれにしても、桑園面積が減っているということは大変問題であります。冒頭政務次官からも力強い決意の表明等がございましたが、実際には、中身を見ますと、いま申し上げたような状況でありまして、われわれは、わが国の伝統産業であるこの蚕糸業が大変な危機の状態に向かいつつあるということも十分認識しておりますし、また、当局も認識をしていただいて、これらに対する原因の究明をしっかりとやっていただいて、十分な対応策を講じていかれるように強く要求をしておきます。

そこで、労働力の生産性の問題と土地生産性の問題ですけれども、先ほども申しましたように、最近の蚕糸業の状況は、ここ数年鈍化してきたことは事実であります。五十三年の十アール当りの作業労働時間を見ても、四十五年の三割強減の二百五十五時間となっております。また、土地生産性を示す十アール当りの収量量について見ても、五十年以後はほぼ六十キログラム前後と停滞傾向でありましたが、昭和五十四年には六十四・九キログラムと増加していることも事実であります。さらに、養蚕農家の経営規模は年々増加しております。一戸当たりの桑園の栽培面積等は、五十四年には七十一・一アールと昭和五十年の一・七倍になりまして、収量量は四十五年の一・六倍の四百六十・八キログラムというように高まっております。十分われわれは認識しておりますけれども、こういう現状を踏まえて、どういふふうな土地生産性それからまた労働力の生産性等について当局は価格決定前にお考えであるか、そ

の点もひとつ明らかにしておいていただきたい、かように思ひます。

○二瓶政府委員 ただいま先生からお話ございましたように、一般的養蚕の統計等から見まして、たゞいまお話をいたしましたように、一戸当たりの収量等も増加をいたしておる、あるいは十アール当たり収量も五十四年は六十四・九というところで、土地生産性も上がつてきておるといふことがございまして、それから労働生産性、こちらの面につきましても、上瀬一キログラム当たり労働時間というようになことで見ましても、五十三年が二・三時間というようになことで大分向上をいたしておるといふことがございます。こういうことで、問題は、今後生産対策等を強力に進めて、この労働生産性と土地生産性、これを高めていきたいと考えております。

なお、基準価等の決定に当たりまして、こういう生産性の関係等をどう織り込んでいくかという問題等につきましては、これはたゞいま資料を収集検討中でございますので、従来の例なり最近の動向等も踏まえて検討してまいりたい、かように思っております。

○瀬野委員 繭の減産傾向が今後も続くときには、養蚕業のみならずわが国蚕糸業の将来は重大な事態に陥ることが十分懸念されるわけですね。

そこで、蚕糸業振興審議会においては、昭和五十二年十二月以降生産部会を数度にわたって開催されております。近年における繭減産要因を究明するとともに、今後における具体的な養蚕振興の方策について検討を重ねてきておりまして、その結果を、御承知のように「養蚕振興の基本的方策について」と題して昭和五十四年七月二十日に取りまとめ、同日付で蚕糸業振興審議会会長から農林水産大臣に報告されております。

そこで、この中身を見ますと、一つには繭生産基盤の強化、二つには土地生産性の向上、三つには投下労働時間の節減、四つには高効率養蚕経営の育成、五つに養蚕を取り巻く環境条件の整備、こういうことを当面の重点事項にして、政府は

蚕糸業振興対策の一層強化を図ろうとしておられると思うのでありますが、こういう厳しい時期になつておりますので、こういうことに對して十分検討を進めておられるか、また、それに対していまだどういふような手順で検討されておるか、その点今後の進め方について具体的に御答をいただきたいと思ひます。

○二瓶政府委員 蚕糸業振興審議会の生産部会から、たゞいま先生からお話ございましたように、慎重な検討を経た結果、昨年の七月に一応御報告を申し上げたわけでございまして、私たちがいたしましては、たゞいま申し上げた各種の項目等を踏まえまして、五十五年度の一般会計予算等にそれを反映させる、さらにまた、五十五年度の事業団の助成事業等にも反映をさせるというふうなことで考えたわけでございます。

養蚕関係の予算につきましては、財政事情非常に厳しいときでございましたので、総額四十七億というところで予算を編成いたしました。これにつきましても若干前年より減つたという経緯がございまして、したがって、五十五年度の日本蚕糸事業団によります助成事業をさらに拡充強化していききたいということ、この四月から事業団が五十五年度に入りまして、現在財政当局と助成事業の大幅拡大について折衝中でございます。

したがって、私たちがいたしましては、その生産部会の報告の線に沿うべく、一般会計の蚕糸関係予算と事業団の予算と両方相まちまして、その方向で対処をしていきたいということを取り組んでおる次第でございます。

○瀬野委員 全養連においては、全国から蚕糸生産者代表千五百名を結集し、三月十八日十二時三十分から九段会館において、基準糸価引き上げ要求全国蚕糸生産者大会を開催し、熱気あふれる中に昭和五十五年度適用基準糸価の大幅引き上げについての決議が行われたわけでありまして、各党それぞれ決意を述べて、蚕糸生産者の期待にこたえるべくあいつをしたわけでございますが、最近

の生糸価格は、繭糸価格安定法に基づく一連の蚕糸対策にもかかわらず、依然として低水準に推移しております。しかるに、生糸の生産費は、物価、賃金等の急激な上昇に伴い二万円に近い水準に達しておることも御承知のとおりです。一方、生糸の実勢価格はこれを大幅に下回り、蚕糸生産者の経営はきわめて深刻な事態にあることはこれまで御案内のとおりであります。このような状況下、農林水産省が決定する基準糸価は、調査実績の生産費を大幅に圧縮し、実情を無視した低水準に査定される危険性があるということで、蚕糸生産者としては不安と承服できないという気持ちでいろいろと憤りをぶちまけておりました。

したがって、政府においては、昭和五十五年度適用基準糸価の決定に当たっては、蚕糸生産者の経営実態と物価賃金等の高騰を十分参酌の上、かつ生糸需給事情、経済事情等を参酌して、安定法生糸生産費を一萬六千三百円と算定し、基準糸価一萬五千五百円、基準繭価二千三百円として、実勢価格を安定法生産費以上で維持するよう強く全養連においては求めておるわけです。よって、来る三月二十九日にはいよいよ価格が決定されることになりまして、こういった全養連の試算について当局も十分検討しておられると思ひますが、こういった全国生産者の切なる声、決議を踏まえて価格を決定していただきたいと思ひますが、その点の検討内容、認識について当局の見解を承ておきたい。

○近藤(鉄)政府委員 全養連を中心といたします養蚕農家の方々の御要望については私たちが承っております。御案内のとおり、基準糸価につきましても、繭糸価格安定法に基づきまして、生糸生産条件及び需給事情その他の経済事情を参酌して定めることとなっております。また、基準繭価は、基準糸価に照応するものとして日本蚕糸事業団が定めることになっており、現在関係資料を収集、検討中でございます。御指摘ございました五十五年度に適用いたします基準糸価の決定につきましても、まず、生産条件をあらわす要素で

あります生糸生産費の動向等、これに並んで生糸、絹製品の末端需要の停滞、そして市場糸価の低迷、さらには日本蚕糸事業団の在庫の累増など、最近の需給事情を十分勘案しながら、慎重に検討しなければならぬと考えておりますが、蚕糸業振興審議会の意見も聞いた上で適正に決定してまいりたい、かように考えております。

○瀬野委員 政務次官に今回の価格決定に当たってさらにお願しておきたいことがございます。

すなわち、昭和五十五年適用生産費に最近の物価、賃金等の高騰の分が加味されていないというところが一つの大きな問題であると思うので、この点を十分配慮の上決定してもらいたいと思う。すなわち、昭和五十五年適用基準糸価が決定される場合採用される農林省統計情報部の繭生産費は、昭和五十三年十一月より昭和五十四年十月までの一年間のものであります。これを安定法適用生産費に組みかえる場合は、昭和五十四年十一月、十二月、さらに昭和五十五年一月の三ヶ月間の物価修正をして調整するのでありますが、私たち生産者から言わせると、繭生産者が生産する繭は昭和五十五年五月以降でございます。期間的に大きなずれがある、これは特に認識をしていただきたいと思います。そういう意味で、五十五年適用の繭生産費については最近の物価、賃金の高騰は加味されない仕組みとなっております。この矛盾を是正して実勢に合った物価修正をしていただく、こういうことが生産農家の強い要請でございます。このようにすることで価格決定をしていただきたいと思います。その点の政府の考えを、端的にいいですからお答えいただきたいと思う。

○近藤(鉄)政府委員 私たち、これは基準糸価の関係だけじゃないに、乳価も牛肉の価格もすべてそうでございますが、できるだけ最近時点までのデータをとり、全体のデータがとれなければ指数化して最近時点に延ばしていこう、こういう努力をしているわけでございます。

御指摘のように、しからば五十五年五月以降は

どうなんだ、こういうことにつきましては、もう農産物価格決定の共通する悩みでございますけれども、将来のことについてはなかなかはっきりしたデータがとれない、こういうことで、最近時点のデータで一応計算する、こういうことになっておるわけでございます。したがって、御指摘の点は十分理解できますが、これは技術的なものなかなむずかしい問題であるということも御理解願いたいと思います。

○瀬野委員 通産省当局にお伺いしますが、国内需要の不足に限り外国より繭を初め生糸、絹紡糸、絹糸、絹織物等を輸入すべきことはもうよくわかるわけですが、このうち中国、韓国との二国間協定については実情を無視した過大な取り決めが行われております。また、絹糸、絹織物等についても法の盲点を突き無秩序な輸入がなされております。このため需給は著しく乱れ、生糸価格は長期低迷を余儀なくされております。こういった点について、蚕糸生産者は経営に大きな不安を持ち、また動揺をいたしておりますが、通産省はどのように現状を認識し、これに対してどのように対処する考えであるか、その点お答えをいただきたい。

○村田説明員 御案内のように、絹織物につきましては日中、日韓の二国間協定を基礎にいたしまして輸入の秩序化を図っております。二国間協定でございますので、御指摘のように、わが方の考え方を一方的に通すということはなかなか困難でございます。しかしながら、私ども、国内の需給状況を踏まえまして、これまで四回の交渉を行っておりますが、粘り強く交渉を行っております。たとえば絹織物について申しますと、中国の場合協定締結が七六年でございます。それ以前七五年には二千八百万平米入っておりますが、ことし七九年度の協定におきましてはこれが千六百四十五万というところで、約半減いたしております。私どもとしても、国内の需給を踏まえて、できるだけ国内の絹業あるいは蚕糸業界に影響を与えないように努力しているところでございます。

それから、その二国間協定を迂回いたしました入ってくるようなもの、これは一昨年来間々見られたところでございますが、これに對しましては、貿易管令を発動いたしました事前許可制により監視いたしております。それから、とかく疑わしい輸入が多々ございまして香港につきましては、昨年九月からこれを事前確認制にいたしました。厳重な監視をいたしております。そういうような結果、疑わしいものはいまやほとんど後を絶たないふうになり、私も理解をいたしております。この半年間の輸入は、織物について申しますれば対前年比二〇％減というところで相当鎮静化したしております。引き続き輸入の監視には十分の注意を払ってまいりたいというように考えております。

○瀬野委員 時間がもう詰まっておりますので、はしょって伺いますが、農林水産省の場合生糸が二国間協定の対象になっていないわけですね。通産省の場合は絹糸と絹織物ということでございすけれども、いまの問題で農林水産省の二国間協定に対して同じような問題が起きておりますが、これに対する対策はどう考えているかという点と、それから、絹織物、絹糸、絹紡糸及び繭等の輸入については、ただいまも答弁がありましたが、現行の輸入調整措置では過剰輸入になるおそれがあるので、さらに強力な法的規制措置を講じて、蚕糸生産者の経営安定を期すべきである、かように私は考えているわけですが、また、そうしていただきたいと思うのですが、この点について通産省のお考えをお聞かせください。

○二瓶政府委員 生糸につきましても、中国、韓国とそれぞれ二国間取り決めをやっておるわけでございます。五十四年度におきましては約一〇％の削減というところを、これは五十五年からは二国間取り決めをやっておりますが、四年にして初めて削減ということの結果的になったわけでございます。問題は、あと今後五十五年の取り決めというのをいざやならなくちゃならぬわけでございます。すなわち、けさは来御説明申し上げておりますように、事業団の貯庫が二月末で八万九千俵と

いう姿でもございます。したがって、わが国の生糸の需給事情というふうなものが十二分に反映された取り決め数量になりますよう、粘り強く最大限の努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

○村田説明員 絹織物に対する規制の強化という御意見でございますけれども、いろいろガットのルールその他ございまして、これ以上の規制の強化につきましては慎重に検討してまいらなければならぬ、こういうふうな考えております。ただ、先ほど申しましたように、現在の二国間協定並びにこれを補完する貿易管令による措置ということ、これを機動的かつ厳格に適用してまいれば、何とか対処していけるものであらうと私も考えております。

○内海委員長 林百郎君。○林(百)委員 農水省にお聞きしますが、五十四年度の適用基準糸価について、繭の一キログラム当たりの生産費を修正していますね。統計情報部の繭生産費に対して七九％の修正をして二千百十二円。この七九％の修正というのは、これはどういう根拠で、どういふところからこういう数字が出てくるのですか。○二瓶政府委員 基準糸価につきましては、先生御案内のとおり、繭糸価格安定法の規定に基づいて決定をいたしておるわけでございますが、その際、繭の生産条件及び需給事情その他の経済事情から見て適正と認められる繭糸水準の実現を図ることを旨として定めるといふような規定の仕方にならざるわけでございます。そこで、この基準繭価でございますけれども、これは事業団の方で最終的には決めるわけでございますが、これにつきまして、五十四生糸年度適用の基準繭価につきまして、ただいま先生からお話ございましたように、最終的に決まりましたものが、統計情報部の繭生産費の二千六百七十二円、これに對しまして二千百十二円という基準繭価に相なったわけでございます。

したがって、これに対する根拠はどうかと

いうことに相なりますと、いわゆる需給事情その他の経済事情というような面からいたしまして、労働生産性なり土地生産性なり、そういうようなものを上げていくのが急務であるという角度で、そういう観点を織り込んで決定をしたということが根拠でございます。

○林(百)委員 非常に抽象的だ何と言っているかよくわからないのですが、それなら、七九%のいろいろのファクターですね、それを私に提供してもらえますか。なぜ統計情報部が生産費に対して七九%の修正をしたのかという、このファクターを私に提供してください。そうでなければ、あなたの答弁じゃわかりませんよ。四囲の状況だとか経済情勢だとか何とか、そんなことでは、アトランダムに農林省の思うような数字が出てくる危険がありますからね。それは時間がありますから、それらそうしましょう。

五十四年度の各作目別の労働評価についてですが、一時間当たり米は幾らで、藪は幾らと計算していますか。

○二瓶政府委員 五十四年度の藪なり米の労働評価の問題でございますけれども、これにつきましては、一時間当たりで藪が六百六十円四十六銭という評価をいたしております。それから米につきましては、千三百三十二銭でございますが、これは先生御案内のとおり、生産費所得補償方式という方式で米価を決めておりますので、その関係のことで一時間当たりの労働評価が高くなっておりますということでございます。

○林(百)委員 一時間当たりの労働評価が、藪が米の半分だ。米の方は生産費所得を償う評価をしてある。そうすると、藪の方はしていないから半分にしないというのですか。要するに生産費所得を償わない一時間の労働を計算しているということになるのですか。

○二瓶政府委員 生産費調査を統計情報部で行っておりますが、その際に、家族労働の評価をどうするかという際に、これは生産費調査におきましては共通でございます。米にしろ、藪にしろ、そ

の他の作物にしろ、生産費調査をやります際の家族労働の評価のやり方は同じでございます。それは農村の雇用労働といえますか、それでやってやるわけでございます。

そこで、それを、生産費調査の結果が出るわけでございますが、行政価格をそれぞれ決めるというに、藪の価格をどうするかあるいは米の価格をどうするかという際に、それぞれその作物の商品特性なりあるいは国民経済に占める地位なり、そういうようなことを背景にいたしまして、いろいろな行政価格を決める算式があるわけでございます。その際に、藪につきましては、労働の評価の仕方は、統計情報部で公表いたしましたその労働評価のやり方を一応踏襲をいたしております。米の場合は、先ほど申し上げましたように、生産者米価というものを決めます際に生産費所得補償方式というものをとっておりますが、製造業の都市均衡労働という角度で評価がえをするわけですので、そういたしますと、先ほど申し上げましたように、千円を超える相当高い評価額になる、こういうわけでございます。生産費調査そのもののときの原生産費の評価はみな各作物とも共通でございます。

○林(百)委員 いずれにしましても、藪の生産が低迷している。五十四年度は五十三年度より若干上向いたといえ、一時間当たりの労働が藪は米の半分では、これは農民の意欲が出てこないのはあたりまえですね、採算からいっても。だから、この問題はここであなたと論争しても限りがありませんか、これも計算の基礎をあなたから私のところへ出して下さい。

次に、これは次官に聞くよりほか仕方ないと思うのですが、昨年からことしにかけて生糸生産について、燃料は約三〇%ですね、三倍、金利が二二〇%、電力料金は先ほど話が出ました五〇%、燃料ガスは四〇%、それに円安という要因が加わっているわけですが、こういう要因を入れますと、藪一俵当たりの、あるいは一キログラムでもいいですが、生産費は幾らコストが上がります

か。

○近藤(鉄)政府委員 私へというお話でございますけれども、ちょっと具体的な数字の問題でございますので、農畜園芸局長の方から答えさせていただきます。

○二瓶政府委員 五十五生糸年度に適用いたします基準糸価等の行政価格につきましては、ただいま資料を収集、検討中でございます。その際に、物価の関係等につきましてもいろいろな資料を集めた上でございまして、したがって、主として藪につきましては農村物価賃金調査、この辺の動向等も見ておるわけでございます。

○林(百)委員 局長、生糸の生産費が、コストがこういう要因で幾ら上がるか、昨年以来灯油は御承知のとおり三倍にもなり、金利が最近二倍近く上がり、電力料金五割、燃料ガスが四割、それに円安というファクターが加わっているわけで、こうなると、生糸の生産費、一俵でもいいし、一キログラムでもいいですが、五十四年度の基準価格を計算したときよりどのくらい上がってきますかと聞いています。生糸のことを聞いています。

○二瓶政府委員 ですからそれは、資料を収集して、どのデータを使うか等もございしますので、いま検討中でございます。

○林(百)委員 検討中と言っても、あさっては諸問案が農林省から出るわけでしょう。それなのにまだ……。こういうファクターを加えて、大体、アバウトで結構ですが、どのくらい上がってくるかというところもまだ検討中なんですか。

○二瓶政府委員 ただいま申し上げましたように、資料を収集いたしました目下検討中でございます。二十九日の十時半からの審議会までには必ず間に合わせるといふつもりでございます。

○林(百)委員 やむを得ません。

先ほど次官は、生糸がだぶついている、だぶついていると言いますが、五十四年度の日本の国の

生糸の消費量は何俵で、そして国内生産量は何俵だったのですか。

○近藤(鉄)政府委員 生糸年度はまだ出ていないので、五十四年暦年の生産が二十六万五千八百……(林(百)委員)消費量ですよと(呼ぶ)生産が二十六万五千で、内需が全体として四十一万三千六百六十八俵になっております。

○林(百)委員 生糸の消費量は幾らなんですか。何万俵で、そのうち国内生産の生糸は何万俵だったかと聞いているのです。局長でもいいです。

○二瓶政府委員 ただいま政務次官が御答弁申されましたのは、絹織物等も全部生糸に換算した場合のものでございます。先生のお尋ねは、むしろ生糸そのもの……

○林(百)委員 生糸そのものと、それから絹織物を含めて、あるいは二色に言っていたいて、日本の生糸の——暦年でやっていますか、生糸年度で答えていますか、どちらでもいいのですが、先ほど二十六万という数字が出ましたね。

○二瓶政府委員 実は五十四生糸年度は目下進行中でございまして、五月末になりませんと五十四生糸年度が終わらぬわけでございます。ちょうどいま進行中の半ばというところで、そういう意味で先ほど政務次官は暦年の数字を言われたと思えます。

そこで、五十四暦年の生糸の生産でございますが、これは二十六万五千八百二十九俵ということでございます。それに対して内需でございますが、内需は、これは織物等も換算をいたしております、それが四十一万三千六百六十八俵ということでございます。

○林(百)委員 そうすると、内需が四十一万三千俵、それで国内生産が二十六万俵と言えば、少なくとも日本の生糸の生産に関する限りはだぶついているんじゃないですか。十五万俵足りないんじゃないですか。そうすると、先ほど次官の答えただぶついているという要因は輸入生糸ですね。輸入生糸の要因が加わるものだから、だぶついていると生糸を圧迫する、こういうことに解釈してい

いんじゃないですか。

○近藤(鉄)政府委員 林先生のおっしゃるとおりでございます。ただ、たびたびお話をしておきましますように、生糸の輸入につきましても、これはもう一応自由化商品になってございますので、本来ですと、自由に輸入業者が買入、また輸出業者が輸出ができる、そういう状況になっておるわけでございますので、それを二国間で話を詰めて、国内のいろいろな需給やまた国内の繭糸価格の状況等を十分向こうに伝えまして、話し合いで調整をしてまいる、こういうことに実はいろいろむずかしい問題があるわけでございます。

○林(百)委員 むずかしい話があるから聞いているので、あなたが言わなくてもわかっているので、事業団の在庫の九万俵のうち国内のものは一万二、三千俵だというんですね。あとは輸入生糸を事業団が持つておる。近頃また三万俵近く中国から入ってくるので、これも事業団が買入れるということになると、事業団は十二万俵くらい買入れることになるわけですね。

通産省にお聞きしますが、こういう実情にあるわけなんです。いろいろ苦労しているかもしれないんですけども、日本の生産生糸だけじゃ足りないんですよ。むしろ内需を満たさないんですよ。十五、六万俵も足りないんですよ。しかし外国からほとんど入ってくる。あなた方知っているかどうか知りませんが、現在、たとえば絹織物について、染色してない真白いものは半製品として通産省は行政指導によって輸入をある程度抑制して、二国間協定やいろいろやっていきますけれども、二、三年前から輸入商社が知恵を出して、反物を、簡単に脱色できるいわゆる青竹、これは通産省は専門だから御承知です、こんな形で日本の商社が輸入している、こういう実情もあるわけなんです。こういう点も踏まえて、これは輸入をよほど努力して規制しなせんと、生糸もそうですけれども、ことに絹製品を抑えていかないと、日本の生糸事情が明るい見通しを持つことは非常に不可能になると思うのです。生糸という

のは、言うまでもなくそのすその方には繭生産者がいるわけなんです。日本の農民の生活がかかっているわけですから、この点について一層の努力をしてもらいたい、こういうふうに思うわけです。

それからもう一つ、さっきの矢野次官の話ですが、農林次官、これはあなたの考え方はちょっと甘過ぎると思うのです。これは正式には京都商工会議所が通産次官として招待して、そして言うことには、せめて二年間生産を全面ストップさせる、そうすれば、農家は生糸が売れなくなつて全滅する、その上で国際相場の中生糸などを生糸を生産を再開したらどうか、生産ストップの体制中では通産省で生活を見てやるというようなことを言っているわけですね。しかし、生糸の一元化、そして蚕糸事業団の制度というものは国会で法律で決めたことですから、国会で法律で決めたことを高級官僚が勝手に自分でそれを否定する、そんなことを言うということは、これは国会の機能を全く無視したファッショ的な発言になるわけじゃないですか。ことに、二年もたてば蚕糸業は全滅する、生糸も全然買わなくなるから、生糸もそれで終わりにする、そうしたら中国の安い生糸を買った方がいい、日本の生糸よりは中国の生糸の方を使った方がいい、ということを手元に、通産次官とある方が京都の商工会議所に行つて言っている。こういうことに対して、農林省がやはり一言抗議を言うなり、この真意はどこかということを問うぐらゐのことをしなければ、農林省は通産省になめられてしまふんじゃないか、変な言葉ですけれども、この点を次官、よく考えていただきたいと思うのです。

○近藤(鉄)政府委員 先ほどもお答えいたしましたように、私は、矢野通産次官を個人的に知っておりますし、そうめっちゃくちゃなことを言う人ではないと思っておりますので、先ほど通産省の課長から話があったわけでありましたが、これはまさに逆説的に、でももしないことをあえて言うことで、逆説的に、日本の絹織物業と養蚕業との密

接不可分の関係を言ったのではないかと、こういうふうには実は好意的に考えておったわけでございます。これも、御答弁申し上げましたように、しかし、真意が那邊にあるかについては、私は臆測でございまして、これは早速ただしまして、それによつては嚴重に抗議を申したい、こう思います。が、いづれにいたしましても、場所柄等を考えれば、あのときの発言はきわめて不穩当であつた、かように考える次第であります。

○林(百)委員 時間がないから最後にしますが、次官、あなたと矢野さんとはどういう個人的な関係があるかもしれませんけれども、商工会議所で、通産次官ともある方が、日本の蚕糸業が二年もたてば全滅するから、そうしたら中国の生糸を買った方がいいじゃないかなんて、そんなことを言うような、そんなことを許しておくことはできません。これは恐らく国会全体でも問題になると思いますが、そのとき、あなたどこまでも、そんな私情で、あの人は正直な人だからきつと言いつつ、過ぎたんだらう、そんなことを言っていたら、これは農林省の權威にかかりますよ。このことは京都の議会で問題になりました、知事ですら、次官が脱線してしまつたものだと思ふ、こう言っているんですよ。もっと毅然とした態度をとってもらいたい。

最後に、私の要望ですが、あなたも御承知のとおり、製糸協会あるいは養蚕業界から、基準価格をぜひ実情に合ったように上げてもらいたいという非常に強い要望がある。これで見れば、生糸の織物業者が安楽死をするかもしれないと言いますが、このままでは、生糸業者も、養蚕業者の方、農林省管轄の方が早く安楽死するかもしれないので、十分この要望を考慮して、実情に適した諮問を農林省が出すように要望しておきたいと思ひますが、その点で一言答弁を求めておきたいと思ひます。

○近藤(鉄)政府委員 基準糸価の決定につきましては、いま至急資料を収集いたしまして分析、検討している段階でございます。二十九日の午前十

時に蚕糸業振興審議会に付すわけでございますけれども、それまでには十分いま先生から御指摘ございましたような問題を踏まえて検討いたしまして、できるだけ適正な価格の決定に当たりたい、かように考えております。

○林(百)委員 どうもはつきりしないけれども、結構です。

○内海委員長 次回は、明二十八日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後六時十五分散会

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

(昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の十一の次に次の一条を加える。
(昭和五十五年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の十二 前条第一項の規定の適用を受けたる年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額に一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額(当該平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額が四百三十三万五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四百円を加算して得た額の十二分の一に相当する額

(その額が三十九万円を超えるときは、三十九万円とする。)とする。)を平均標準給与の月額とみなして、旧法(附則第五条を除く。)の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

3 前二項の規定の適用を受ける次の各号に掲げる年金については、これらの規定による改定後の年金額が当該各号に定める額に満たないときは、昭和五十五年四月分以後、その額を当該各号に定める額に改定する。

一 退職年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ 六十五歳以上の者に係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳未満の者に係る年金 五十万三千七百円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに定める額

イ 六十五歳以上の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 六十七万六千六百円

ロ 六十五歳以上の者で組合員期間が九年以上であるものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で組合員期間が二十年以上であるものに係る年金 五十万三千七百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万五千八百円

三 遺族年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに定める額

イ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年以上である年金 四十三万六千円

ロ その額の計算の基礎となつた組合員期間が二十年未満である年金 三十二万七千円

4 前三項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年四月分から同年七月分までにおいては、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、前条第四項ただし書の規定を準用する。

一 遺族である子が一人いる場合 六万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 八万四千元

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 四万八千元

5 第一項又は第三項の規定の適用を受ける退職年金又は障害年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの額を同項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一項から第三項までの規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第四項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

7 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十五年六月分以後、その額を、第三項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同項中「年金額」とあるのは「年金額(その額につき次項又は第六項の規定の適用がある場合には、その額からこれらの規定により加算される額に相当する額を控除した額。以下この項において「その額」という。)」と、「六十七万六千六百円」とあるのは「七十万円」と、「五十万三千七百円」とあるのは「五十二万五千円」と、「三十三万五千八百円」とあるのは「三十五万円」と、「四十三万六千円」とあるのは「四十五万五千円」と、「三十二万七千円」とあるのは「三十四万三千三百円」と読み替えるものとする。

8 第四項及び第六項の規定は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第五項の規定は第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号の一に該当する場合には、昭和五十五年八月分以後、その額に当該各号に定める額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。この場合において、前条第四項ただし書の規定を基用する。

一 遺族である子が一人いる場合 十二万円

二 遺族である子が二人以上いる場合 二十一万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 十二万円

10 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が昭和五十五年八月一日以後に六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

11 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金のうち六十五歳以上の者で組合員期間が六年以上九年未満であるものに係る障害年金については、これらの規定による改定後の年金額が四十二万円に満たないときは、昭和五十五年十二月分以後、その額を四十二万円に改定する。

12 第一項又は第七項の規定の適用を受ける年金(組合員期間が六年以上九年未満の者に係る障害年金に限る。)を受ける権利を有する者が昭和五十五年十二月一日以後に六十五歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

13 第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する妻が第九項各号の一に該当する場合又は第十項の規定により第九項第三号の規定に該当する者とみなされる場合において、その妻(政令で定める妻を除く。)が通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)第三条に規定する公的年金各法に基づく年金たる給付その他の年金たる給付のうち、老齢、退職又は廃疾を支給事由とする給付であつて政令で定めるもの(その金額の支給を停止されている給付を除く。)の支給を受けることができるときは、その受けることができる間は、同項及び第十項の規定による加算は行わない。ただし、第一項、第二項又は第七項の規定の適用を受ける遺族年金の額が政令で定める額に満たないときは、この限りでない。

14 前項ただし書の規定の適用を受ける遺族年金の額に第九項又は第十項の規定により加算される額は、当該遺族年金の額にこれらの規定により加算されるべき額を加えて得た額が前項の政令で定める額を超えるときにおいて、第九項及び第十項の規定にかかわらず、当該政令で定める額から当該遺族年金の額を控除した額とする。

第二條の二十二の次に次の一条を加える。

(昭和五十五年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二條の二十三 昭和五十四年三月三十一日以前に第二條第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に新法第三十九條第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ当該各号に定める額を、それ当該年金に係る平均標準給与の年額、旧

法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、法、三十九年改正法附則又は四十年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

一 前条第一項に規定する年金 当該年金の額を同項の規定により改定する場合のその改定年金額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額（以下この号において「算定基礎年額」という。）に一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円（退職をした時における当該年金の額の算定基礎年額に係る標準給与の月額がその時における法第二十条第一項の表の標準給与の等級の最高の等級に係る標準給与の月額であつた者（以下この号において「最高額該当者」という。）で政令で定めるものに係る年金にあつては、三千二百円に政令で定める金額を加算して得た額）を加算して得た額（当該改定年金額の算定基礎年額が四百三十五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千円（最高額該当者で政令で定めるものに係る年金にあつては、十四万四千円に政令で定める金額を加算して得た額）を加算して得た額（その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円））

二 昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和五十四年四月一日以後昭和五十四年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による年金 その給付事由が生じた日における当該年金の額の算定の基礎となつた平均標準

準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額に一・〇三四を乗じて得た額に三千二百円を加算して得た額（当該平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額が四百三十五千二百九十四円以上であるときは、その額に十四万四千円を加算して得た額（その額が四百六十八万円を超えるときは、四百六十八万円））

2 第一条の八第二項及び第四項の規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとす

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第四条の七の次に次の一条を加える。

（昭和五十五年度における通算退職年金及び通算遺族年金の額の改定）

第四条の八 前条第一項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十五年四月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日に施行されてきたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額（その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日施行されてきたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与

の月額）を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の十二第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と読み替へるものとす

2 昭和五十四年三月三十一日以前に第二項第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員についての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十四年四月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第一号中「二十四万円」とあるのは「四十七万七千九百七十二円」と、同項第二号中「第二項」とあるのは「第二条の二十三第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合（その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十）」と、」「新法通算退職年金の改定基礎月額」とあるのは「新法通算退職年金の改定基礎月額」と、同項第二号中「別表第一の二」とあるのは別表第一の二（昭和五十四年十月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員については、五十四年改正法第二条の規定による改正前の法別表第一

の二」と読み替へるものとする。

3 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は五十四年改正法第二条の規定による改正前の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

4 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

5 昭和五十四年三月三十一日以前に第一項第一項の資格の喪失をし、又は第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員に係る通算遺族年金であつて、その年金を受ける権利が昭和五十五年三月三十一日以前に取得されたものについては、同年四月分以後、その額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前各項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年金額の百分の五十に相当する額に改定する。

第五条及び第六条中「第二条の二十二」を「第二条の二十三」に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）

第二条 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級		標準給与の月額		給 与		月 額	
第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級	第 五 級	第 六 級	第 七 級	第 八 級
六九、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
七〇、五〇〇円未満	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	八二、〇〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満

標準給与の等級		標準給与の月額		給 与		月 額	
第 一 級	第 二 級	第 三 級	第 四 級	第 五 級	第 六 級	第 七 級	第 八 級
六九、〇〇〇円	七二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上
七〇、五〇〇円未満	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	八二、〇〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	九七、五〇〇円未満

第八級	一〇〇、〇〇〇円	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円未満
第九級	一〇五、〇〇〇円	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円未満
第十級	一一〇、〇〇〇円	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円未満
第十一級	一二〇、〇〇〇円	一一二、五〇〇円以上	一二五、〇〇〇円未満
第十二級	一三〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円未満
第十三級	一四〇、〇〇〇円	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円未満
第十四級	一五〇、〇〇〇円	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円未満
第十五級	一六〇、〇〇〇円	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円未満
第十六級	一七〇、〇〇〇円	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円未満
第十七級	一八〇、〇〇〇円	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円未満
第十八級	一九〇、〇〇〇円	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円未満
第十九級	二〇〇、〇〇〇円	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円未満
第二十級	二一〇、〇〇〇円	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円未満
第二十一級	二二〇、〇〇〇円	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円未満
第二十二級	二三〇、〇〇〇円	二二五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円未満
第二十三級	二四〇、〇〇〇円	二三五、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円未満
第二十四級	二五〇、〇〇〇円	二四五、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円未満
第二十五級	二六〇、〇〇〇円	二五五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円未満
第二十六級	二七〇、〇〇〇円	二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円未満
第二十七級	二八〇、〇〇〇円	二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円未満
第二十八級	二九〇、〇〇〇円	二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円未満
第二十九級	三〇〇、〇〇〇円	二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円未満
第三十級	三一〇、〇〇〇円	三〇五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円未満
第三十一級	三二〇、〇〇〇円	三一五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円未満
第三十二級	三三〇、〇〇〇円	三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円未満
第三十三級	三四〇、〇〇〇円	三三五、〇〇〇円以上	三四五、〇〇〇円未満
第三十四級	三五〇、〇〇〇円	三四五、〇〇〇円以上	三五五、〇〇〇円未満
第三十五級	三六〇、〇〇〇円	三五五、〇〇〇円以上	三六五、〇〇〇円未満
第三十六級	三七〇、〇〇〇円	三六五、〇〇〇円以上	三七五、〇〇〇円未満
第三十七級	三八〇、〇〇〇円	三七五、〇〇〇円以上	三八五、〇〇〇円未満
第三十八級	三九〇、〇〇〇円	三八五、〇〇〇円以上	三九五、〇〇〇円未満
第三十九級	四〇〇、〇〇〇円	三九五、〇〇〇円以上	四〇五、〇〇〇円未満
第四十級	四一〇、〇〇〇円	四〇五、〇〇〇円以上	四一五、〇〇〇円未満

附則第八条中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改

第一類第八号 農林水産委員会議録第十二号

昭和五十五年三月二十七日

正する法律(昭和三十九年法律第百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第四十条第十号中「四百六十八万円」を「四百九十二万円」に改める。

附則第七条第六項中「第一条の十一第一項及

び第十三項」を「第一条の十二第一項」に改める。

附則第七条の二中「六十四万七千円」を「七十七万円」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「六十四万七千円」を「七十七万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改め、同項第三号中「三十二万三千五百円」を「三十五万円」に改める。

附則第十五条の二第一項第一号中「六十四万七千円」を「七十七万円」に改め、同項第二号中「四十八万五千三百円」を「五十二万五千円」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、第一条中昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第一条の十一の次に一条を加える改正規定(同法第一条の十二第二三項及び第十四項に係る部分に限る。)は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号)第十一号中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第六十五条の次に一条を加える改正規定の施行の日から施行する。

(標準給与に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して施行日まで引き続き組合員の資格を有する者(昭和五十五年四月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万八千円以下である者又は三十九万円である者(給与月額が三十九万五千円未満である者を除く。)の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額を基礎となつた給与月額を第二条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十条第一項の規定による標準給与の基礎となる給与月額

とみなして、改定する。

(退職年金等の額の特例に関する経過措置)

第三条 改正後の法附則第八条並びに第三条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(以下「改正後の三十九年改正法」という。)附則第七條の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定は、昭和三十九年十月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付についても、昭和五十五年四月分以後適用する。

2 昭和三十九年十月一日以後昭和五十五年四月

三十日以前に給付事由が生じた給付については改正後の法附則第八条並びに改正後の三十九年改正法附則第七條の二、第十二条第三項及び第十五条の二第一項の規定を適用する場合には、同年四月分及び同年五月分の給付については、改正後の法附則第八条中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」と、改正後の三十九年改正法附則第七條の二及び第十二条第三項第一号中「七十七万円」とあるのは「六十七万七千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」と、同項第三号中「三十五万円」とあるのは「三十三万五千八百円」と、改正後の三十九年改正法附則第十五条の二第一項第一号中「七十七万円」とあるのは「六十七万七千六百円」と、同項第二号中「五十二万五千円」とあるのは「五十三万七千七百円」とする。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第四条 改正後の三十九年改正法附則第四十条第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に必要となる事項は、政令で定める。

理由

農林漁業団体職員共済組合による給付に関し、他の共済組合制度に準じて、既裁定年金の額の改定、標準給与の月額の上下限の引上げ等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和五十五年四月七日印刷

昭和五十五年四月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局